

倉敷市障がい者基本計画

(令和6～11年度)

倉敷市障がい福祉計画

倉敷市障がい児福祉計画

(令和6～8年度)

【素案】

令和5年11月

倉 敷 市

目 次

倉敷市障がい者基本計画

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 本市の障がい者等の現状	6
1 人口動態	6
2 障がい者の状況	8
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 計画の理念と目標	21
2 計画の基本的視点	22
3 計画の施策体系	24
第4章 施策の現状と課題及び今後の取組	25
1 差別の解消及び権利擁護	25
2 情報アクセシビリティ	34
3 生活支援	38
4 療育・教育	44
5 雇用・就業、経済的自立	50
6 保健・医療	56
7 社会参加支援	60
8 安全・安心	70
第5章 計画の実施と評価	75
1 計画の実施体制	75
2 計画の進捗管理・評価	76

倉敷市障がい福祉計画

倉敷市障がい児福祉計画

第1章 計画の概要	77
1 計画策定の背景と趣旨	77
2 計画の位置づけ	78
3 計画の期間	79
4 計画の策定体制	79
第2章 本市の障がい者等の現状	83
第3章 計画の基本的な指針と重点課題ごとの取組	84
1 国による基本的な指針	84
2 本市における重点課題ごとの取組	87
第4章 成果目標とサービス事業量の見込み	110
1 令和8年度の成果目標	110
2 障がい福祉サービスの見込量	118
3 障がい児福祉サービスの見込量	126
4 地域生活支援事業の見込量	129
第5章 計画の実施と評価	135
1 計画の実施体制	135
2 計画の進捗管理・評価	136

倉敷市障がい者基本計画

(令和6～11年度)

第Ⅰ章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいの重度化と障がい者の家族や介護者の高齢化が進むなか、親亡き後の支援や医療的ケア児、発達障がい児への支援、差別の解消など、障がい者へのさまざまな対応の強化が求められています。

障がい者施策について、国では障害者自立支援法を改正し、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

平成26年に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の一部施行、「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」の施行など、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の国内法が整備されました。

平成30年には、障がい者の生活と就労に対する支援の充実や、障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援の拡充を図るため「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。

また、令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、近年も様々な法整備が進められてきています。

さらに、令和5年には障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第5次）」を策定し、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための施策の方向を定めています。

倉敷市（以下「本市」という。）においても、平成31年3月に「倉敷市障がい者基本計画」を策定し、令和3年3月には、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域等で安心して暮らしていけるよう、地域の社会資源を有効に活用し、障がい者の生活を地域全体で支えることを目的とした地域生活支援拠点等の整備、令和3年12月には手話に対する理解の促進及び手話の普及「倉敷市手話言語条例」を制定するなど、障がい者施策を総合的に推進してきました。

この度、計画の期間が令和5年度をもって終了することから、国の制度改正の方向、障がいのある人やその家族の意見、計画の進捗状況等を踏まえ、障がい者施策のより一層の推進を図るために、新たな計画を策定しました。

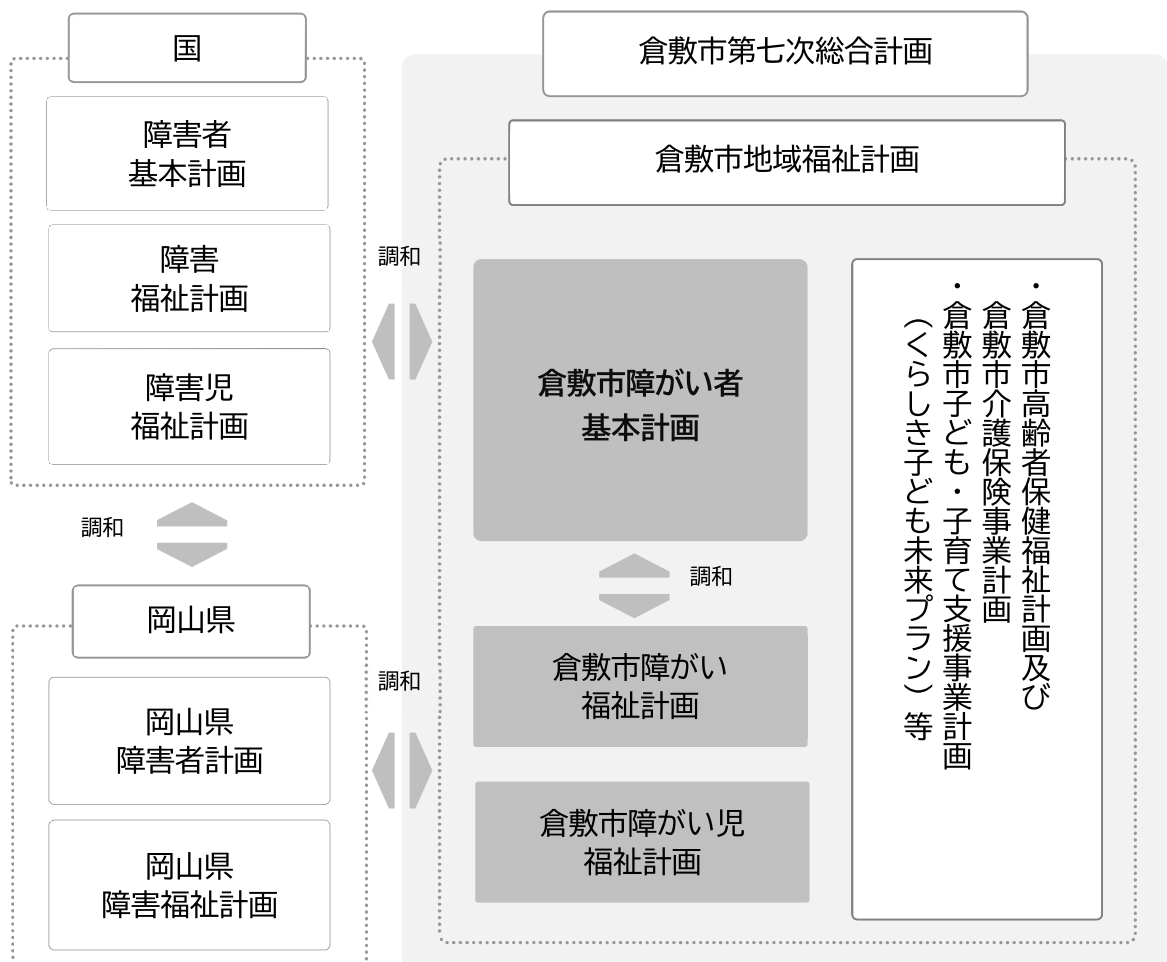
2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」です。

(2) 他の計画との関連

国や県の各計画、本市の「倉敷市総合計画」や、市の福祉関連計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年度とする6か年計画とします。

令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障がい者基本計画					
第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい児者の日常生活の状況や障がい福祉施策に関する要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

●調査の実施概要

調査対象	① 令和5年7月1日現在、身体障害者手帳・療育手帳・障害者手帳(精神)所持者及び通所支援サービス利用児の中から無作為抽出した1,000名(身体障害者手帳:420名、療育手帳:260名、障害者手帳(精神):220名、通所支援サービス利用児:100名)
	② 令和5年7月1日現在、倉敷市内在住の18歳以上75歳未満の人の中から無作為抽出した1,000名
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	令和5年8月10日(木)～令和5年9月8日(金)
回収結果	① 配布数: 1,000件 有効回収数: 485件(有効回収率: 48.5%)
	② 配布数: 1,000件 有効回収数: 489件(有効回収率: 48.9%)

(2) 障がい福祉団体からの意見聴取

アンケート調査では把握しきれない障がい児者の生活課題や福祉ニーズ、各種障がい福祉団体の活動状況とその課題を把握するために、市内の障がい福祉団体に対してヒア

リング調査を実施しました。

調査は、各団体にヒアリング調査シートを配布し回答を依頼するとともに、回答のあった団体のうち、団体ヒアリングへの参加を希望された団体については、直接意見の聴取を行いました。

●障がい福祉団体からの意見聴取の実施概要

調査対象	市で把握している市内の障がい福祉団体（４２団体）
調査方法	①ヒアリング調査シートを配布し、回答を依頼 ②団体ヒアリングへの参加希望団体を対象に直接聴き取り実施
調査シートの配布期間	令和５年７月２７日（木）～令和５年８月１０日（木）
調査シートの回収結果	配布：３７団体 回収数：１９団体（回収率：５１．４％）
ヒアリング参加団体数	９団体
ヒアリング実施日	令和５年８月２５日（金）

- （３）倉敷市社会福祉審議会障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会の設置
本計画の策定を行うに当たり、「倉敷市社会福祉審議会障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会」を設置し、令和５年７月から令和６年１月まで計４回の審議を行いました。

この分科会には、医療・福祉・雇用の関係者のほか、学識経験者、障がい福祉団体の関係者、公募による市民代表にも委員として参画していただき、幅広い意見の集約を行いました。

- （４）倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定幹事会及びワーキング部会の設置
倉敷市社会福祉審議会障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会に提示する計画素案作成のため、庁内関係部局の代表者で構成する「倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定幹事会」及び庁内関係各課の実務者で構成する「倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定ワーキング部会」を設置し、意見交換を行いました。

- （５）倉敷地域自立支援協議会及び倉敷地域生活支援拠点運営協議会での意見交換
障がい児者に対するサービス提供現場における課題を抽出し、その解決に向けた方向性を検討するため、倉敷地域自立支援協議会及び倉敷地域生活支援拠点運営協議会において、意見交換を行いました。

(6) 計画素案の公表、市民からの意見募集（パブリックコメント）

令和5年12月に、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

●パブリックコメントの実施概要

実施方法	・市ホームページ掲載 ・本庁障がい福祉課、情報公開室、児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課、庄・茶屋町・船穂の各支所へ素案冊子配置
意見募集期間	令和5年12月1日（金）～令和5年12月28日（木）
意見提出者数	名（意見総数： 件）

第2章 本市の障がい者等の現状

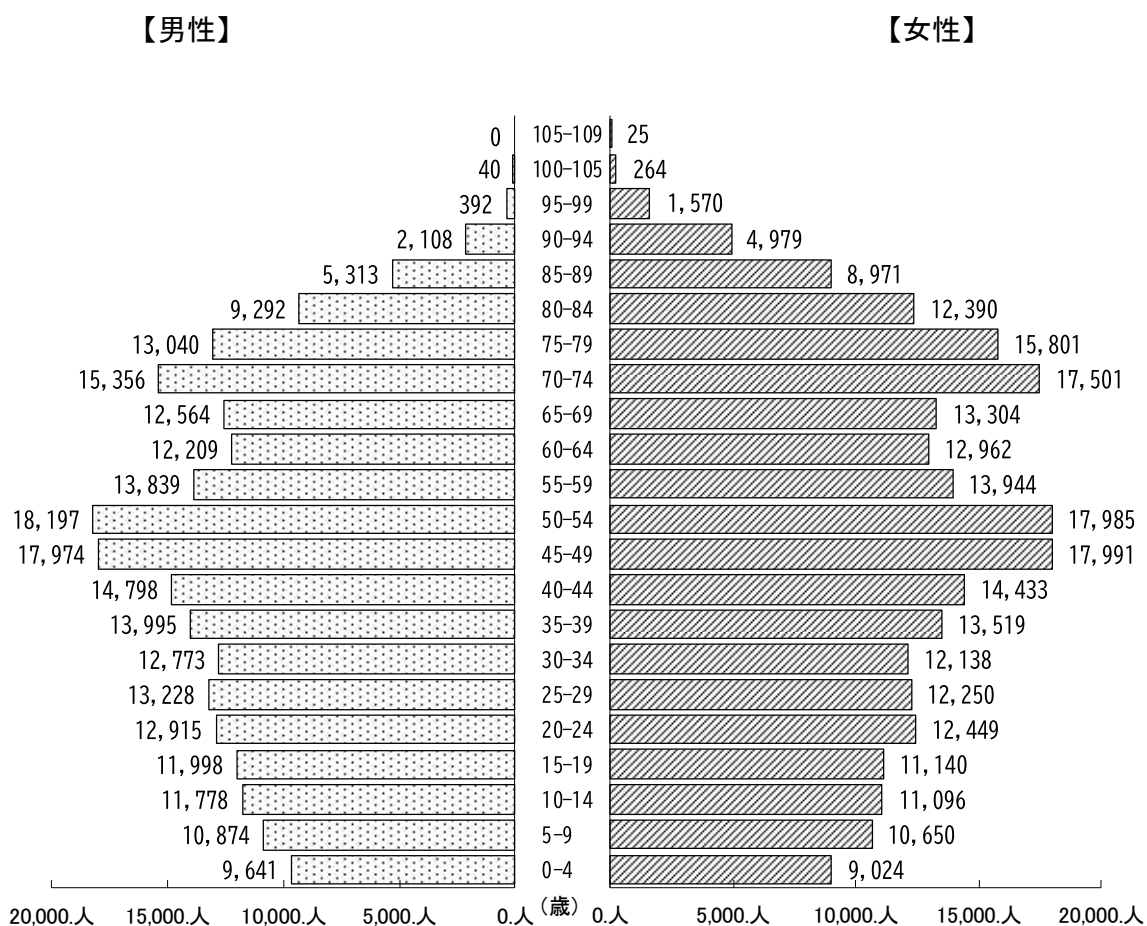
1 人口動態

① 人口構造

本市の人口は、令和5年3月末現在で、男性232,324人、女性244,386人、合計476,710人です。

年齢階層別にみると、第一次ベビーブーム世代の70～74歳の階層と第二次ベビーブーム世代の50～54歳の階層が多く、国と同じ2つのピークがある「つぼ型」の人口ピラミッドとなっています。

人口ピラミッド

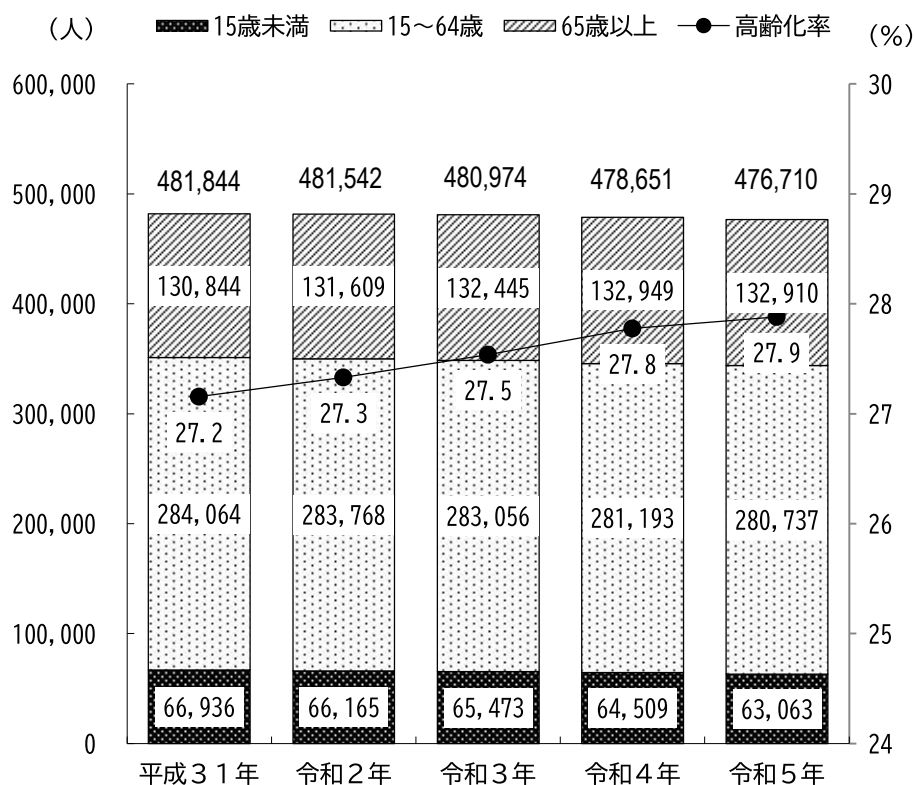


資料：住民基本台帳(令和5年3月末現在)

② 人口等の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口は、平成31年から令和5年にかけて3,327人、1.2%減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は2,066人、1.6%増加しています。これに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も27.2%から27.9%へと0.7ポイント上昇しており、引き続き高齢化が進んでいることがわかります。

年齢3区分別人口及び高齢化比率の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の現状

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在16,214人と、総人口の3.4%となっており、うち65歳以上の高齢者が11,846人と、全体の73.1%を占めています。

障がい種別にみると、肢体不自由が8,221人（50.7%）と最も多く、次いで内部障がいが5,626人（34.7%）となっています。また、重度障がい者（1、2級）は7,880人で、全体の48.6%を占めています。

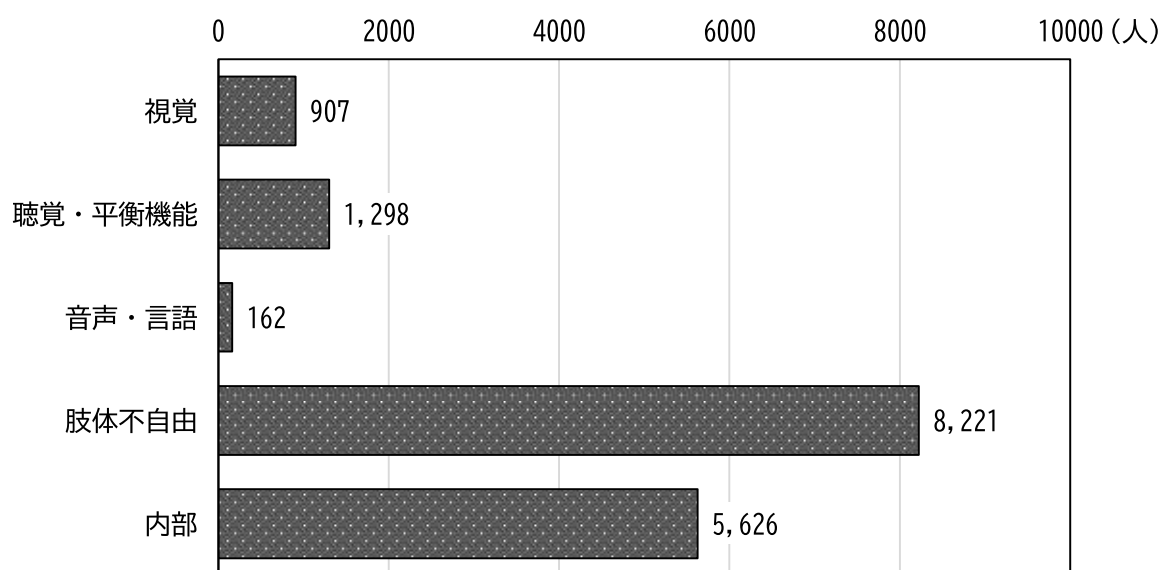
障がい種別等級別年齢階層別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	18歳未満	7	1	0	5	1	0	14
	18～64歳	77	69	13	21	37	4	221
	65歳以上	203	250	31	48	84	56	672
	合計	287	320	44	74	122	60	907
聴覚・平衡 機能障がい	18歳未満	1	21	3	9	0	17	51
	18～64歳	32	150	25	26	3	62	298
	65歳以上	86	137	121	205	4	396	949
	合計	119	308	149	240	7	475	1,298
音声・言語 障がい	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	1	1	10	24			36
	65歳以上	0	3	89	34			126
	合計	1	4	99	58	0	0	162
肢体不自由	18歳未満	172	25	9	13	6	3	228
	18～64歳	659	530	257	417	236	176	2,275
	65歳以上	783	1,106	954	2,042	506	327	5,718
	合計	1,614	1,661	1,220	2,472	748	506	8,221
内部障がい	18歳未満	32	1	14	6			53
	18～64歳	788	20	135	249			1,192
	65歳以上	2,693	32	531	1,125			4,381
	合計	3,513	53	680	1,380	0	0	5,626
合計	18歳未満	212	48	26	33	7	20	346
	18～64歳	1,557	770	440	737	276	242	4,022
	65歳以上	3,765	1,528	1,726	3,454	594	779	11,846
	合計	5,534	2,346	2,192	4,224	877	1,041	16,214

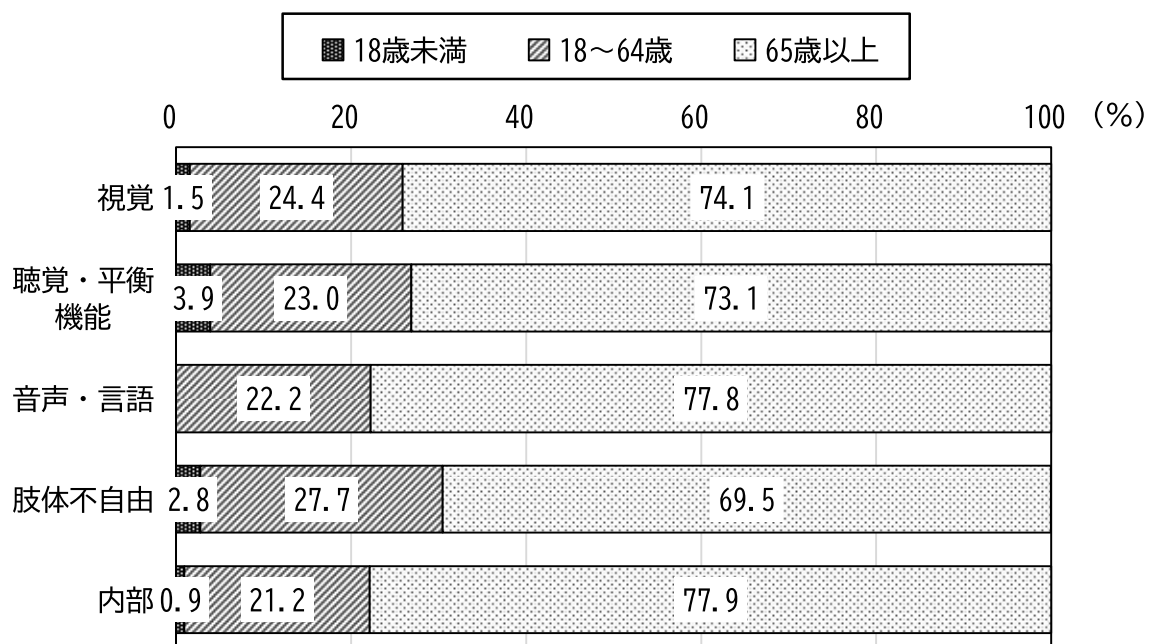
資料：市障がい福祉課（令和5年3月末現在）

障がい種別年齢階層別身体障害者手帳所持者数



資料：市障がい福祉課（令和5年3月末現在）

障がい種別年齢階層別身体障害者手帳所持者の比率



資料：市障がい福祉課（令和5年3月末現在）

② 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成31年からの5年間で135人、0.8%の減少にとどまり、ほぼ横ばいとなっています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	5,543	5,538	5,623	5,519	5,534
2級	2,450	2,403	2,369	2,343	2,346
3級	2,153	2,161	2,140	2,185	2,192
4級	4,254	4,242	4,227	4,280	4,224
5級	887	882	867	872	877
6級	1,062	1,060	1,049	1,040	1,041
合計	16,349	16,286	16,275	16,239	16,214

資料：市障がい福祉課（各年3月末現在）

(2) 知的障がい者の状況

① 療育手帳所持者数の現状

本市の療育手帳所持者数は、令和5年3月末現在4,449人と、総人口の0.9%となっています。

等級別にみると、B（中度・軽度）が3,163人で全体の71.1%を占めています。

また、年齢階層別にみると、身体障害者手帳及び障害者手帳（精神）所持者に比べて18歳未満の人数が多く（全体の26.8%）、65歳以上の割合は5.5%と低くなっています。

等級別年齢階層別療育手帳所持者数

（単位：人）

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A（最重度・重度）	308	892	86	1,286
B（中度・軽度）	885	2,120	158	3,163
合 計	1,193	3,012	244	4,449

資料：市障がい福祉課（令和5年3月末現在）

② 等級別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成31年からの5年間で494人、12.5%の増加となっています。

等級別にみると、A（最重度・重度）よりもB（中度・軽度）の増加率の方が高くなっています。

等級別療育手帳所持者数の推移

（単位：人）

区 分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A（最重度・重度）	1,205	1,239	1,250	1,273	1,286
B（中度・軽度）	2,750	2,843	2,944	3,012	3,163
合 計	3,955	4,082	4,194	4,285	4,449

資料：市障がい福祉課（各年3月末現在）

(3) 精神障がい者の状況

① 障害者手帳所持者数の現状

本市の障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在4,739人と、総人口の1.0%となっています。

等級別にみると、2級が3,466人で全体の73.1%を占めています。

等級別年齢階層別障害者手帳所持者数

(単位：人)

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1 級	2	231	196	429
2 級	74	2,889	503	3,466
3 級	24	776	44	844
合 計	100	3,896	743	4,739

資料：市保健課（令和5年3月末現在）

② 等級別障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は年々増加傾向にあり、平成31年からの5年間で881人、22.8%の増加となっています。

等級別障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	460	440	427	454	429
2 級	2,777	2,956	3,057	3,308	3,466
3 級	621	661	680	741	844
合 計	3,858	4,057	4,164	4,503	4,739

資料：市保健課（各年3月末現在）

③ 自立支援医療（精神通院）制度利用者数の現状

自立支援医療制度の利用者は、「気分（感情）障害」及び「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」が多く、令和５年は両者で全体の５９．７％を占めています。

自立支援医療（精神通院）制度利用者数

（単位：人）

病 名	令和２年	令和５年
気分（感情）障害	2,886	3,484
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	2,177	2,220
心理的発達障害	760	1,198
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	808	1,093
てんかん	419	609
小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	153	277
症状性を含む器質性精神障害	225	211
知的障害＜精神遅滞＞	100	140
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	119	127
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	29	34
成人の人格及び行動の障害	15	10
詳細不明の精神障害またはデータなし	62	156
利用者数合計	7,753	9,559

資料：市保健課（各年３月末現在）

(4) 障がい児の就学の状況

① 市内の特別支援学校への就学状況

市内の特別支援学校1校と県立の特別支援学校2校への就学状況は、以下の通りです。

市内の特別支援学校への就学状況

(単位：人)

学 校 名	種別	年別	在学者数			
			小学部	中学部	高等部	計
倉敷市立倉敷支援学校	知的障がい	令和5年	100	61	100	261
		令和2年	105	43	93	241
県立倉敷琴浦高等支援学校	知的障がい	令和5年	-	-	52	52
		令和2年	-	-	53	53
県立倉敷まきび支援学校	知的障がい	令和5年	67	31	82	180
		令和2年	59	37	92	188
	肢体不自由	令和5年	9	4	3	16
		令和2年	10	1	2	13
合計		令和5年	176	96	237	509
		令和2年	174	81	240	495

資料：市教育委員会及び各特別支援学校(令和5年5月1日現在)

② 市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況

市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況は、以下のとおりです。

市外（岡山県内）の特別支援学校への就学状況

(単位：人)

学 校 名	種別	年別	倉敷市 からの在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
県立岡山盲学校	視覚障がい	令和5年	-	0	1	1	2
		令和2年	-	1	0	3	4
県立岡山聾学校	聴覚障がい	令和5年	0	6	6	4	16
		令和2年	3	6	5	3	17
県立岡山支援学校	肢体不自由	令和5年	-	3	3	3	9
		令和2年	-	3	2	2	7
県立岡山東支援学校	肢体不自由 知的障がい	令和5年	-	0	0	0	0
		令和2年	-	0	0	0	0
県立岡山西支援学校	知的障がい	令和5年	-	0	0	0	0
		令和2年	-	0	0	0	0

(単位：人)

学 校 名	種別	年別	倉敷市 からの在学者数				
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
県立岡山南支援学校	知的障がい	令和5年	－	0	0	4	4
		令和2年	－	0	0	5	5
県立東備支援学校	知的障がい	令和5年	－	0	0	0	0
		令和2年	－	0	0	0	0
県立西備支援学校	知的障がい	令和5年	－	0	0	0	0
		令和2年	－	0	0	0	0
	肢体不自由	令和5年	－	0	0	0	0
		令和2年	－	0	0	0	0
県立早島支援学校	病弱	令和5年	－	6	3	2	11
		令和2年	－	6	0	6	12
	肢体不自由	令和5年	－	33	22	21	76
		令和2年	－	48	22	13	83
岡山県健康の森学園 支援学校	知的障がい	令和5年	－	5	0	11	16
		令和2年	－	2	3	3	8
県立誕生寺支援学校	知的障がい 肢体不自由	令和5年	－	0	0	0	0
		令和2年	－	0	0	0	0
岡山大学教育学部附属 特別支援学校	知的障がい	令和5年	－	0	3	2	5
		令和2年	－	0	1	2	3
県立岡山瀬戸高等 支援学校	知的障がい	令和5年	－	－	－	7	7
		令和2年	－	－	－	9	9
合計		令和5年	0	53	38	55	146
		令和2年	3	66	33	46	148

資料：市教育委員会及び各特別支援学校(令和5年5月1日現在)

③ 特別支援学校対応障がい種別学校数の比較

市内の特別支援学校数を岡山県内と比較すると、以下のとおりです。

特別支援学校対応障がい種別学校数の比較

(単位：人)

区 分	年別	視覚障がい	聴覚障害	知的障がい	肢体不自由	病弱	合計
倉敷市内	令和5年	0	0	3	1	0	4
	令和2年	0	0	3	1	0	4
岡山県内	令和5年	1	1	12	6	1	21
	令和2年	1	1	12	6	1	21

資料：市教育委員会(令和5年5月1日現在)

※複数の障がい種別を対象としている学校については、それぞれの障がい種別ごとに重複してカウントしている。実際の学校数は、倉敷市内3校、岡山県内16校である。

④ 市内の特別支援学級の学級数、在学者数

市内の小中学校にある特別支援学級の学級数、在学者数は、以下のとおりです。

市内の特別支援学級の学級数、在学者数

種別	年別	小学校		中学校		合計	
		学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	児童生徒数 (人)
視覚障がい	令和5年	0	0	0	0	0	0
	令和2年	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい	令和5年	1	4	1	2	2	6
	令和2年	1	4	1	4	2	8
知的障がい	令和5年	78	418	35	191	113	609
	令和2年	80	432	36	181	116	613
肢体不自由	令和5年	0	0	0	0	0	0
	令和2年	0	0	0	0	0	0
病弱・身体 虚弱	令和5年	2	4	2	4	4	8
	令和2年	1	1	2	5	3	6
自閉症・情 緒障がい	令和5年	106	619	52	275	158	894
	令和2年	139	849	53	294	192	1,143
合計	令和5年	187	1,045	90	472	277	1,517
	令和2年	221	1,286	92	484	313	1,770
岡山県内	令和5年	1,076	5,672	413	2,104	1,489	7,776
	令和2年	1,068	5,617	391	1,459	1,459	7,076

資料：市教育委員会(各年5月1日現在)

⑤ 通級指導の学校数、在学者数

通級指導教室の学校数、在学者数は、以下のとおりです。

市内の通級指導の学校数、在学者数

種別	種別	年別	倉敷市		岡山県
			学校数 (校)	児童生徒数 (人)	児童生徒数 (人)
小学校	言語障がい	令和5年	7	208	774
		令和2年	6	145	787
	情緒障がい	令和5年	7	479	1,483
		令和2年	5	485	1,385
	聴覚障がい	令和5年	1	7	10
		令和2年	1	9	13
中学校	情緒障がい	令和5年	1	89	171
		令和2年	1	47	106
合計		令和5年	16	783	2,438
		令和2年	13	686	2,291

資料：市教育委員会(各年5月1日現在)

⑥ 市内の院内学級の在学者数

市内の院内学級の在学者数は、以下のとおりです。

市内の院内学級の在学者数

学校名	年別	倉敷市	所在地
倉敷東小学校院内学級	令和5年	3	倉敷中央病院内
	令和2年	1	
庄小学校院内学級	令和5年	1	川崎医科大学付属病院内
	令和2年	0	
東中学校院内学級	令和5年	3	倉敷中央病院内
	令和2年	3	
庄中学校院内学級	令和5年	1	川崎医科大学付属病院内
	令和2年	2	

資料：市教育委員会(各年5月1日現在)

⑦ 特別支援学校卒業生の進路状況

特別支援学校の令和4年度卒業生の進路状況は、以下のとおりです。

特別支援学校卒業生の進路状況

区 分	一般就労	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労移行 支援	自立訓練
倉敷市立倉敷支援学校	2	2	8	1	4
県立倉敷琴浦高等支援学校	12	2	1	0	1
県立倉敷まきび支援学校	5	1	13	0	0
市外（岡山県内）の特別支援学校【13校】	5	3	3	2	2
合計	24	8	25	3	7

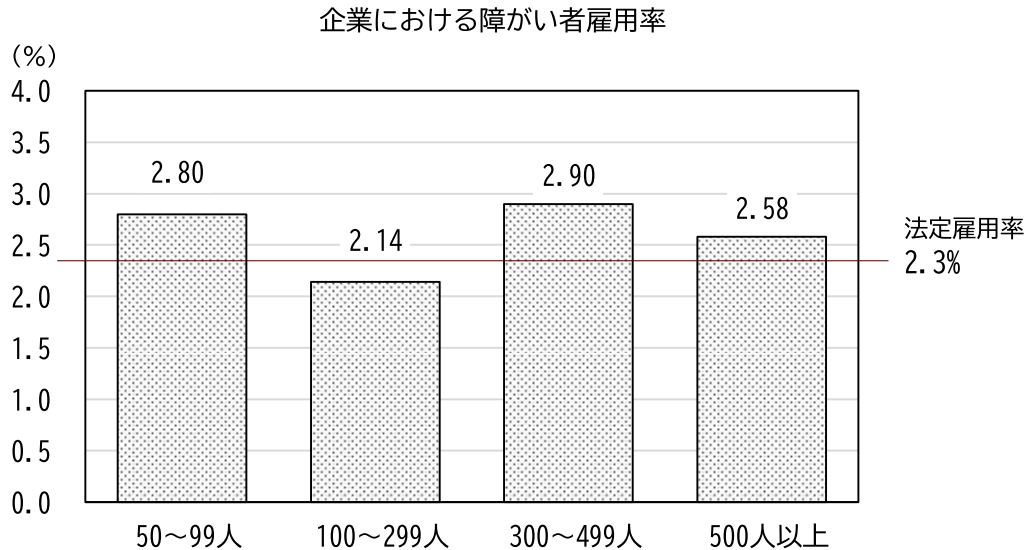
区 分	生活介護	日中一時 支援	施設入所	進学	在宅	合計
倉敷市立倉敷支援学校	5	0	0	0	0	22
県立倉敷琴浦高等支援学校	0	0	0	1	0	17
県立倉敷まきび支援学校	7	0	0	0	0	26
市外（岡山県内）の特別支援学校【13校】	6	1	1	0	0	23
合計	18	1	1	1	0	88

資料：市教育委員会及び各特別支援学校（令和4年度実績）

(5) 障がい者の雇用・就業の状況

① 企業における障がい者雇用率

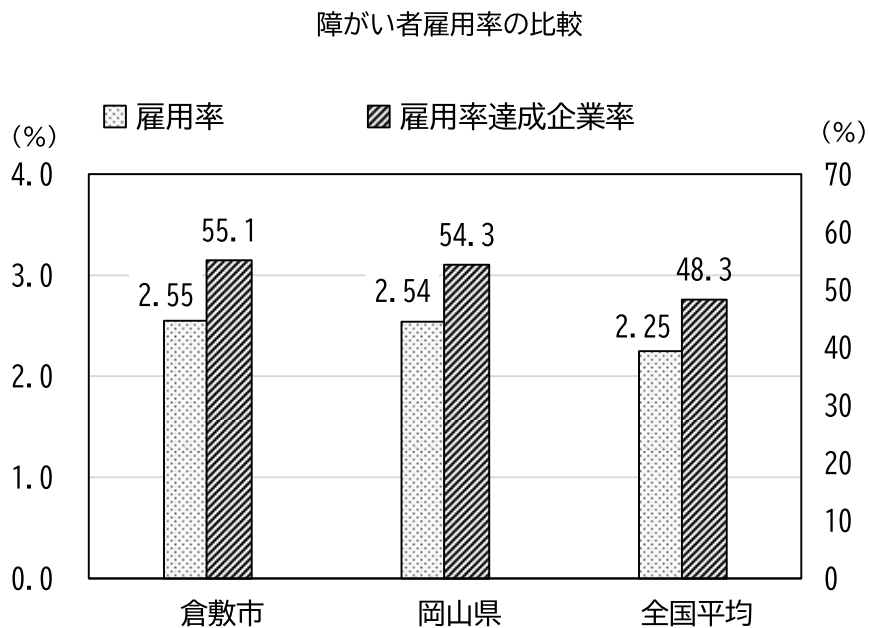
市内にある企業の規模別障がい者雇用率をみると、50～99人、300～499人及び500人以上の規模の企業において、法定雇用率（2.3%）を上回っています。なお、令和3年3月から法定雇用率が2.3%に引き上げられました。



資料:岡山労働局(令和5年6月1日現在)

② 障がい者雇用率の比較

市内の民間企業の障がい者実雇用率は2.55%、法定雇用率達成企業の割合は55.1%となっており、いずれも県及び国の数値を上回っています。



資料:厚生労働省及び岡山労働局(令和5年6月1日現在)

③ 市の行政機関における障がい者の雇用状況

令和５年６月１日現在の、市の行政機関における障がい者雇用率は、次の表のとおりです。

市の行政機関における障がい者の雇用状況

機関名	職員数 (人)	対象職員数 (人) (※1)	障がい者数 (人) (※2)	障がい者雇用率 (%)	法定雇用率 (%)
市長部局	3,088.5	3,088.5	84.0	2.72%	2.6
教育委員会	1,409.0	1,409.0	38.5	2.73%	2.5
水道局	127.0	127.0	4.0	3.15%	2.6
市民病院	241.5	145.5	4.0	2.75%	2.6
ボートレース 事務局	80.0	80.0	2.0	(※3) 2.50%	2.6
その他	-	-	-	-	-
合計	4,946.0	4,850.0	132.5	2.73%	-

資料：市人事課(令和５年６月１日現在)

- ※１ 上記「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- ※２ 上記「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、１人を２人に相当するものとしてダブルカウントしています。また、短時間勤務職員である重度身体障がい者及び重度知的障がい者並びに短時間勤務職員である精神障がい者については、１人を１カウントとしています。さらに、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者である短時間勤務職員については、法律上、１人を０.５人に相当するものとして０.５カウントとしています。
- ※３ 上記の対象職員数に法定雇用率（２.６％、教育委員会については、２.５％）を乗じて得た数（１未満の端数切り捨て）から上記の障がい者数を減じて得た数（＝不足数）が０.０となることをもって法定雇用率達成となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念と目標

令和5年3月に国が策定した障害者基本計画（第5次）では、基本理念として、障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられることが必要であるとし、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるための支援や、障がい者の社会参加を制約している社会的な障壁の除去を行うための基本的な方向を定めています。

本市では、前計画において「障がいのあるなしに関わらず、すべての市民がともに暮らし、ともに支えあうことで、お互いの命の尊さへの認識を深める共生社会の実現」を基本目標として掲げ、障がいのある人がライフステージのすべての段階において、その能力を最大限に発揮しながら、あらゆる社会活動へ参加することのできる社会を構築すること、障がいのある人が社会参加する上での社会的な障壁の除去に努め、全ての市民が輝く豊かな社会を実現することを目指しました。

本計画でも、国の基本理念や前計画の基本目標を踏まえ、引き続き本計画の基本目標を以下のとおり定めます。

[基本目標]

**障がいのあるなしに関わらず、すべての市民がともに暮らし、ともに
支えあうことで、お互いの命の尊さへの認識を深める共生社会の実現**

2 計画の基本的視点

(1) 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の支援

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がい者の社会への参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、誰もがその能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。

社会的障壁の除去を進めるに当たっては、障がい者の参加を確保し、障がい者の意見を施策に反映させるとともに、様々な関係者が、障がいのある人と障がいのない人が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要です。

そのためには、公共施設等のバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上、コミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援等による環境整備、合理的配慮の提供等を通じて、障がい者のアクセシビリティ向上を図ることが重要です。あわせて、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・市民団体等の取組を支援します。

(2) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指して、障がい者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、福祉、医療、雇用、教育、文化芸術、スポーツ等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障がい者への支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障がい者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意することが重要です。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠にとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的に対応していきます。

(3) 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定、実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは、症状が多様化しがちであり、一般に、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、

重症心身障がいその他の重複障がい等について、障がい特性等の社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

特に発達障がい、難病、高次脳機能障がいについては、社会全体の理解促進、家族支援及び、福祉・労働・教育・医療分野の取組等を総合的に進めていくことが重要です。

（４）障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進

①障がいのある女性

障がいのある女性は、それぞれの障がいの種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに加えて、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置いた障がい者施策の策定・実施が重要です。

②障がいのあるこども

障がいのあるこどもに対して、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、こどもと家族に対する妊娠期からの切れ目のない継続支援を早期から行うことが必要です。

③障がいのある高齢者

障がいのある高齢者は、障がいに加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれている場合があることから、こうした点も念頭に置き、施策を策定、実施することが重要です。

（５）障がいを理由とする差別の解消の推進

障がいを理由とする差別は、障がい者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組が行われる必要があります。このため、障がい者差別解消法及び障がい者雇用促進法に基づき、障がい者団体を始めとする様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者・事業主や市民の幅広い理解の下、障がい者差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

（６）倉敷地域自立支援協議会を中核とした施策の総合的推進

倉敷地域自立支援協議会では、保健、福祉、医療、教育、雇用、生活環境等、多職種・多分野にわたる関係団体・機関の連携のもと、乳幼児期から高齢期まで、障がい者のライフステージに応じた一人ひとりの相談対応や障がい者福祉に関する協議等を行っています。それぞれのライフステージで提供される支援が切れ目のない連続性を持ったものとなるよう、倉敷地域自立支援協議会を中核とした施策の総合的な推進を図ります。

3 計画の施策体系

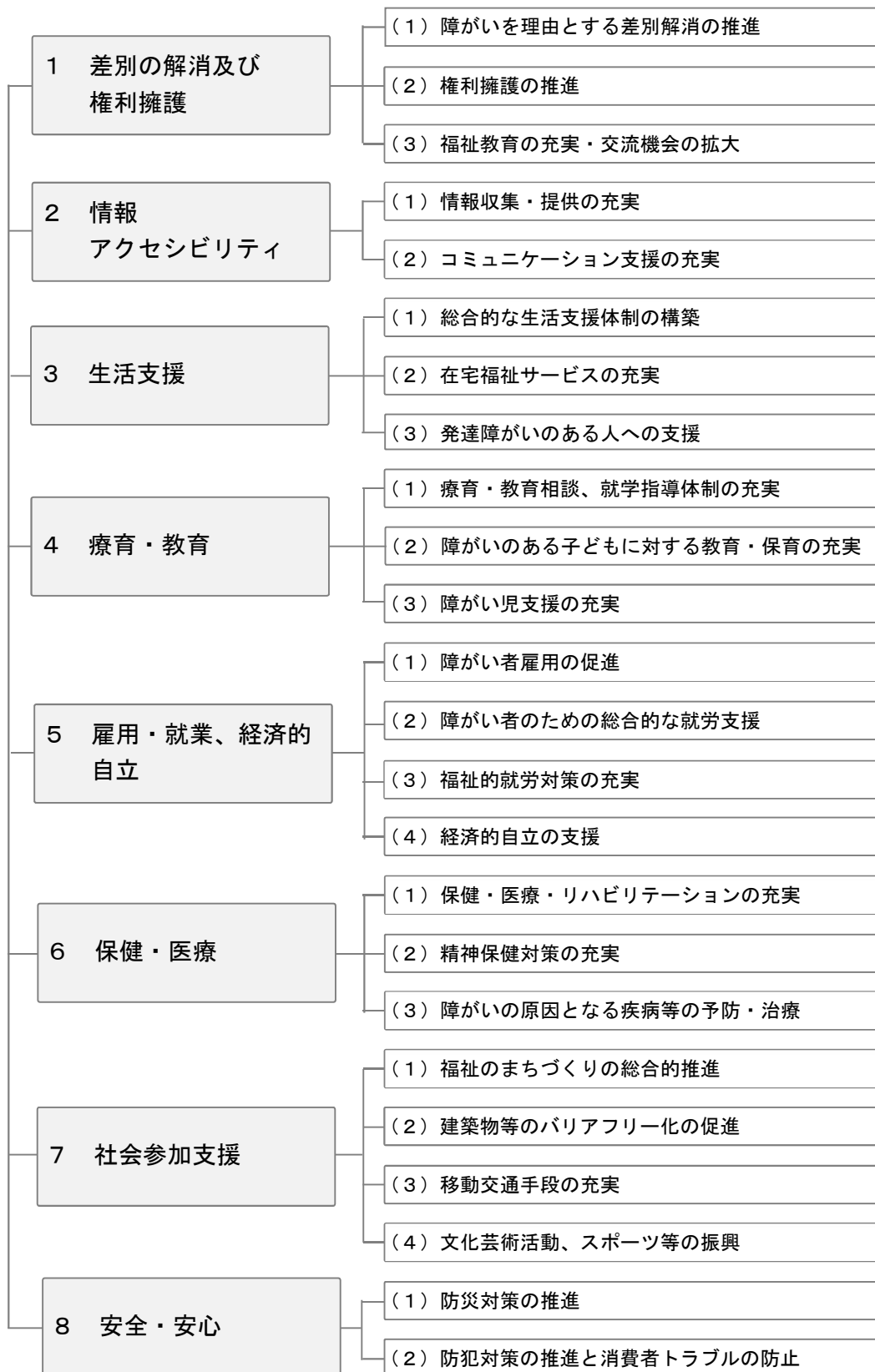
国の障害者基本計画との整合性を図り、本計画では以下の8つの施策分野ごとに基本的方向性と今後の取組を定めます。

〔基本目標〕

〔施策分野〕

〔施策項目〕

ともに支えあうことで、
障がいのあるなしに関わらず、すべての市民がともに暮らし、
お互いの命の尊さへの認識を深める「共生社会」の実現



第4章 施策の現状と課題及び今後の取組

1 差別の解消及び権利擁護

障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていく必要があります。障害者の権利に関する条例の批准に向けた取組の中で「障害者基本法」をはじめ、「障害者差別解消法」、「障害者雇用促進法」等、障がい者の権利擁護のための法整備が進められていますが、更なる周知・啓発が求められています。障害者基本法や障害者差別解消法が目的とする共生社会の実現に向けて、市民に対する障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知・啓発を行っていきます。

日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を講演会、広報等を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。

すべての障がいのある人が安心して暮らせるよう、権利擁護に関する成年後見制度の普及・充実に向け関係機関と連携・協力を進めます。

(1) 障がい者を理由とする差別解消の推進

現状と課題

市民対象のアンケート調査によると、地域において障がい者に対する差別や偏見が「あると感じる」または「ややあると感じる」市民の割合は、35.6%となっています。また、差別・偏見を感じる場面では「就労の機会（就労状況・収入）」が67.8%と最も多く、次いで「施設・交通機関等の利用の際」（52.3%）、「教育の機会」（39.1%）となっています（27ページ図1、図2参照）。

また、障がい者対象のアンケート調査においても、この3年間に障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたことについて「ある」と回答した割合は、回答者の17.5%で、差別・偏見を感じた場所については、「保育園・幼稚園・学校」（25.5%）、「住んでいる地域」（24.8%）などが上位に挙がっています（27ページ図3、28ページ図4参照）。一方、「障害者差別解消法」について「名前も内容も知らない」障がい者の割合は、64.9%と依然として多くなっています（28ページ図5参照）。

市のホームページにより、障がい者差別解消に向けた市の取組を発信するとともに、相談窓口の周知を図っていますが、市民の認知度は、依然低い状態となっています。

障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障がいのある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。

また、障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を傷つける決して許されない行為であり、障がい者の自立や社会参加を推進するためにも障がい者虐待の防止は非常に重要です。障がい者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障がい者に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことが大切です。

図1 地域において障がい者に対する差別や偏見を感じるか

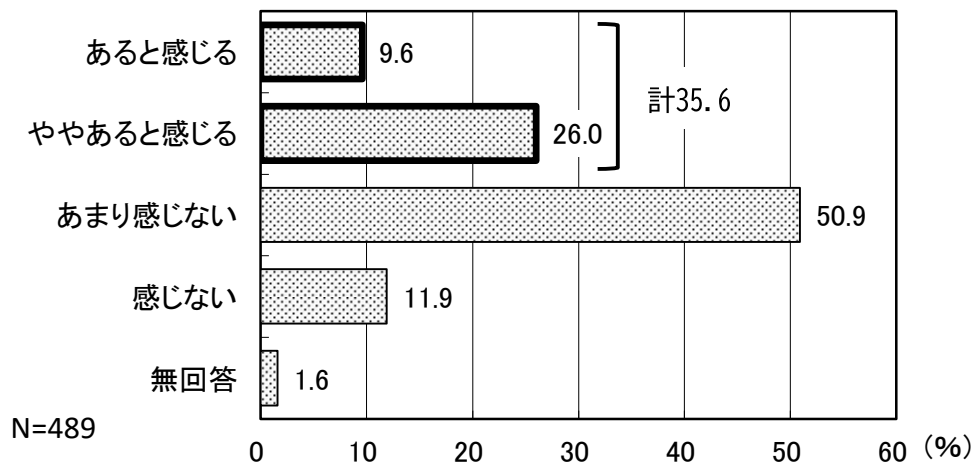
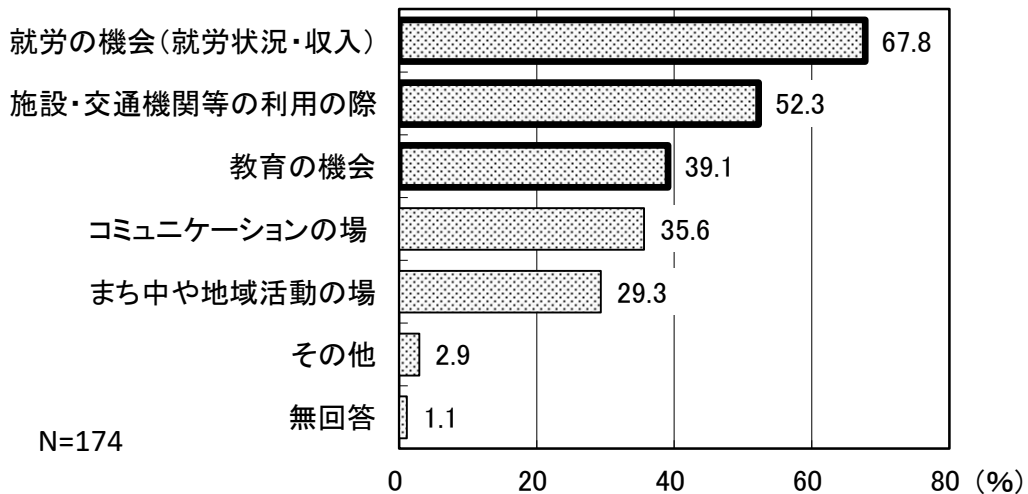


図2 どのような場面で差別・偏見を感じるか(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

図3 この3年間に障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)こと

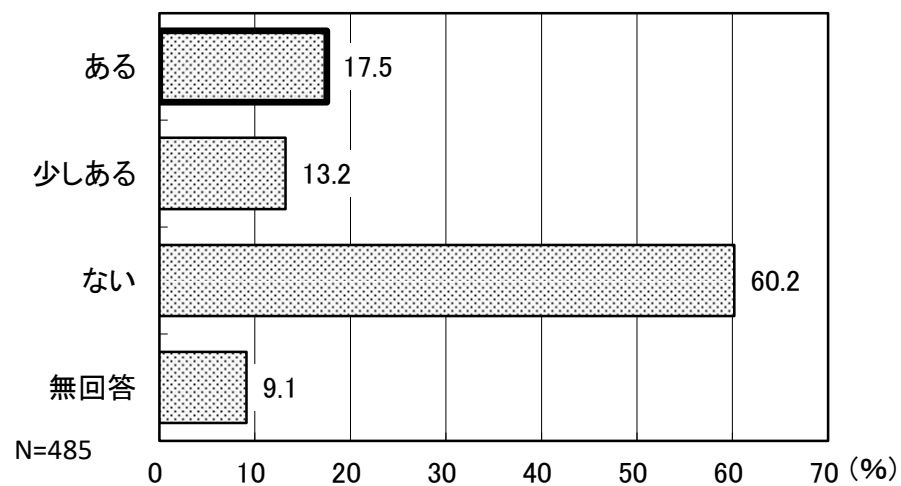


図4 どのような場所で差別や嫌な思いをしたか(複数回答)

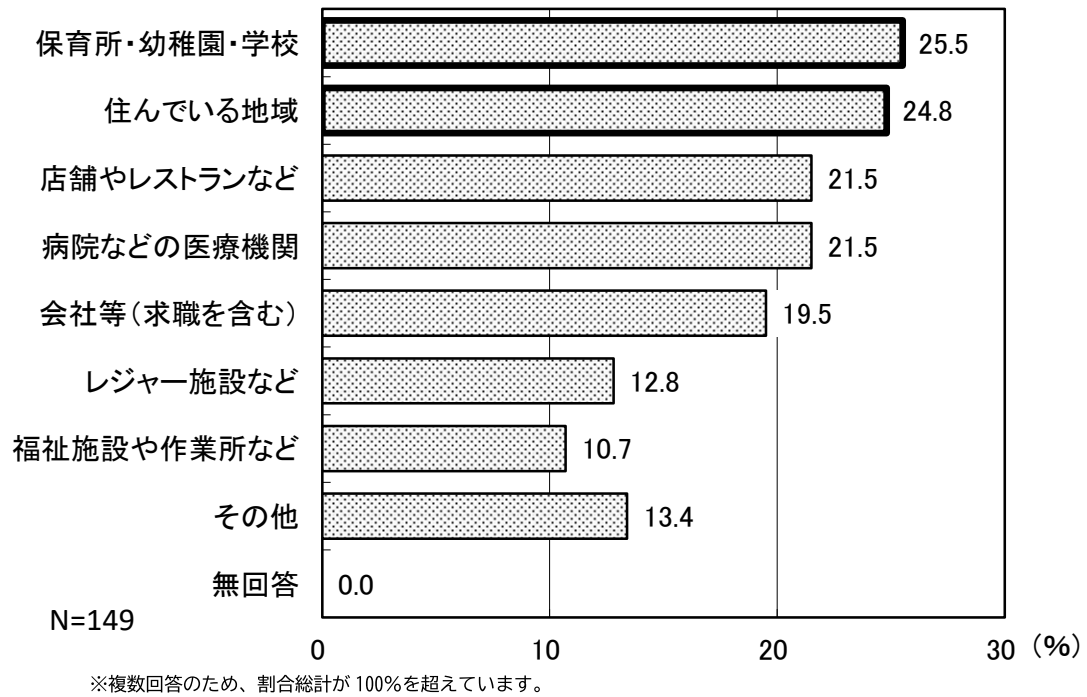
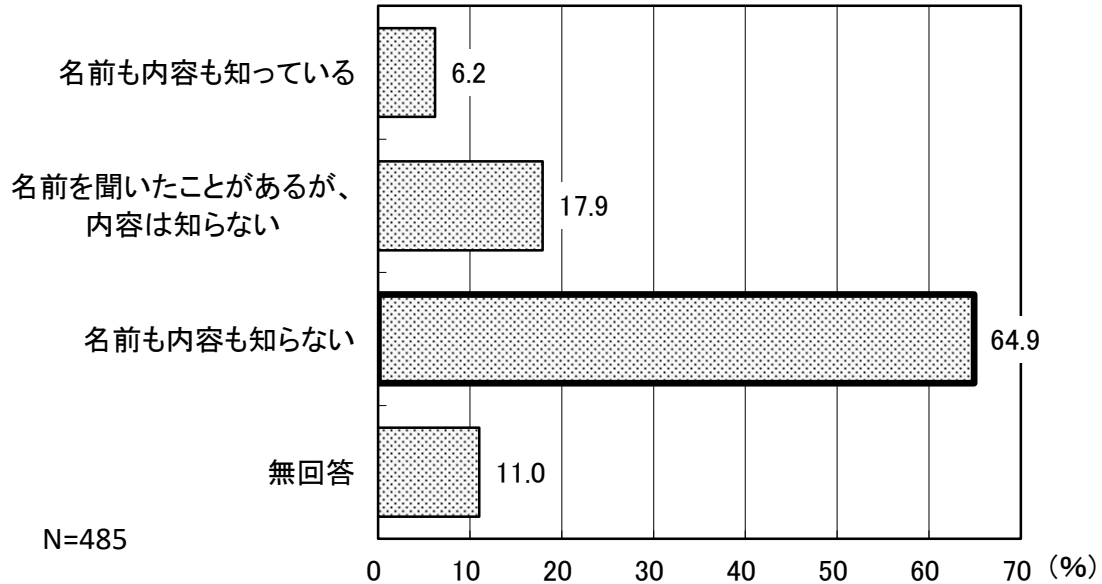


図5 障害者差別解消法について



主な取組

取組名	内容	担当課
市の広報紙や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実	障害者差別解消法をはじめとする新しい法律の内容紹介も含め、市の広報紙を利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、引き続きポスター等の作成、配布を行います。また、国、県などのパンフレット等を有効に活用するとともに、市独自の広報パンフレット等の作成、配布をするなど、啓発・広報を進めます。	障がい福祉課
「障がい者週間」等の周知及び記念事業の充実	「障がい者週間（１２月３日から１２月９日）」、「障がい者の日（１２月９日）」、「人権週間（１２月４日～１２月１０日）」及び「障がい者雇用支援月間（９月）」の周知を図ります。さらに、障がい者団体やボランティア団体等との連携を図りながら、障がい者週間記念事業をはじめ、各種期間を活用した行事等を充実することにより、障がい者に対する理解の促進を図ります。	障がい福祉課
精神障がい者に対する理解の促進	市民と精神障がい者とのふれあい交流の場を広げ、精神障がい者に対する地域の理解と協力の促進を図ります。また、市民として精神障がい者に対する良き理解者としての立場から、心の健康づくりの推進や精神障がい者に対する偏見除去を行政と協働で行う「くらしき心ほっとサポーター」を養成し、啓発活動を推進します。	保健課
発達障がい等への理解の促進	学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥／多動性障がい（ＡＤ／ＨＤ）、アスペルガー症候群等の発達障がいや、高次脳機能障がい、内部障がいなど、一般に認知度が低い障がいに対する理解の促進を図ります。	障がい福祉課
多様なメディアを活用した啓発・広報の充実	市や障がい者団体等が行う障がい者関連行事や、障がい者がさまざまな活躍をしている情報を報道機関に積極的に提供し、マスメディアによる啓発・広報を充実します。また、インターネットを活用した啓発・広報についても研究・実践していきます。	障がい福祉課
障害者差別解消法への対応	障害者差別解消法の趣旨を踏まえて策定した倉敷市職員対応要領に基づく職員研修や、障がい者差別解消支援地域協議会における情報共有等を通じて、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。	障がい福祉課

(2) 権利擁護の推進

現状と課題

「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」等さまざまな法律が整備され、障がいのある人の権利を擁護する体制が整いつつあります。

障がい者対象のアンケート調査によると、社会福祉協議会が実施している福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）について「名前も内容も知らない」人の割合は63.3%、成年後見制度について「名前も内容も知らない」人の割合は39.0%となっており、判断能力が不十分になった場合、金銭管理や様々なサービスの手続きを「成年後見制度や社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を利用する」と回答した人は、10.9%と少なくなっています（30ページ図6、31ページ図7参照）。

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安心・安全な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが重要です。障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

図6 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）について
成年後見制度について

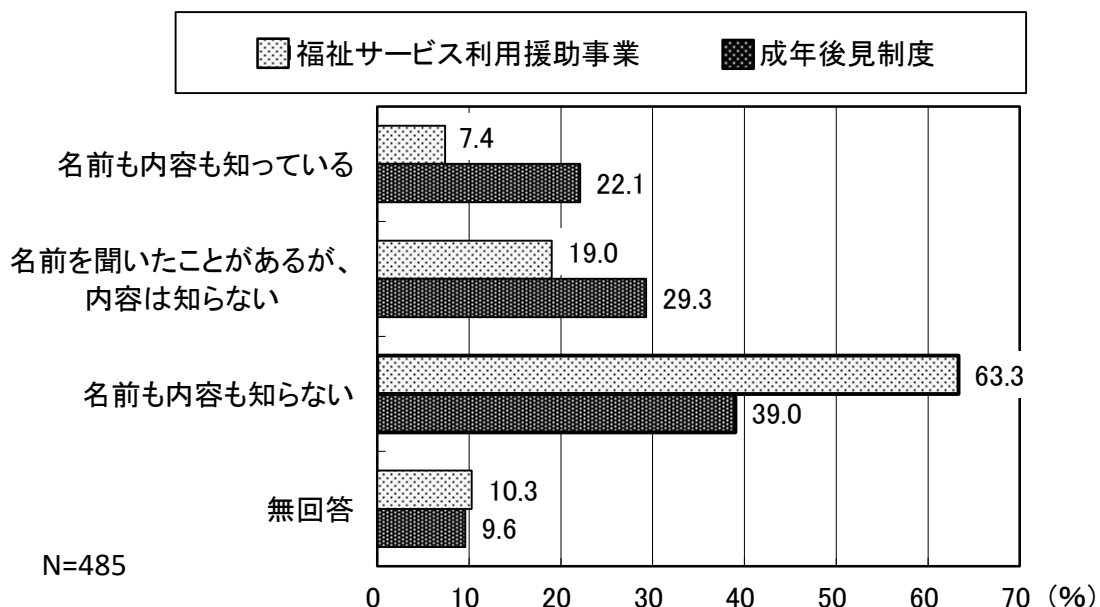
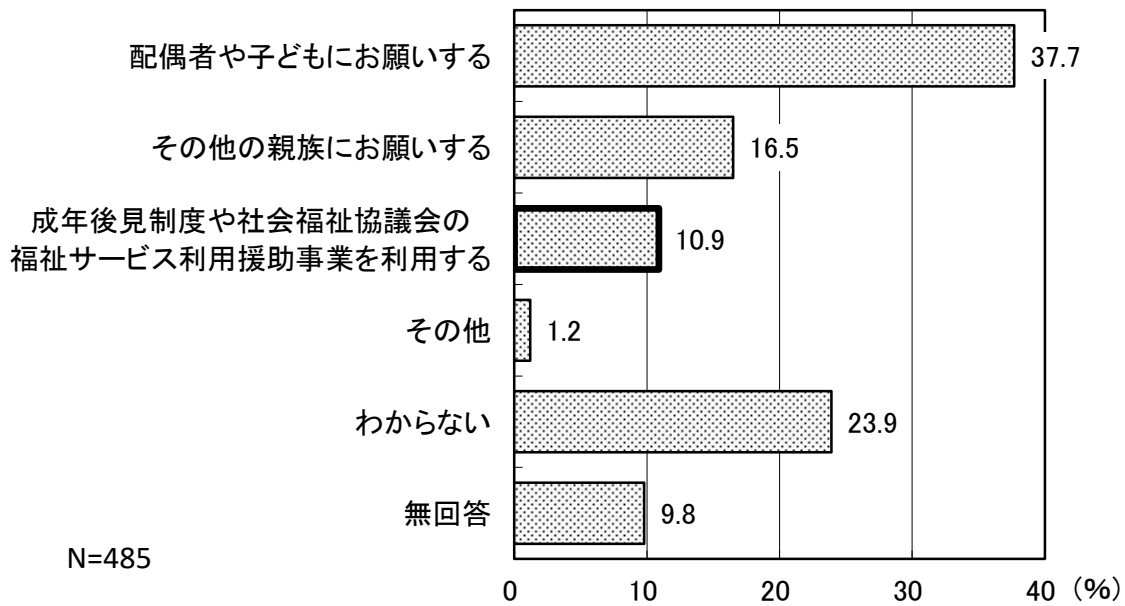


図7 判断能力が不十分になった場合、金銭管理や様々なサービスの
手続きをどうするか



主な取組

取組名	内容	担当課
障がい者への虐待防止	障害者虐待防止法と障がい者虐待防止相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制のもと、養護者による虐待や福祉施設等での虐待、障がい者の雇用先での虐待への相談・対応などを行います。	障がい福祉課 福祉援護課
障がい者の権利擁護の充実	関係機関と連携しながら、障がい者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（権利擁護）に関する研修会や講座等への参加を奨励し、これらの制度及び事業の普及・啓発を推進するとともに、地域における権利擁護の方策などについて検討します。	福祉援護課

(3) 福祉教育の充実・交流機会の拡大

現状と課題

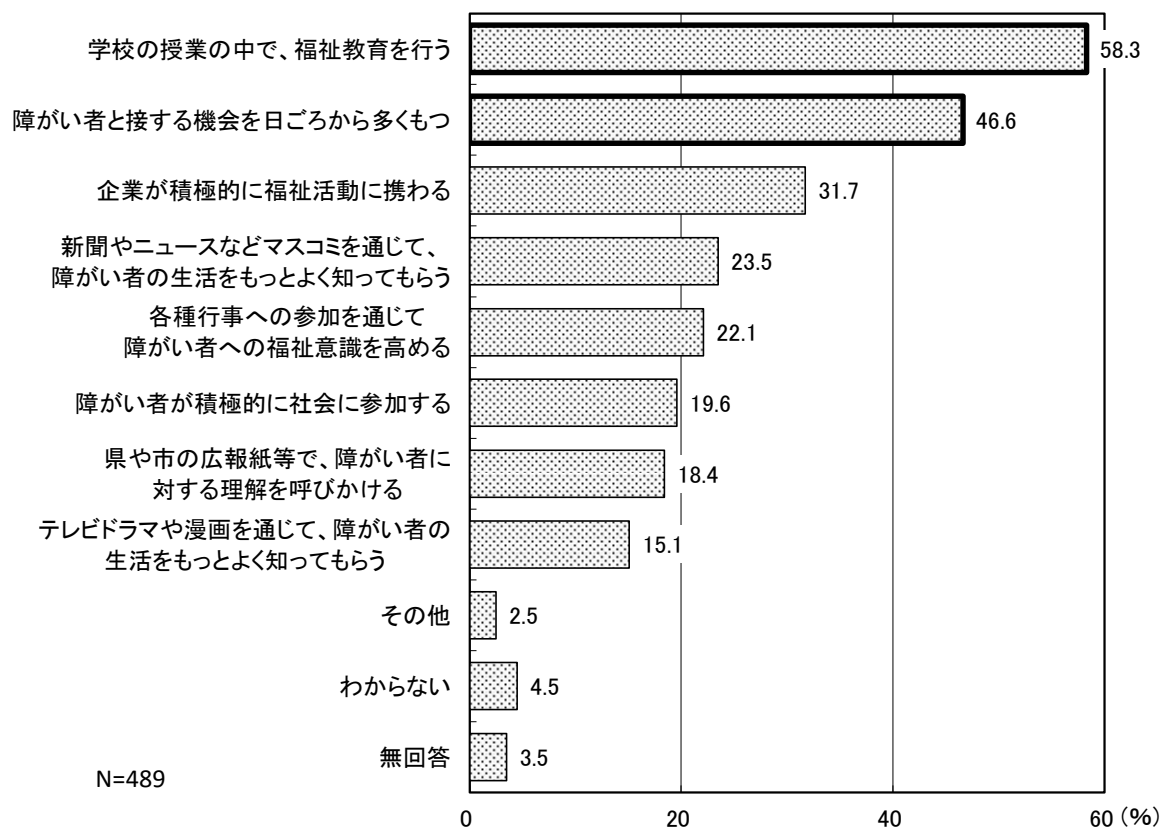
障がいに対する理解を促進するために、障がいのある方との交流や触れ合いの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが必要となります。

市民対象のアンケート調査によると、障がい者への市民の理解を深めるために必要なこととして、「学校の授業の中で、福祉教育を行う」が58.3%で最も多く、次が「障がい者と接する機会を日ごろから多くもつ」(46.6%)となっています。

(32ページ図8参照)

幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。

図8 障がい者への市民の理解を深めるために必要と思うこと(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

主な取組

取組名	内容	担当課
学校教育における福祉教育の充実	共生社会の実現に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。また、倉敷市の小・中学校と倉敷支援学校や県立特別支援学校との交流及び共同学習を推進するとともに、社会福祉施設等でのボランティア体験学習を今後も継続的に実施していきます。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
生涯教育における福祉教育の推進	障がい者福祉に対する市民の関心をいっそう高めるため、福祉分野の講座の充実を図るとともに、市民にとって魅力のある、学習意欲を高めることのできるような講座づくりに取り組めます。	障がい福祉課
ボランティアに関する広報活動の充実	市の広報紙や「倉敷ボランティアセンター」のホームページを利用して、継続的に市民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図ります。	障がい福祉課
ボランティア養成講座の充実	倉敷ボランティアセンターのボランティア養成事業として実施されている各種養成講座（手話・点訳・要約筆記等）をさらに充実させ、ボランティア登録者数の増大を図ります。	障がい福祉課
交流の場の充実	市が主催する行事にだれもが参加できるように配慮するとともに、障がいの有無や種別、程度に関わりなく、ともに集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を引き続き推進します。	障がい福祉課

2 情報アクセシビリティ

障がい者が必要な支援を受けたり、地域で自立して生活するためには、障がい者が必要とする情報に容易にアクセスできることが必要です。近年、画像認識、音声認識、文字認識等のA I 技術が進展し、自分に合った方法（音声、ジェスチャー、視線の動き等）でデジタル機器・サービスが利用可能となっています。

こうした情報技術等を活用した情報アクセシビリティの向上やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが重要です。

さらに、障がい者や家族が必要とする支援を受けることができるように、障がいのある人の特性に応じた情報提供の充実を図ります。

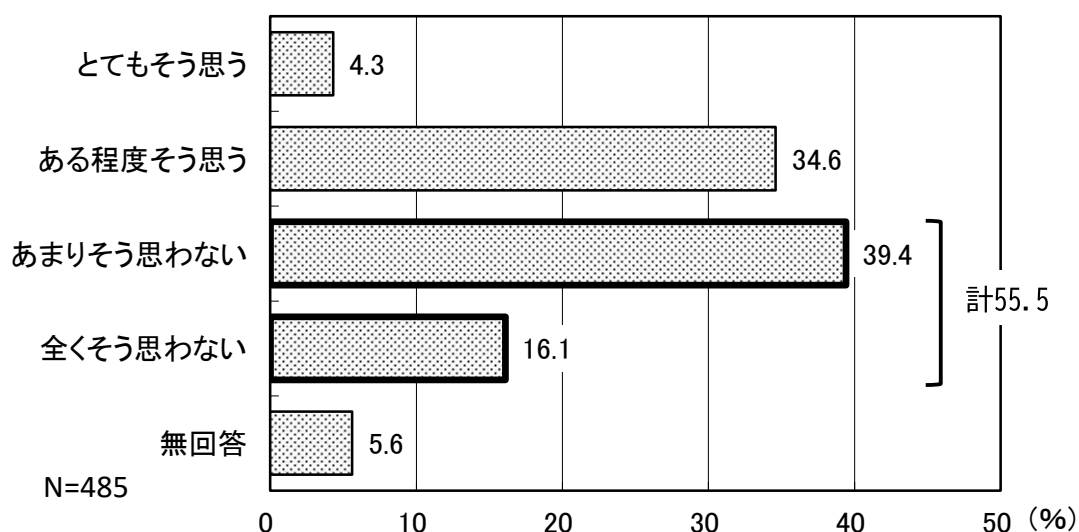
（1）情報収集・提供の充実

現状と課題

障がい者対象のアンケート調査によると、「福祉に関する必要な情報を得られていると思いますか」という設問に対して「あまりそう思わない」と「全くそう思わない」を合わせた割合は、全体の55.5%と半数を上回っています（35ページ図9参照）。

市では、点訳、音訳による広報の提供など、障がい特性に配慮した情報提供を行っていますが、障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域等で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する様々な情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう、引き続き多様な手段による情報提供の充実を図る必要があります。

図9 福祉に関する必要な情報を得られていると思うか



主な取組

取組名	内容	担当課
多様な手段による情報提供の充実	各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、引き続き広報紙（点字広報紙、声の広報紙）等を配布するほか、録音図書・点字図書の貸し出し、市ホームページやSNS等を活用した情報提供の更なる充実を図ります。	障がい福祉課
「障がい者ガイドブック」の配付等による情報提供	障がい者に対する各種サービスの内容や利用条件、利用手続き等を紹介した「障がい者ガイドブック」については、必要に応じて内容の見直しを行いながら、障がい者手帳交付時の配付や、市ホームページへの掲載による情報提供を行います。	障がい福祉課
市ホームページのユニバーサルデザイン化の推進	障がい者を含めたすべての市民が利用しやすいホームページとなるよう、市ホームページのユニバーサルデザイン化を引き続き全庁的に推進します。また、県下全市町村が参加している岡山県電子自治体推進協議会において、電子申請システムの運用を行っており、今後も順次、電子申請できる業務の拡充を図ります。	くらしき情報発信課 情報政策室
日常生活用具の給付	日常生活用具の給付事業において障がい者用パソコン周辺機器（視覚障がい者及び上肢不自由者がパソコンを使用する上で必要となる、障がいに対応したソフトウェアや特殊マウス、キーボードなど）、点字ディスプレイ、点字プリンター等を給付し、各種情報機器の利用を促進します。	障がい福祉課

(2) コミュニケーション支援の充実

現状と課題

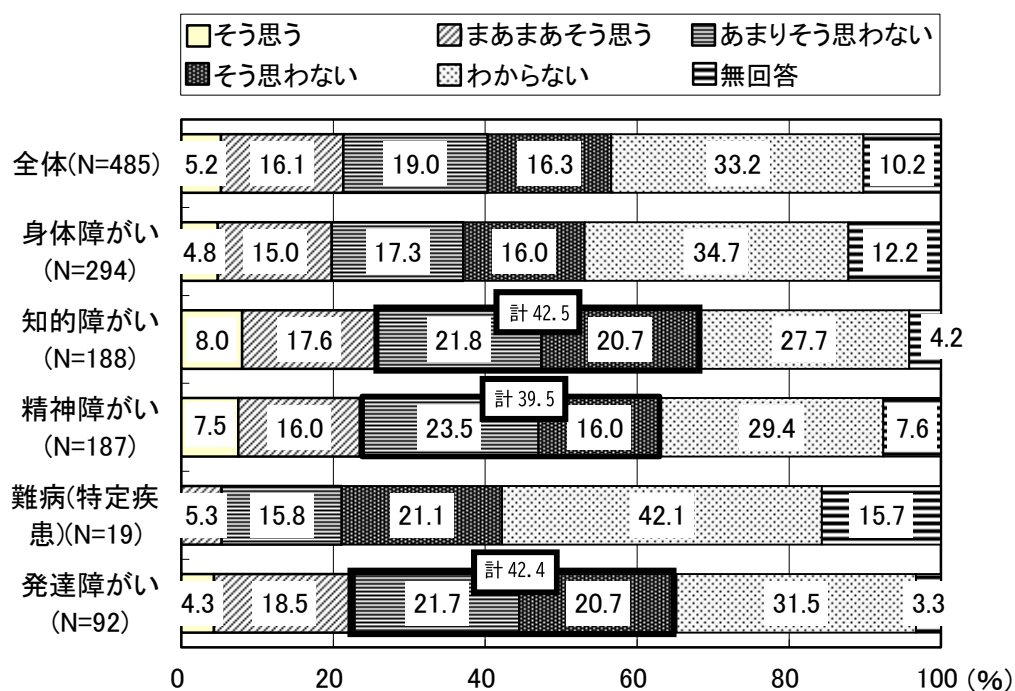
障がい者対象のアンケート調査によると、「様々な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができる環境が整っていますか」という設問に対して「あまりそう思わない」「そう思わない」と思う人の割合は、知的障がいでは42.5%、発達障がいでは42.4%、精神障がいでは39.5%と多くなっています(36ページ図10参照)。

視覚障がいや聴覚障がいのある人などが、日常生活における必要な意思疎通や情報入手が円滑に行われ、社会参加などが促進されるよう、障がいの特性に応じた情報提供方法の充実が必要です。

近年、情報通信技術の進展により、障がいのある人の情報収集の方法やコミュニケーション手段は多様化しており、障がい特性や必要性に応じた情報コミュニケーション支援に努めていく必要があります。

また、今後も引き続き、手話通訳者、点訳者、音声訳者、要約筆記者等の支援者の養成を図っていく必要があります。

図10 様々な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができる環境が整っているか



主な取組

取組名	内容	担当課
意思疎通支援事業の充実	福祉事務所等に手話通訳者を配置し、派遣事業を行うほか、点訳、音訳による広報の提供、点訳、朗読、手話、要約筆記奉仕員等のボランティアの養成・派遣、岡山県等とも連携した通訳者の養成事業を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーションを支援します。	障がい福祉課
情報やコミュニケーションに関する支援機器の普及・活用	障がい特性等に応じて、電話リレーサービスといったスマートフォン等の情報通信技術を活かしたコミュニケーション支援に努めるとともに、日常生活用具の給付事業を通じて、障がいのある人の情報取得やコミュニケーションを支援する機器等の普及を図り、情報のバリアフリー化を推進します。	障がい福祉課
手話に対する理解の促進と手話の普及	手話は言語であるとの認識のもと、関係団体と協力しながら、ホームページやリーフレット等を活用した広報活動を行い、手話に対する理解の促進と手話の普及を図ります。	障がい福祉課
手話を学ぶ機会の充実	出前講座や市民講座などを実施することで、手話を学びたい市民に対して、手話を学ぶための機会の提供を行うとともに、その周知に努めます。	障がい福祉課
手話等を活用した情報発信及び情報取得の促進	市が行う会見等において、必要に応じて手話通訳者の配置を行うこと等により、聴覚に障がいのある方に対する情報保障に努めます。	障がい福祉課
ろう児の養育に関する情報提供及び支援の促進	聴覚に障がいのある幼児を持つ親に対して、補聴器や人工内耳等の日常生活用具や、機能訓練事業の紹介と併せて、手話に関する必要な情報提供及び手話の獲得のために必要な支援も行います。	障がい福祉課

3 生活支援

平成18年施行の障害者自立支援法により、自己選択・自己決定と利用者本位のサービスを理念とした障がい福祉サービスの提供が始まり、平成25年には障害者総合支援法が施行され、障がいのある人の範囲に発達障がい者や難病患者が加わる等の改正が行われました。さらに平成30年には「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「就労定着支援」「自立生活援助」「居宅訪問型児童発達支援」等のサービスが新設され、年々サービスの利用が増加しています。

障がい者等が可能な限り、地域で希望する生活を選択できる体制の整備と充実をはかるため、相談支援体制の充実や倉敷地域自立支援協議会を中心とした関係機関の連携の強化を図るとともに、基幹相談支援センターを中心に、地域生活支援拠点等の機能強化を図り、障がいの種類にかかわらず身近な地域で暮らし続けることができる体制を構築します。

(1) 総合的な生活支援体制の構築

現状と課題

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域等で安心して暮らしていけるよう、地域の社会資源を有効に活用し、障がい者の生活を地域全体で支える必要があります。

地域生活支援拠点等の機能強化とともに、倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していくことが必要です。

障がい者対象のアンケート調査によると、悩みや困ったことを相談する相手について、「いない」と回答した人は11.8%、「相談したいができない」と回答した人は5.4%となっています。相談できない理由については「どこ（誰）に相談していいかわからない」（50.0%）が最も多く、次が「相談しても満足 of いく回答が得られない」（46.2%）となっています（39ページ図11、図12参照）。

障がいのある人のニーズは多様化しており、相談支援については一人ひとりに適切に対応できる柔軟性と専門性が求められます。身近な相談窓口から専門的な相談窓口まで、窓口機能の役割分担の明確化、各機関が連携した支援体制の整備が必要です。

図1 1 悩みや困ったことを相談する相手

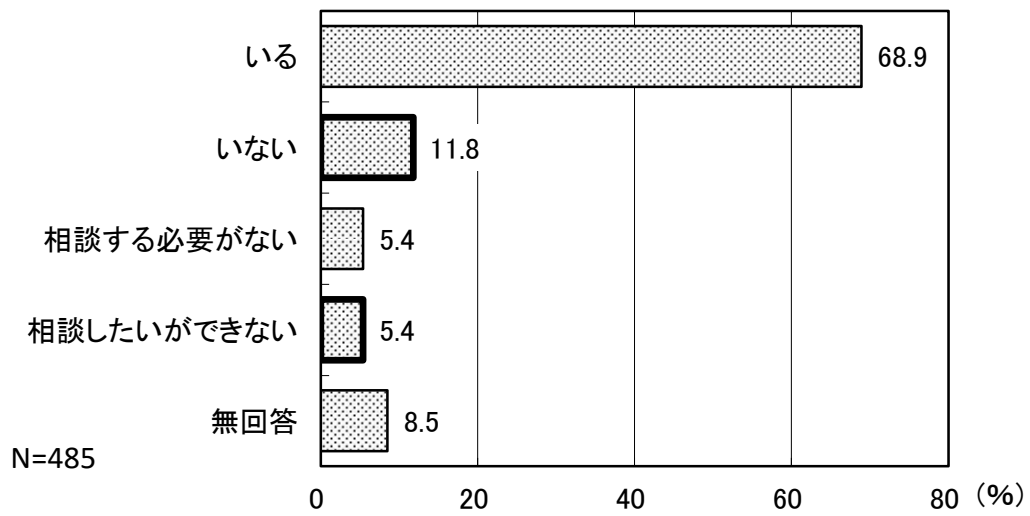
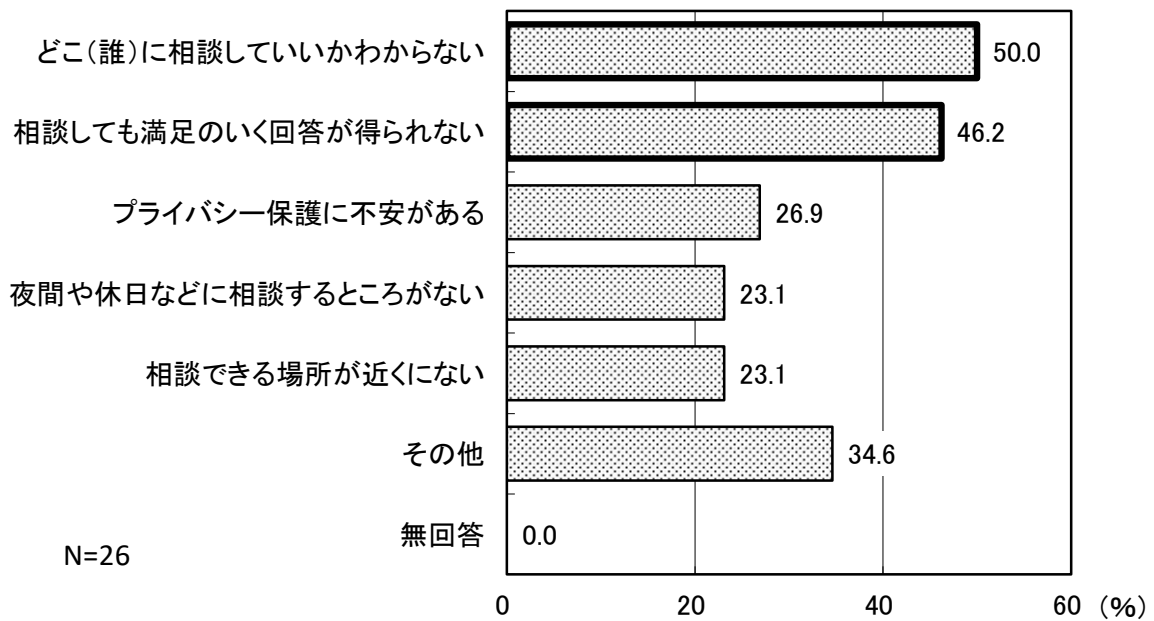


図1 2 相談できない理由(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

主な取組

取組名	内容	担当課
相談支援体制の充実	障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人一人の状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。また、窓口担当者の資質の向上を図り、利用者にとって身近で相談しやすい窓口としていくとともに、外出が困難な障がい者に対応するため、電話やFAX、電子メールによる相談のみならず、訪問相談による支援を充実します。さらに市内の各種相談機関との連携を図るとともに、広報紙等でのPRを充実することにより、利用を促進します。	障がい福祉課
障がい者ケアマネジメント体制の拡充	単に障がい福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障がい者のライフサイクルを見据え、一人一人のニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障がい者のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の拡充を行います。また、基幹相談支援センターと連携して、そのために必要となる相談支援専門員の技術向上と養成・確保に努めます。	障がい福祉課
地域活動支援センターⅠ型事業の充実	地域の相談支援の拠点施設として、地域で生活する障がい者及びその家族等に対して、日常生活の支援、在宅福祉サービスの利用援助等を実施するとともに、地域との交流や社会参加活動を通じて、障がい者の自立及び社会参加を促進します。	障がい福祉課
倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化	倉敷地域自立支援協議会を地域の社会資源を結ぶネットワークの核として、ケア会議、専門部会の2種類の会議を中心に、それぞれが機能的な役割を果たすことで、障がい者個々のケースから地域全体の課題まで幅広く関係機関が情報を共有し、課題解決に向けた協議をとおして、地域の関係機関の連携強化を図ります。	障がい福祉課
地域生活支援拠点等の機能強化	障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい者が住み慣れた地域等で安心して暮らしていけるような様々な支援を提供できる仕組みを構築するため、基幹相談支援センターと連携して、地域における複数の機関が機能を分担して面的な支援を行う体制の機能強化を図ります。	障がい福祉課

(2) 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

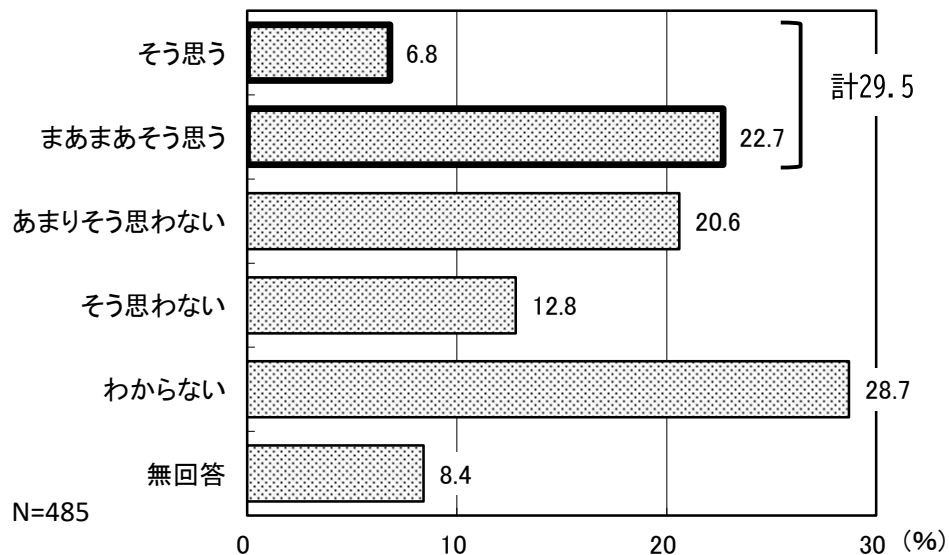
障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

居宅介護や生活介護等の介護給付対象サービスについて、提供体制の一定の整備は図られているものの、喀痰吸引等の医療的ケアへの対応や、重度障がい者のニーズ、強度行動障がいのある方へ対応できる体制の整備が課題となっています。

障がい者対象のアンケート調査によると、「多様なサービスに対応できる日中活動の場や、必要な在宅サービスが受けられる環境が整っている」と思う人は、「そう思う」と「まあまあそう思う」を合わせて29.5%となっています（41ページ図13参照）。

地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、相談体制の強化、各種在宅サービスについて周知を図り、質・量ともに充実させていくことが必要です。

図13 多様なサービスに対応できる日中活動の場や、
必要な在宅サービスが受けられる環境が整っているか



主な取組

取組名	内容	担当課
介護給付体制の充実	利用者の障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、日中活動系サービスの提供体制の充実を図ります。また、常時介護を必要とする重度障がい者、強度行動障がいのある方や医療的なケアが必要な方など、障がい者の多様な介護ニーズに対応できる体制の充実を図ります。	障がい福祉課
短期入所(ショートステイ)・日中一時支援の提供体制の充実	地域で生活している障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行えるよう、短期入所サービス実施事業者の確保に努めます。また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。	障がい福祉課
就労移行支援・就労定着支援の提供体制の充実	就労移行支援及び就労定着支援事業の必要量の確保を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と一般就労への移行及び定着に向けた支援を促進します。また、公共職業安定所や倉敷障がい者就業・生活支援センター、サービス提供事業者、民間企業等の関係機関、団体とのネットワークの形成及び強化を図り、雇用促進に努めます。	障がい福祉課
入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実	自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。また、入所・入院から地域生活への移行を促進するため、自立生活援助、生活訓練事業等の推進に努めます。	障がい福祉課
就労継続支援サービスの質の向上	障がい者の能力や適性に応じた就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上につながる支援が行えるよう就労継続支援サービスの質の向上を図ります。就労継続支援A型については、サービス利用に際して、利用者の適性を判定する適切な手続を確保するとともに、生産活動に係る事業収益から、利用者の賃金を支払うことができない事業所に対する経営改善を支援し、収益性の向上を図ることで安定的な事業運営を促進します。就労継続支援B型については、利用者が地域で経済的に安定した生活を送ることができるよう、事業所の運営相談や、作業のマッチング等の支援を通じて、利用者に支払う工賃水準の向上に努めます。	障がい福祉課 指導監査課

取組名	内容	担当課
サービス事業所に対する指導・監督の強化	各種サービス事業所との関わりの中で、福祉的理念や当該事業所に市内で担っていただきたい役割等を伝え、それぞれのサービスに本来期待されている機能が十分発揮できるよう、サービス事業所に対する指導・監督を強化していきます。就労系サービス等の事業者指定に当たっては、引き続き事業計画の実現可能性や財務基盤の健全性等を踏まえた判断を行うことで、指定の適正化に努めます。	障がい福祉課 指導監査課

(3) 発達障がいのある人への支援

現状と課題

発達障がいのある人は増加傾向にあり、障がいの程度や現れ方も多種多様で、幼児期・学齢期・成人期などライフステージごとに課題も様々であるため、個々の特性、生活環境等に応じた支援が求められます。

市では、倉敷発達障がい者支援センターを中心に、相談支援、個別の支援計画の作成、支援関係者の調整等を実施しており、ライフステージに応じた、一貫性と継続性を持った支援を行うことが重要です。

主な取組

取組名	内容	担当課
発達障がいに対応した相談等の充実	発達障がい者（児）については、就学後以降に発見されるケースも多くあります。ついては、円滑に療育相談等へ結びつけられるよう、学校、市教育委員会、倉敷市総合療育相談センター（ゆめばる）及び倉敷発達障がい者支援センター等との情報共有等の連携を図ります。	障がい福祉課
発達障がい等への理解の促進 【再掲】	学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（AD／HD）、アスペルガー症候群等の発達障がいや、高次脳機能障がい、内部障がいなど、一般に認知度が低い障がいに対する理解の促進を図ります。	障がい福祉課
発達障がいのある人に対する支援体制の構築	倉敷発達障がい者支援センターを中心に、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、発達障がいのある人のライフステージに応じた支援体制の確立を推進します。	障がい福祉課

4 療育・教育

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。特別な支援が必要な子どもの発達・成長にあった教育を進めるため、教育上の諸問題についての相談・指導を適切に行う就学相談・教育相談の一層の充実を図ります。

また、特別な支援が必要な子どもの療育・教育にあたっては、関係する医療、保健、福祉、教育等の専門機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行える環境を整えます。

(1) 療育・教育相談，就学指導体制の充実

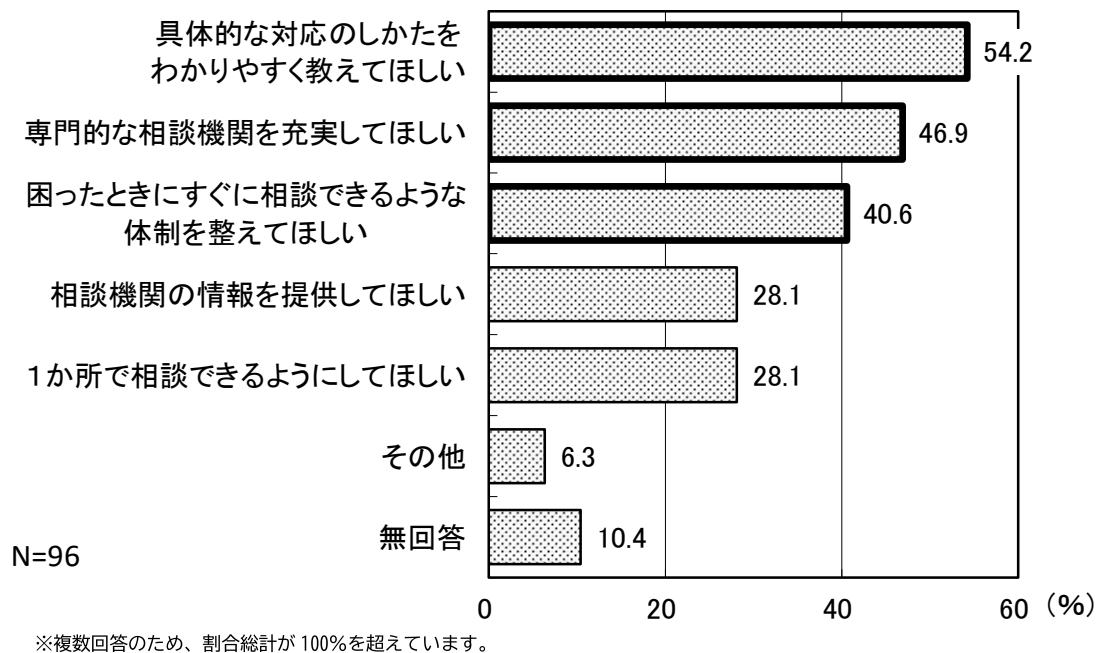
現状と課題

障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、相談支援体制の強化や、質の向上を図っていく必要があります。

障がい者対象のアンケート調査によると、療育・教育に関する相談について望むこととしては、「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」が54.2%でと最も多く、次いで「専門的な相談機関を充実してほしい」（46.9%）、「困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい」（40.6%）となっています（45ページ図14参照）。

今後も、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな療育・教育が可能となる体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、一貫した相談と家族等への支援の充実を図ります。

図14 療育や教育に関する相談について望むこと(複数回答)



主な取組

取組名	内容	担当課
療育体制の整備・充実	障がい者を早期に発見し、必要な時期に適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の障がいのある子どもにかかわる各機関が情報の共有化や連携を図ります。	障がい福祉課
教育支援体制の充実	障がいのある子ども一人ひとりの実態に合った就学となるよう、多様な教育相談に対応できる体制を整え、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援を行います。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
療育・教育支援に関する広報の充実	障がいのある子どもを抱える保護者の精神的な不安を解消するため、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がいのある子どもにかかわる療育・教育支援等に関する情報や保護者勉強会、各種イベント情報を、市ホームページ等様々な媒体を通じて発信し周知を図ります。	障がい福祉課
発達障がいに対応した相談等の充実 【再掲】	発達障がい者（児）については、就学後以降に発見されるケースも多くあります。ついては、円滑に療育相談等へ結びつけられるよう、学校、市教育委員会、倉敷市総合療育相談センター（ゆめぱる）及び倉敷発達障がい者支援センター等との情報共有等の連携を図ります。	障がい福祉課

（２）障がいのある子どもに対する教育・保育の充実

現状と課題

近年、特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の構築、児童福祉法の改正（平成２８年６月３日施行）、発達障害者支援法の改正（平成２８年８月１日施行）等が行われました。また、令和３年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

障がい者対象のアンケート調査によると、学校等の教育現場で、障がいへの理解が充分にあると「思う」人の割合は、３３．３％にとどまっています（４６ページ図１５参照）。また、障がいや発達に課題のある人への理解促進を図っていくために必要なこととして、「教員の意識や実践力」が６４．６％と最も多く、次が「学校等での障がい理解教育」（５８．３％）となっています（４７ページ図１６参照）。

インクルーシブ教育システムの構築に向けては、自立と社会参加を見据えた障がいのある人となない人が可能な限り共に学ぶことを追求しています。障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。

子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

図１５ 学校等の教育現場で、障がいへの理解が充分にあると思うか

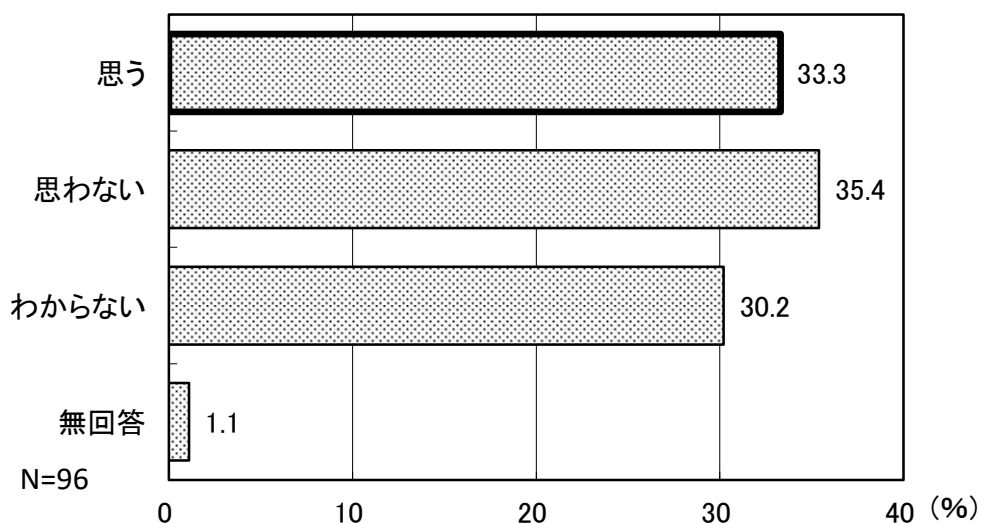
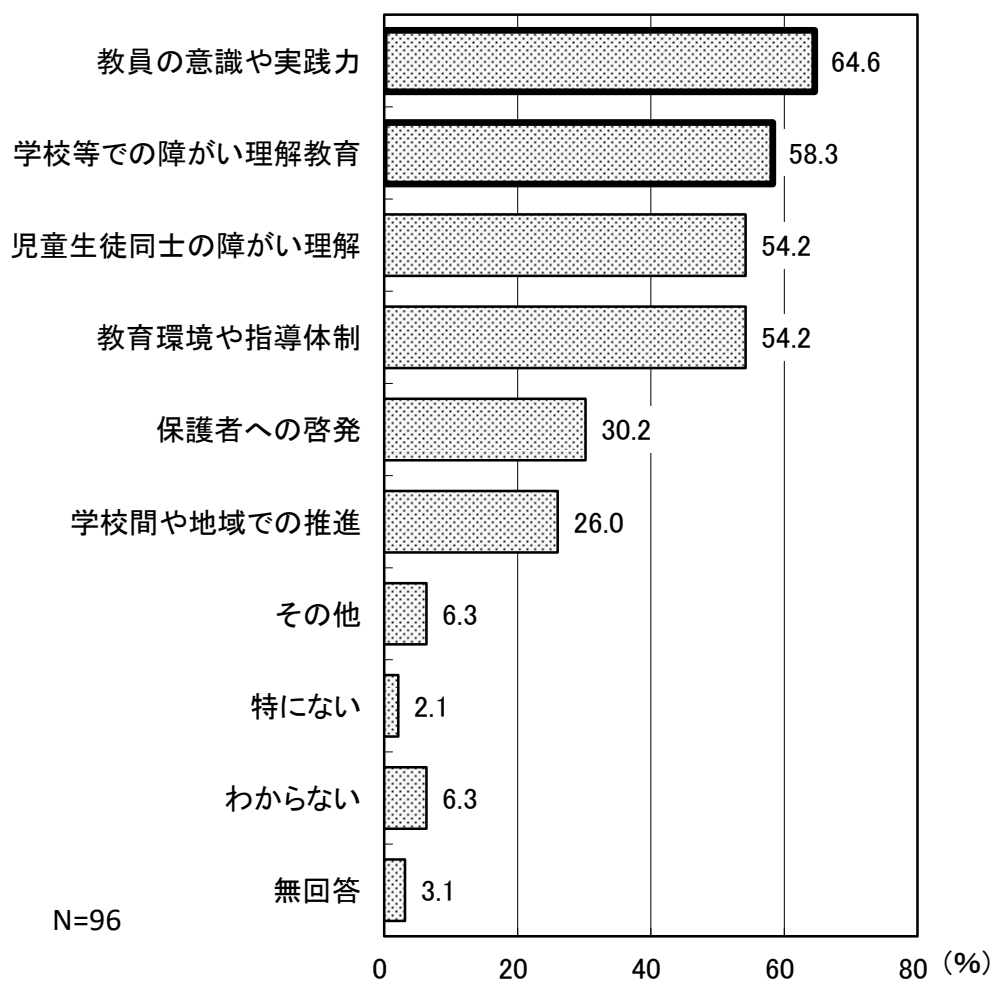


図16 障がいや発達に課題のある人への理解促進を図っていくために必要なこと(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

主な取組

取組名	内容	担当課
障がいのある子どもの保育等の充実	障がいのある子どもが、地域の保育所、幼稚園又は認定こども園で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園又は認定こども園での受け入れを行います。また、障がいのある子どもの心身の状況を正確に把握し、発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。	保育・幼稚園課
教職員の資質の向上と支援体制の充実	特別支援教育の充実のため、教育センターと連携しながら、全教職員に対して障がいに対する理解と指導力の向上を図るとともに、特別支援学級や通級指導教室の担当者には、様々な障がいに対応できる専門性の向上を図るのための研修等をいっそう充実させ、教職員の資質向上を目指します。さらに、特別支援教育専門家派遣事業を通して、専門的な立場からの指導・助言を学校園での支援に生かします。また、医療的ケアの必要な子どもに対して体制整備を図ります。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
「個別的教育支援計画」の策定と活用、「個別の指導計画」の作成	障がいのある子ども一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成、活用し、学校園間で引継いでいく体制を整備します。また、療育機関との「情報共有シート」等を引継ぎ、活用を推進していきます。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
進路指導の充実	卒業後の社会的自立を目指して、中学校では職場体験を行います。職場体験については、十分な活動が行えるよう事業所の確保と体験活動実施期間の充実を図ります。また、就職、就労に向けての移行支援等を推進し、個々の実態に応じた進路指導の充実を図っていきます。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
就労先の確保	卒業後の進路について、障がいのある子どもが社会的に自立して生活していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所）や倉敷障がい者就業・生活支援センター、一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に引き続き取り組みます。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
放課後児童クラブへの受け入れ	引き続き放課後児童クラブの支援員等に対して特別支援対応研修を実施し資質向上を図るとともに、専門家を派遣し各児童クラブの受入体制の充実を支援することで、可能な限り特別な支援を必要とする児童の受け入れを行います。	子育て支援課
学校施設のバリアフリー化の促進	障がいのある子どもの就学機会を拡充し、児童、生徒が安心して楽しく学校生活が送れるよう、学校等の建物や設備を、障がいのある子どもに配慮した形に改善していきます。引き続き、障がいのある子どもの入学時や、新増築や建替えの機会だけでなく、倉敷市学校施設長寿命化計画に基づいて実施する大規模な改修の機会においても、バリアフリーに対応した改修等を行っていきます。	教育委員会 教育施設課

(3) 障がい児支援の充実

現状と課題

市内主要地区ごとにある児童発達支援センターにおいては、各関係機関との連携を強化し、地域支援体制の構築に向けた取組がなされていますが、引き続き、更なる連携強化、ネットワーク機能の充実を図り、地域における障がい児支援の中核的な役割を果たす必要があります。

また、支援を必要とする児童を地域で支えるためには、その家族も地域で支えることが重要であるため、本市では、倉敷市総合療育相談センター（ゆめばる）を中心に、家族支援という視点で、各関係機関との連携を図りながら、支援を必要とする児童及びその家族を対象とした相談支援を行っています。ライフステージに応じた適切な支援が実施できるよう、更なる連携強化が求められています。

主な取組

取組名	内容	担当課
児童発達支援センターを核としたネットワーク機能の充実	児童発達支援センターを核として、学校、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、医療機関等と療育専門家との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。	障がい福祉課
児童発達支援・放課後等デイサービスの質の向上	児童発達支援・放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応できるよう、国のガイドラインも活用して、支援の質の向上を図ります。	障がい福祉課
保育所等訪問支援サービスの充実	障がい児の集団生活の場で、施設のスタッフへの助言や、本人に対する訓練等、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のために必要な量の確保を図り、集団生活の場における支援体制の充実に努めます。	障がい福祉課
個々の特性に応じた教育支援の実践	一人一人の障がいの状態や程度について専門的な判断や個々の障がいの特性に基づく適切な支援のあり方について継続的に検討したり、多面的な支援体制を構築したりするために、保健、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を深め、質の高い教育を目指します。	教育委員会 指導課特別支援 教育推進室
サービス事業所に対する適切な指導・監督	常に障がいのある子どもの視点に立ち、個々の特性に応じた最適な発達支援を提供する各種サービス事業所の機能が充分発揮できるよう、サービス事業所に対して適切な指導・監督を実施します。	障がい福祉課 指導監査課

5 雇用・就業、経済的自立

障がい者が就労・就業することは、経済的自立や生きがいづくりとともに、一人ひとりがもつ能力を発揮することで、社会を構成する一員として地域に貢献することにつながります。

公共職業安定所や倉敷障がい者就業・生活支援センター等と連携することにより、障がいの種類や程度、個々の能力・特性に応じた就業機会の拡大に努めます。

また、障がい者雇用率制度の民間企業等への普及啓発を推進するとともに、関連機関と連携し、各種助成金の活用、就業訓練、職業相談、職業紹介等を積極的に推進し、より一層の就労支援を行っていきます。

(1) 障がい者雇用の促進

現状と課題

民間企業における障がい者の法定雇用率は、令和5年度は2.3%でしたが、令和6年度は2.5%へ引き上げられ、さらに令和8年度からは2.7%へと引き上げられる予定となっています。

障がい者対象のアンケート調査によると、18歳以上65歳未満の回答者のうち、現在収入を伴う仕事をしているの割合は、53.3%となっています（50ページ図17参照）。また、未就労者のうち「仕事をしたい」人の割合は、38.9%となっています（51ページ図18参照）。

障がい者の雇用や就労を一層促進するために、企業等による障がいや障がい者への理解を進めるとともに就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。

図17 現在、収入を伴う仕事をしているか(18～64歳)

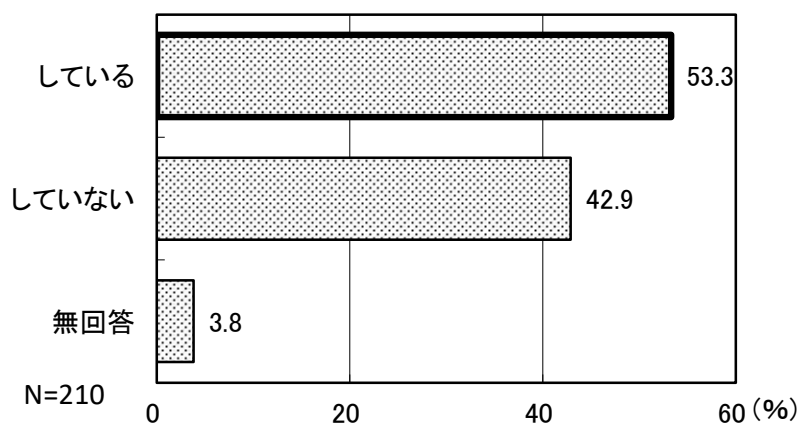
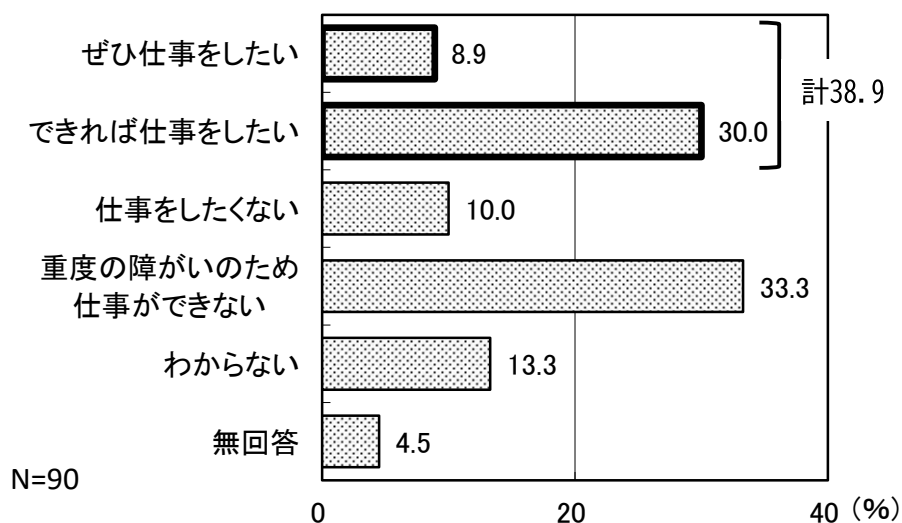


図18 これから仕事をしたいと思うか(18～64歳、未就労者)



主な取組

取組名	内容	担当課
障がい者雇用の促進	今後、障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられる（※民間企業の場合、2024年4月より2.5%、2026年7月より2.7%）ため、企業への周知、啓発を一層強化し、引き続き障がい者雇用の促進を図ります。	労働雇用政策課
事業主等への啓発・広報	企業に対する障がい者雇用の分かりやすい説明を積極的に行い、障がい者雇用への理解と協力を求めています。また、職場でのコミュニケーション等に不安のある精神障がい者、発達障がい者の雇用促進のために、民間企業等に対して障がいの正しい理解を促進するための啓発・広報を行います。	障がい福祉課
障がい者就業・生活支援センター事業との連携強化	倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就労に関する相談、岡山障害者職業センターとの連携による職業評価、ハローワークとの連携による職場開拓、実際の職場での実習等、多面的な就労支援を行うとともに、市内の就労支援担当者の情報交換会（倉敷地域自立支援協議会就労部会）を定期的に開催し、各関係機関・施設等の支援者ネットワークの強化を図ります。	障がい福祉課
自動車免許取得の啓発による就業機会の拡大	自動車免許の取得が就業機会の拡大につながることから、引き続き制度の周知を図り、運転免許取得費助成制度の利用を促進します。	障がい福祉課

(2) 障がい者のための総合的な就労支援

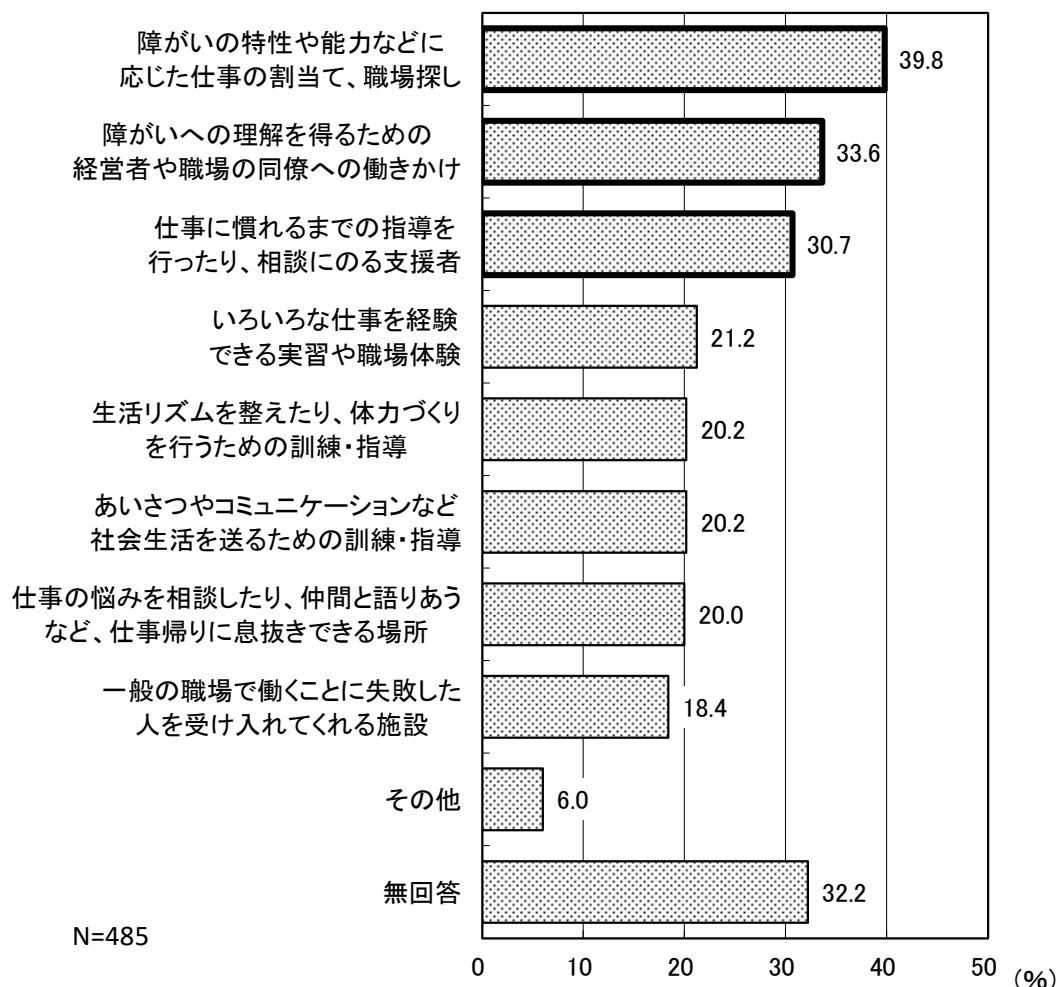
現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じてより力を発揮できるよう、就労支援に取り組む必要があります。

障がい者対象のアンケート調査によると、障がいのある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援としては、「障がいの特性や能力などに応じた仕事の割当て、職場探し」が39.8%と最も多く、次いで「障がいへの理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ」(33.6%)、「仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者」(30.7%)となっています(52ページ図19参照)。

今後も、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障がいへの理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。また、就労支援体制の強化に向けて、倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心とした関係機関との連携を図り、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行う必要があります。

図19 障がいのある人が一般の職場で働き続けるために必要な支援(複数回答)



主な取組

取組名	内容	担当課
職業訓練に関する情報提供	県立高等技術専門校や国立吉備高原職業リハビリテーションセンター等における職業訓練や就労移行支援、就労継続支援A・B型の障がい福祉サービス等、障がい者のための職業訓練に関する情報提供に努めます。	障がい福祉課
労働環境の整備促進	短時間勤務、フレックス制度など障がい者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、企業向けセミナーの実施等により企業・雇用主への理解を求め、就労環境の整備を図ります。	労働雇用政策課
職場における障がい者理解の啓発	障がい者が就労先で偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、倉敷地域自立支援協議会等を通じて企業に対する障がい者理解の啓発を行います。	障がい福祉課
障がい者就業・生活支援センターにおける就労支援の充実	障がい者の就職に向けて就業と生活に関する幅広い支援を行うとともに、就職後の悩み相談に関する支援や長期休職からの職場復帰に関する支援等、障がい者が安心して働き続けることができるよう、個々の状況に応じた支援に努めます。	障がい福祉課
ジョブコーチ制度の積極的活用による職場定着率の向上	ジョブコーチ制度の普及・啓発を行い、積極的な活用による障がい者の職場定着を促進します。	障がい福祉課

(3) 福祉的就労対策の充実

現状と課題

福祉的就労の場は、日中活動の場、社会参加の場、一般就労につなげていくための訓練の場として貴重な場であり、就労を希望する障がい者からの要望も高くなっています。作業所等の安定運営や福祉サービスの質の向上、支援体制の強化が必要です。

障害者優先調達推進法による作業所等への発注額は増加傾向となっています。一方で、法や制度自体を認知していない状況も見受けられるため、広報活動や関係機関への働きかけなどを通じ、法や制度を周知していく必要があります。

また、福祉的就労における工賃向上のため、就労施設における事業改革や受注拡大への取組等が必要となっています。

主な取組

取組名	内容	担当課
作業所への支援	障害者優先調達推進法に基づき、庁内各部署及び関係各所において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組めます。また、福祉的就労を行っている事業所・作業所の授産活動内容を見直し、充実させ、活性化を図るための指導員を市で雇用し、作業所の運営相談、利用者の工賃アップ、さらには企業への就労・定着支援を進めていきます。	障がい福祉課

(4) 経済的自立の支援

現状と課題

障がい者対象のアンケート調査によると、世帯の主な収入について「障がい者年金」「その他の年金」「障がい者手当などの手当」「生活保護費」の割合を合わせると49.1%を占めています（54ページ図20参照）。また、経済的な生活状況について「非常に苦しい生活をしている」と「やや苦しい生活をしている」の割合を合わせると、回答者の41.7%となっています（55ページ図21参照）。

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していく必要があります。

図20 世帯の主な収入

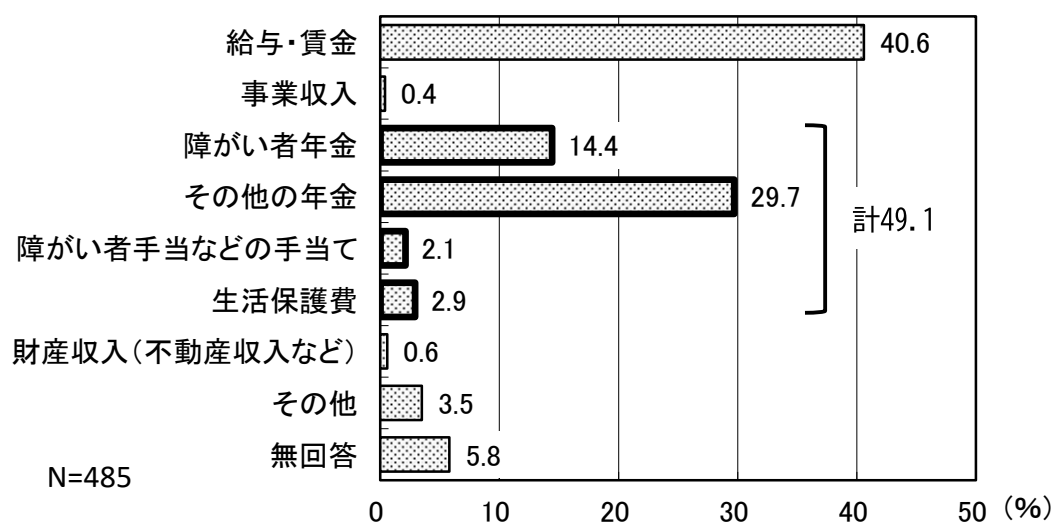
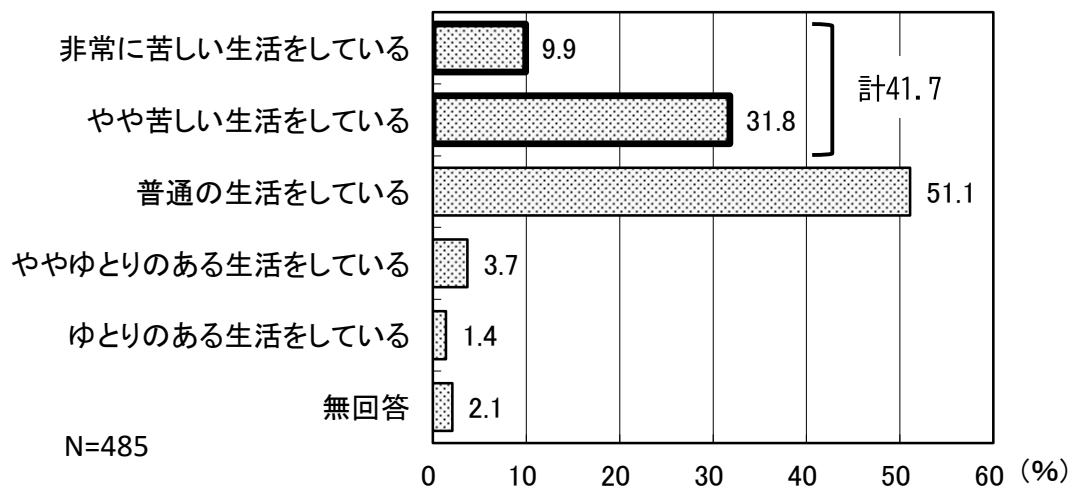


図2 1 経済的な生活状況



主な取組

取組名	内容	担当課
年金・手当制度の周知	障がい者の収入保障のため、障がい基礎年金等の公的年金制度や特別障がい者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知を図るとともに、各種制度の適切な運用を引き続き進めます。	障がい福祉課
税の減免・控除、各種割引制度の周知	障がい者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免・控除やJ R等の運賃、料金の割引制度について周知を図ります。	障がい福祉課
福祉タクシーチケット等の助成	国・県の経済的自立支援制度の補完的施策として、福祉タクシーチケットの助成等、外出や移動に要する費用の一部助成を行い、周知を図ります。	障がい福祉課
公共施設利用料等の割引制度の活用の促進	美術館、博物館等の公共施設の利用料、入場料やNHK放送受信料等の減免制度の周知及び活用の促進を引き続き図ります。	障がい福祉課
医療費公費負担制度の周知	自立支援医療等の各種制度の周知を図り、適切な運用を進めます。	障がい福祉課 医療給付課

6 保健・医療

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。障がいの要因となる疾病等を予防するため、医療機関等と連携し、疾病や障がい等の早期発見及び治療、早期療育に努めます。また、医師会、歯科医師会等の関係機関と連携を図り、障がい者が医療やリハビリテーションを受けやすい環境づくりを進めます。

また、健康の保持・増進のため、健康診査や生活習慣病の予防・早期発見のため、健康教室や保健指導を実施するとともに、各ライフステージに応じた心と体の健康づくり活動を支援します。

(1) 保健・医療・リハビリテーションの充実（医療的ケア児への支援）

現状と課題

障がいや発達に遅れのある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。

乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

住み慣れた地域等で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。障がい者の高齢化・重度化が進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増加傾向にある中、地域生活支援拠点等の機能強化とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

主な取組

取組名	内容	担当課
障がい者（児）の訪問歯科健康診査の実施	疾病や障がいにより歯科医院への通院が困難な障がい者（児）の口腔衛生の保持・増進及び口腔機能の発達・維持・向上を支援することを目的に、歯科医師会の協力を得ながら訪問歯科健康診査を実施します。	健康づくり課
医療支援を受けやすい環境づくりの推進	医師会や市内の医療機関及び県等との連携により、症状や状況に応じた治療、障がいの実態にあたりハビリテーション等を受けやすい環境づくりを推進します。	保健課
障がい者歯科診療事業の継続実施	障がい者の歯科診療体制の確保を図るため、引き続き歯科医師会の協力を得ながら障がい者歯科診療事業を実施していきます。	障がい福祉課
難病患者のサポート体制の充実	難病患者が安心して療養生活を送れるよう、保健師・看護師による家庭訪問を行うとともに、訪問看護師・ケアマネジャー・ヘルパーといった保健・医療・福祉の関係者に対して研修を実施し、サポート体制の充実を図ります。	保健課
医療的ケアが必要な児童への支援体制の充実	医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けられることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を中心に、医療・福祉等の関係分野が協働する支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課

（２）精神保健対策の充実

現状と課題

現代社会ではライフスタイルの多様化により、家庭、学校、職場などでのストレスが増大し、心の問題を抱えている人が増えています。

本市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場である倉敷地域自立支援協議会精神部会を定期的を開催し、地域移行・地域生活支援等、倉敷地域の精神保健福祉の課題の共有と具体的方策の検討を行っています。引き続き、保健・医療・福祉・教育等の関係機関のネットワーク強化が必要です。

精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気であること、また適切な治療により症状の安定や治癒が可能であることを啓発するとともに、相談体制の充実など、心のケアに関する施策の実施も必要となります。

主な取組

取組名	内容	担当課
啓発・広報による制度の利用促進	自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障がい者保健福祉手帳制度等について、啓発・広報により継続的に利用の促進を図ります。	保健課
精神保健知識の普及・啓発と心の健康づくりの推進	精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりを支援するとともに、健康教育の一環として心の健康づくり講座などを開催することにより、精神保健の知識及び精神障がい者への正しい理解について普及・啓発を行います。	保健課
精神障がい者の在宅生活支援の連携強化	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場である倉敷地域自立支援協議会精神部会において、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、在宅生活支援の強化を図ります。	保健課
精神障がい者に対する理解の促進 【再掲】	市民と精神障がい者とのふれあい交流の場を広げ、精神障がい者に対する地域の理解と協力の促進を図ります。また、市民として精神障がい者に対する良き理解者としての立場から、心の健康づくりの推進や精神障がい者に対する偏見除去を行政と協働で行う「くらしき心ほっとサポーター」を養成し、啓発活動を推進します。	保健課
地域移行の推進	入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）及び地域移行を推進し、社会的入院を解消するため、支援体制や社会資源の整備に努めます。	保健課 障がい福祉課

（３）障がいの原因となる疾病等の予防・治療

現状と課題

病気や事故の後遺症に起因する身体障がいや高次脳機能障がいにみられるように、中途障がいが近年増加傾向にあり、障がいの重度化傾向もみられることから、生活習慣病の予防対策の強化とともに、疾病などを早期に発見し、早期治療につなげていくことが重要です。

主な取組

取組名	内容	担当課
乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進	乳児一般健康診査、新生児聴覚検査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等により疾病や障がいの早期発見を行い、倉敷市総合療育相談センター（ゆめぱる）・倉敷発達障がい者支援センターや障がい児の専門機関等と連携し、適切な療育・治療へ結び付けられるよう支援を行います。	健康づくり課
生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進	生活習慣病の予防のため、第三次健康増進計画及び第三次食育推進計画を推進し、健康増進を図ります。また、早期発見・早期治療の促進のため、健康診査やがん検診を実施します。	健康づくり課
精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進	医療機関と連携しつつ、保健所での心の健康相談や訪問相談により、疾病や障がいの早期発見・早期治療及び日常生活の支援を行います。また、心の健康増進やストレス対策として、心の健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に取り組めます。	保健課

7 社会参加支援

障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加を困難にしている様々なバリア（社会的障壁）を取り除くことが必要となります。

安全に快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障がいのある人が安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、バリアフリーに配慮した施設などの普及促進等、障がい者に配慮したまちづくりを推進します。

また、スポーツ・レクリエーションや文化活動は、障がいのある人の生活をより豊かにし、生きがいにつながるとともに、障がい者の社会参加につながることから、能力・個性・意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりが重要です。

障がい者が日常生活の中で気軽にいろいろなスポーツや文化・レクリエーション活動に親しみ、地域の人々とのふれあいの場となるよう内容・機会の充実を図ります。

（１）福祉のまちづくりの総合的推進

現状と課題

市民対象のアンケート調査によると、倉敷市は障がい者が「社会参加しやすい」まちだと思う市民の割合は8.8%と低く、障がい者が安全に外出できるようなまちづくりの進展状況についても改善されてきていると思う市民の割合も9.8%と低くなっています（61ページ図22、図23参照）。

また、障がい者対象のアンケート調査によると、外出するときに困ることとして、身体障がい者では「道路や駅に階段や段差が多い」が22.4%で最も多くなっています（62ページ図24参照）。

障がいのある人が、安心して街中を移動できるためには、施設整備の充実を図るとともに、交通安全対策を充実することも重要です。障がい種別のニーズの違いに配慮しつつ、標識等の整備充実を図るとともに、歩道や点字ブロック上の放置自転車や違法駐車をなくすよう、関係団体や関係機関との連携強化と、市民モラル向上のための広報活動が求められます。

なお、施設整備等の依頼がある場合は、担当課に適切につなげていきます。

また、障がい者の福祉について関心がある市民の割合は、「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせて60.8%と多くなっています（62ページ図25参照）。一方、障がい者に関するボランティア活動の参加状況について「ある」と回答した人は、12.1%にとどまっています（63ページ図26参照）。ボラン

ティア活動に参加できなかった理由としては「時間的に余裕がない」（４７．２％）、
「どうやって参加したらいいのかわからない」（４４．６％）、「身近にボランティア活動の情報がなかった」（４２．９％）、「活動内容がよくわからない」（３４．８％）などが上位に挙がっています（６３ページ図２７参照）。

図２２ 倉敷市は障がい者が「社会参加しやすい」まちだと思うか

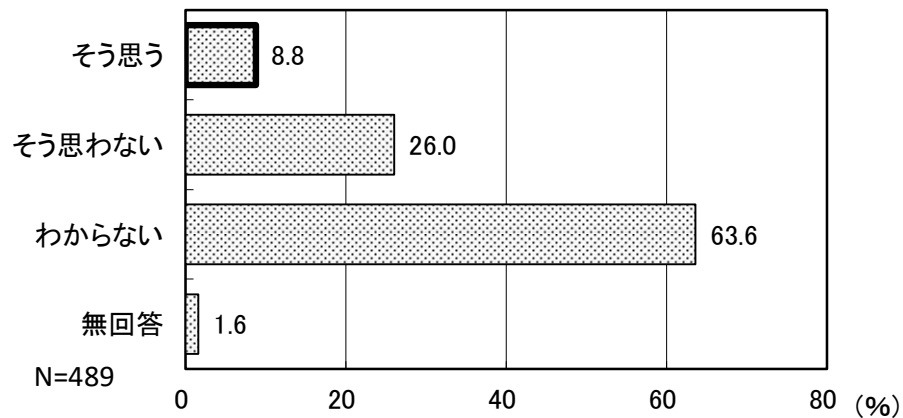


図２３ 障がい者が安全に外出できるようなまちづくりについて

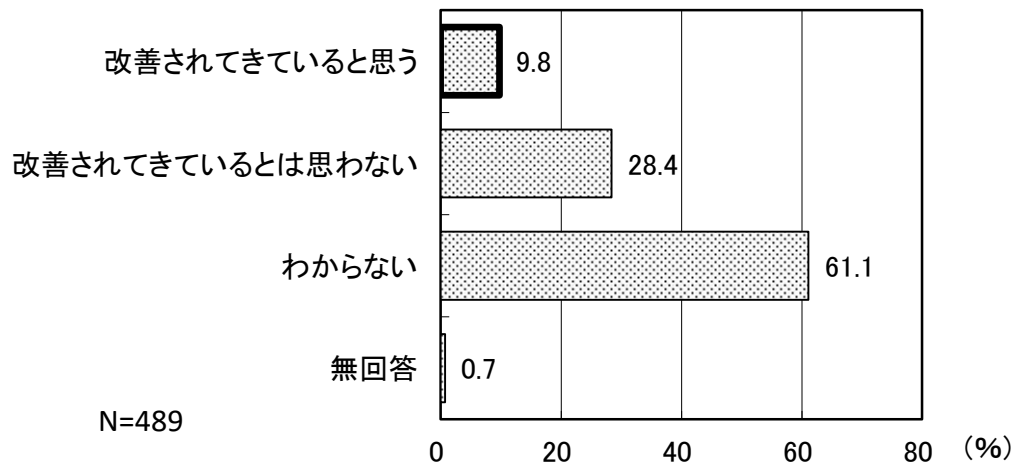
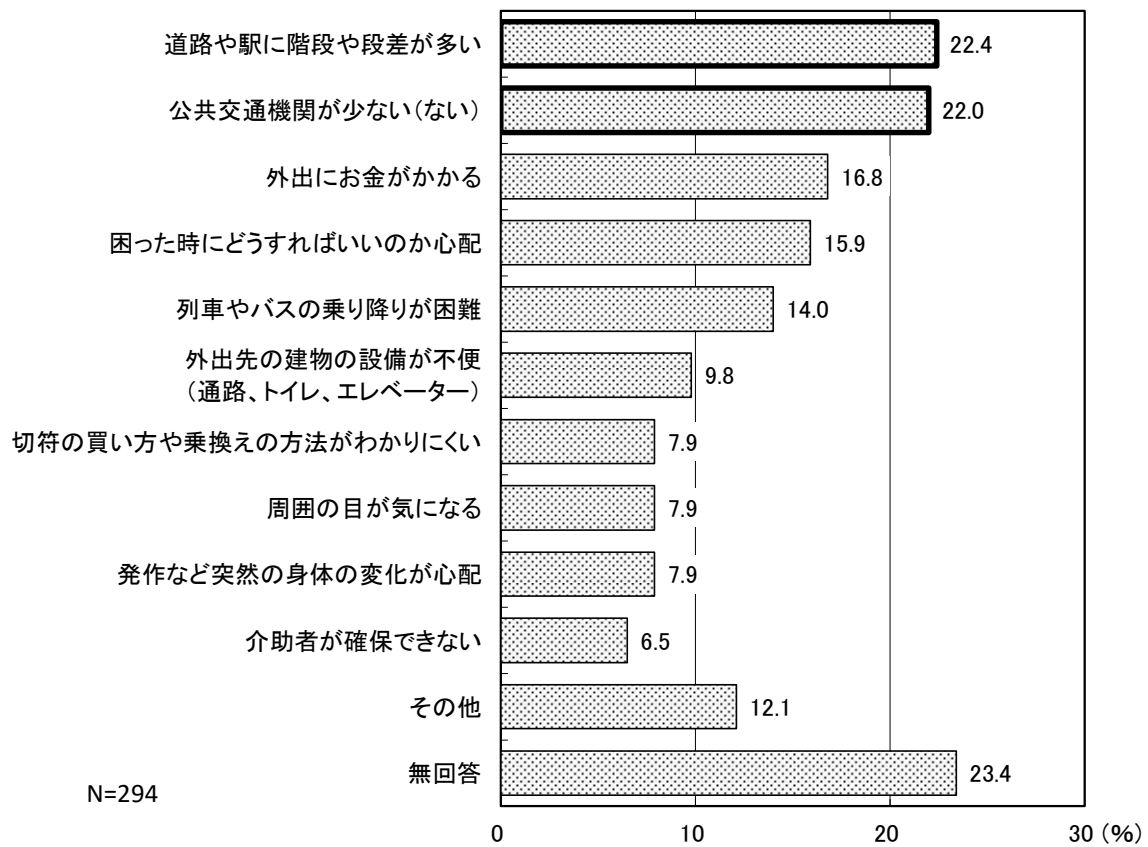


図2 4 外出するときに困ること（身体障がい者）（複数回答）



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

図2 5 障がい者の福祉について

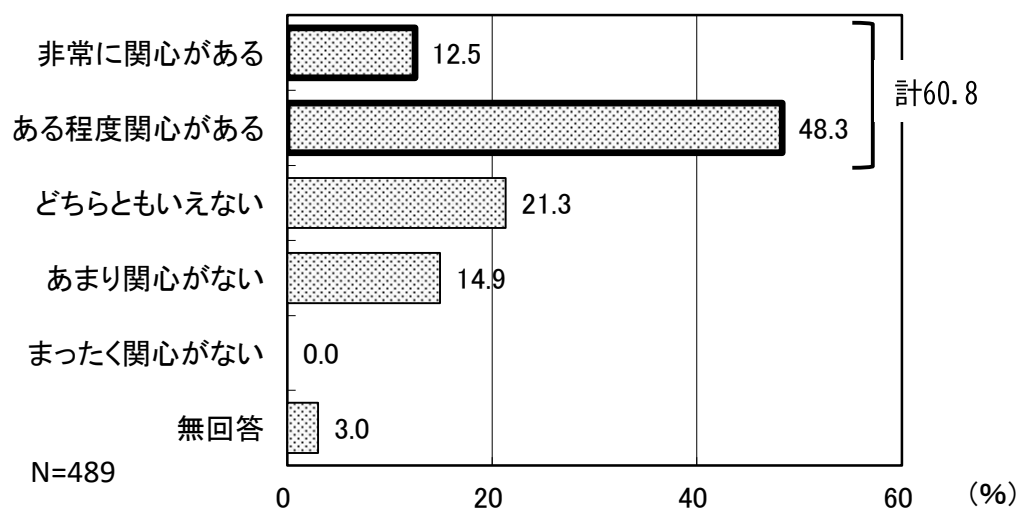


図2 6 障がい者に関するボランティア活動に参加した経験

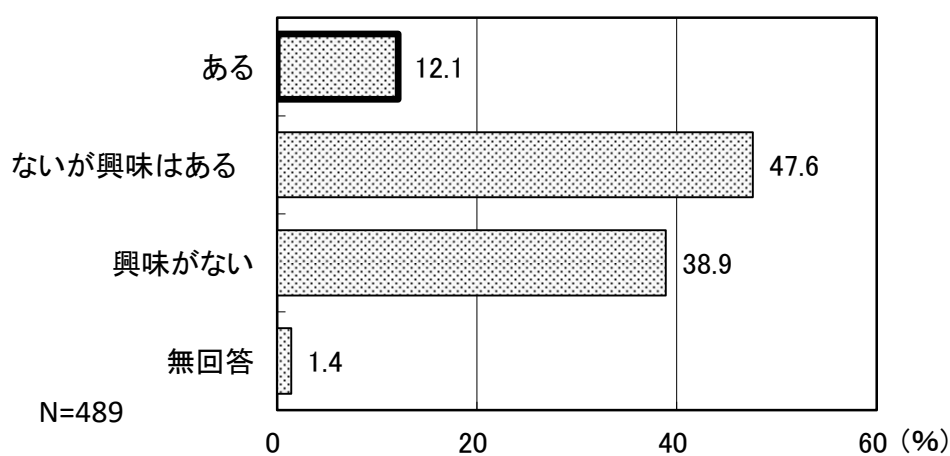
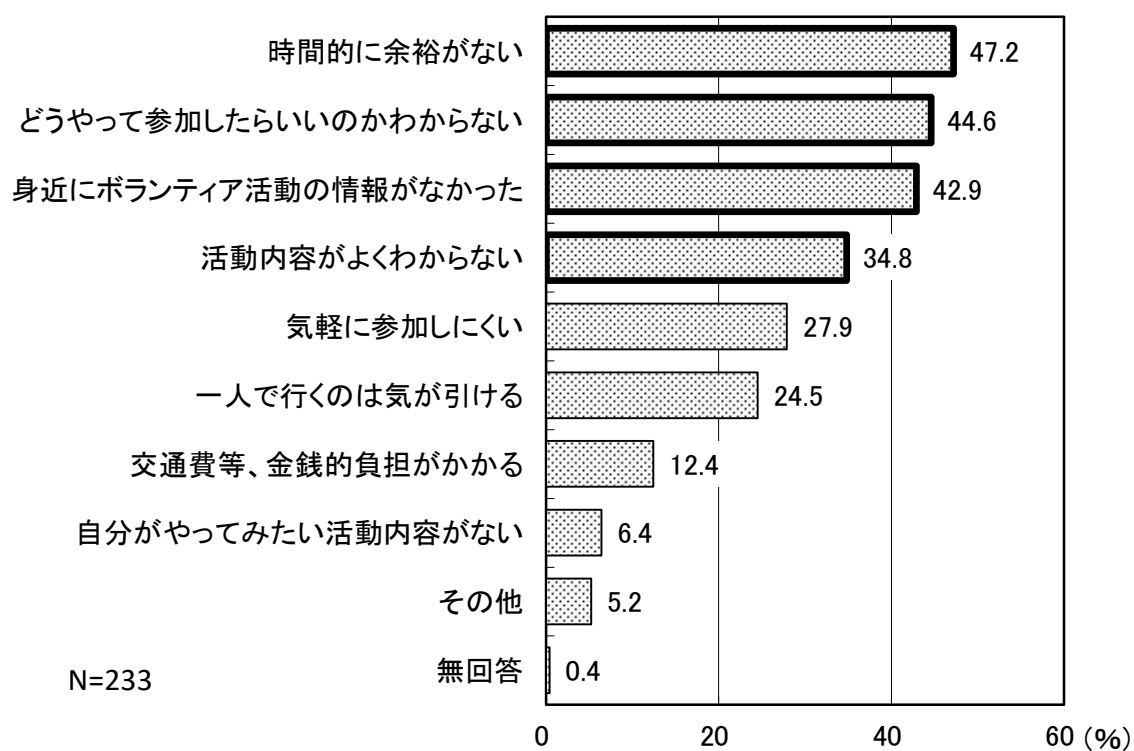


図2 7 障がい者に関するボランティア活動に参加できなかった理由(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

主な取組

取組名	内容	担当課
総合的な福祉のまちづくり推進のための啓発活動の充実	福祉のまちづくりに関する啓発を機会を捉えて行い、障がい者をはじめすべての人が暮らしやすいまちづくりについて、市民の理解や認識が深まるよう、総合的な取組を進めていきます。	保健福祉推進課
こころのバリアフリー実現のための啓発・広報の充実	障がい者支援センター等との連携を強化し、こころのバリアフリーの実現に向けた啓発・広報に努めます。	障がい福祉課
ボランティアに関する広報活動の充実【再掲】	市の広報紙や「倉敷ボランティアセンター」のホームページを利用して、継続的に市民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先等の周知を図ります。	障がい福祉課

(2) 建築物等のバリアフリー化の促進

現状と課題

障がい者対象のアンケート調査によると、自分の住居について、今後改修したい場所については、「風呂」（13.0％）、「トイレ」（9.9％）、「玄関」（8.0％）が多くなっています（65ページ図28参照）。また、外出しやすくするために必要なこととして、設備面においては「歩道の整理、段差の解消」（35.7％）、「障がい者用トイレの整理」（25.6％）、「障がい者専用駐車場の整備」（25.4％）、「エレベーターの設置」（25.2％）などが挙がっています（65ページ図29参照）。

本市では、バリアフリー新法、倉敷市福祉のまちづくり条例等に基づき、公共施設の新築・改築、改修を実施しています。

今後も、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくために、引き続き県の条例などを踏まえつつ、計画的なバリアフリー化を図っていく必要があります。

また、障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

図28 自分の住居について、今後改修したい場所について(複数回答)

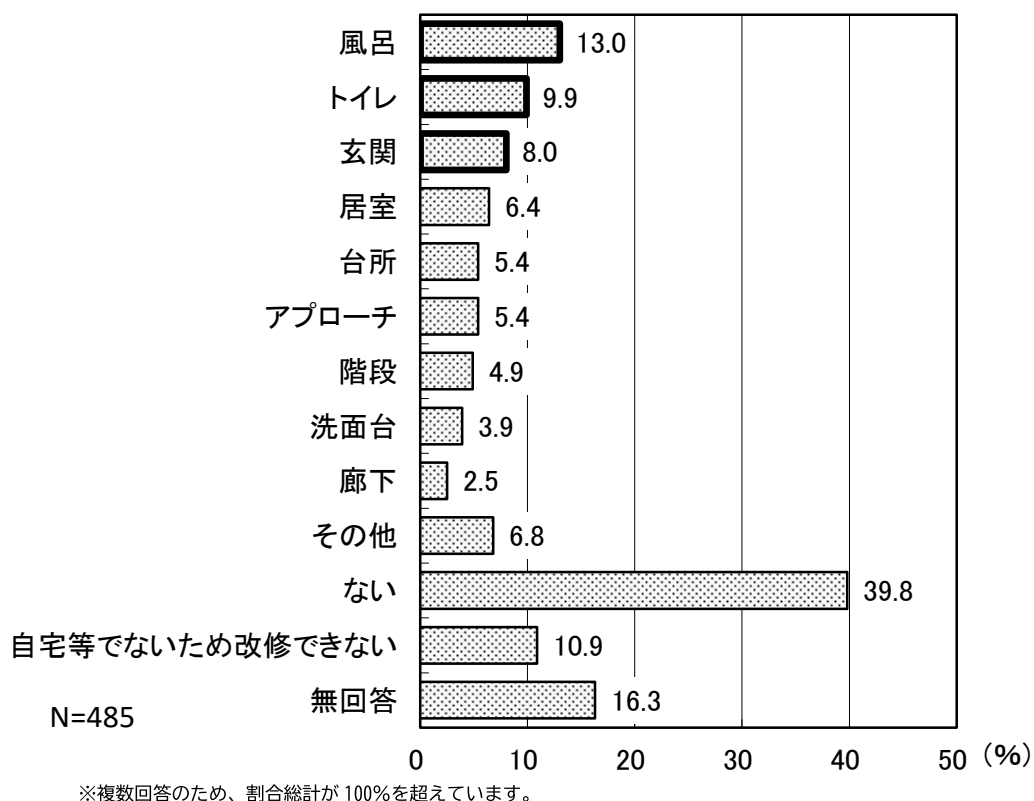
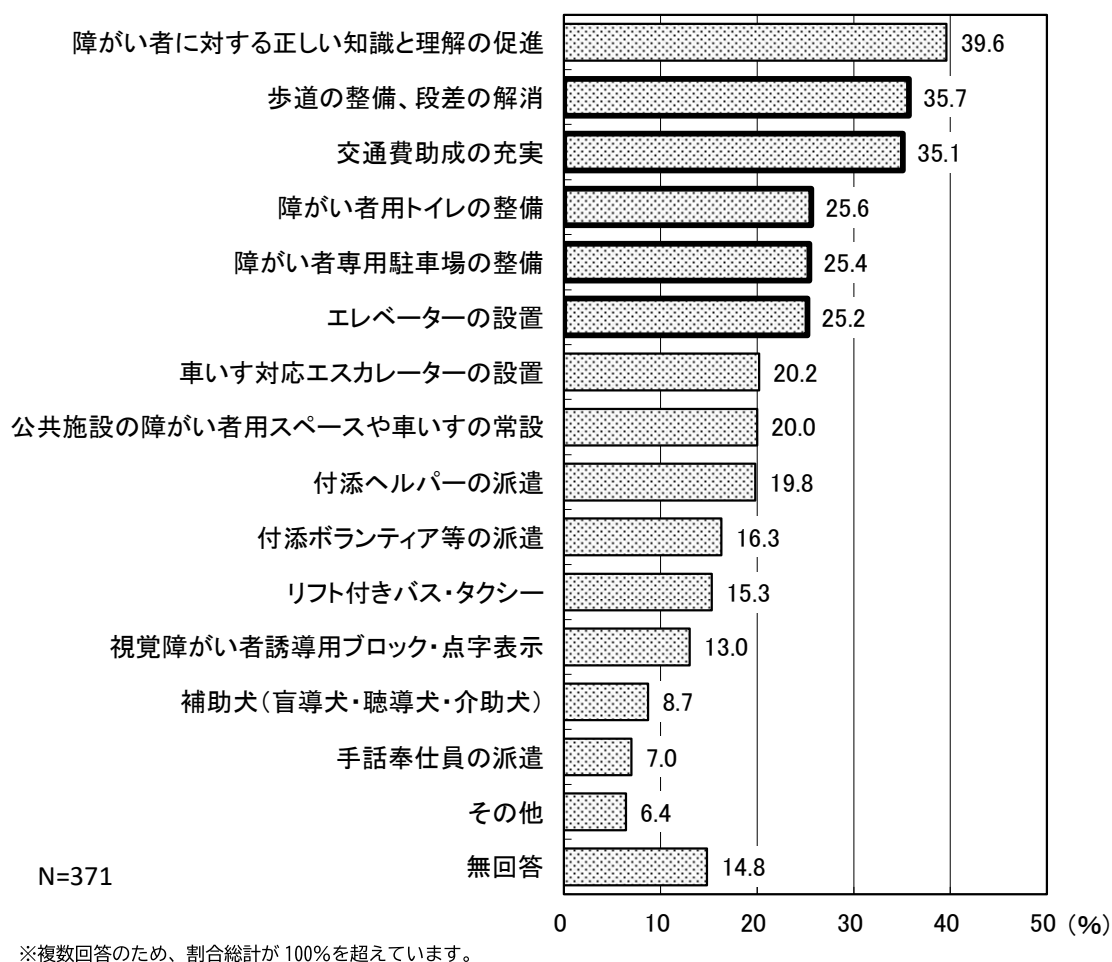


図29 障がい者が外出しやすくするために必要なこと(複数回答)



主な取組

取組名	内容	担当課
公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進	倉敷市バリアフリー市民会議を活用し、障がいのある人が地域社会の中で自立した日常生活ができるよう、歩行空間の整備等を図ります。	保健福祉推進課
障がい者等に対応した市営住宅の整備・供給	市営住宅の団地規模や立地条件等を勘案し、障がい者等に配慮した住みやすい市営住宅の整備・供給を検討してまいります。	住宅課
住宅改造の促進	住宅リフォームに関する住宅改造費助成事業について市民への周知を図り、特に介助を必要とする高齢者及び障がい者に対して、利用を促進します。	介護保険課

(3) 移動交通手段の充実

現状と課題

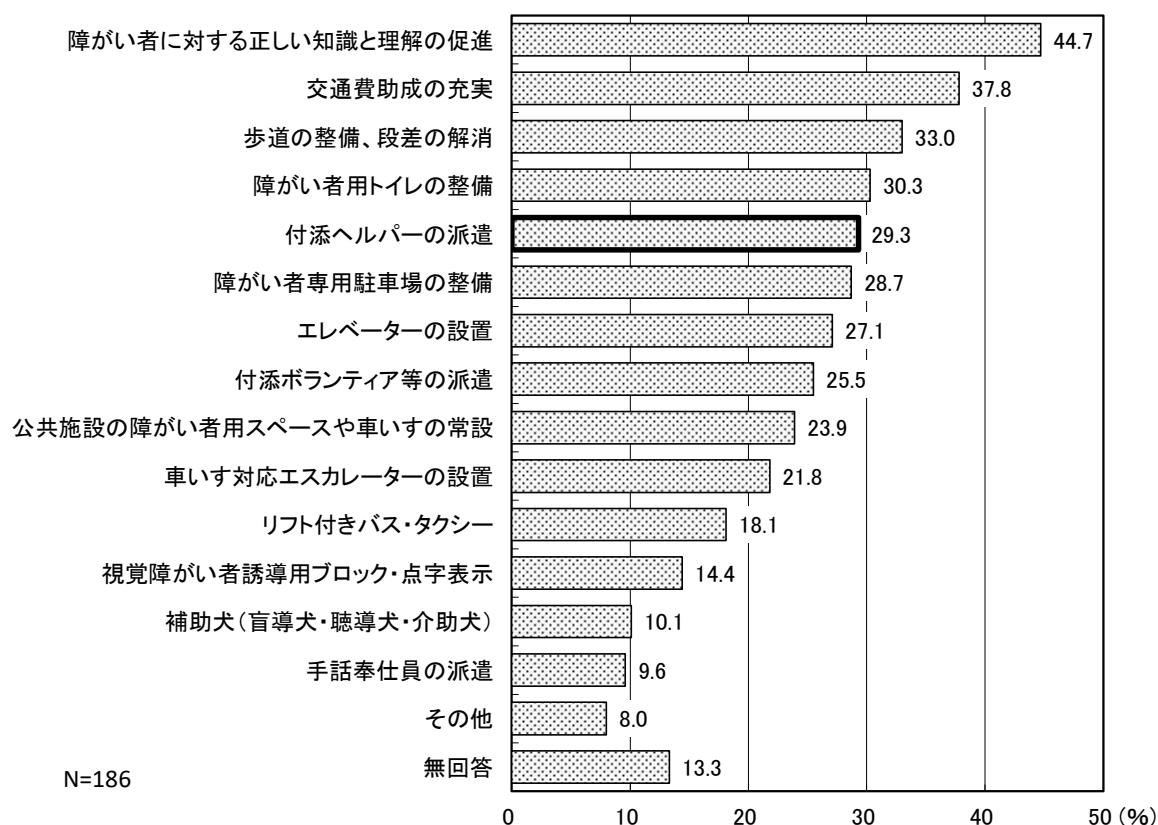
鉄道やバス路線等の公共交通機関は、障がいのある人の行動範囲を広げる大切な移動手段であり、利用しやすい環境整備を働きかけていく必要があります。

障がい者対象のアンケート調査によると、外出する時に困ることとして「公共交通機関が少ない(ない)」が22.0%と多くなっています(62ページ図24参照)。

また、障がいのある人が外出しやすくするために必要なこととして、全体では「交通費助成の充実」(35.1%)が多くなっており(65ページ図29参照)、知的障がい者では「付添ヘルパーの派遣」(29.3%)などが多くなっています(67ページ図30参照)。

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。

図30 障がい者が外出しやすくするために必要なこと（知的障がい者）（複数回答）



主な取組

取組名	内容	担当課
移動支援サービスの充実	福祉タクシーチケット助成事業の周知徹底を図り、その利用を促進するとともに、自動車燃料費等の補助など、移動支援サービスの充実を引き続き図ります。	障がい福祉課
福祉有償運送事業の支援	福祉有償運送事業を促進し、障がい者等の積極的な社会参加を図るため、福祉有償運送を行う事業者に対して費用の一部を補助します。	障がい福祉課
公共交通機関の利便性の確保	障がい者の移動の円滑化を促進するため、今後も交通事業者に対し、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の導入の促進を求めていくとともに、誰もが公共交通を利用しやすい環境とするため、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー車両の導入、駅舎内や乗り継ぎ経路におけるバリアフリー化の推進と情報提供について、関係する交通事業者と役割を分担し各事業を促進します。	交通政策課

取組名	内容	担当課
移動支援事業の充実	地域生活支援事業の移動支援事業において、マンツーマンによる障がい者の外出の支援を行うほか、小グループに対してもヘルパー派遣を行うなどの充実を図ります。また、通所系サービスの利用促進を図るため、事業所が実施する送迎に対して費用の一部を助成します。	障がい福祉課
コミュニティタクシー導入の支援	バス路線が廃止となった地域や交通不便地域において、新たな移動手段を確保するため、地域等が主体となり運行を行うコミュニティタクシーの導入を推進するとともに、運行費の一部を支援します。また、出前講座やパンフレットなどを活用して、コミュニティタクシー制度の周知を図っていきます。	交通政策課

(4) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状と課題

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。障がいのある人となない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

主な取組

取組名	内容	担当課
スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の促進	「倉敷市スポーツ施設整備計画」等に基づき、利用者の利便性向上等、より安心、安全、快適な施設づくりのため、ユニバーサルデザインに配慮し、改修の時期に合わせて、バリアフリーを進めます。	スポーツ振興課 文化振興課

取組名	内容	担当課
文化活動の支援	発表会や展示会の実施など、障がい者による文化活動を支援するとともに、発表の場を提供します。	障がい福祉課 文化振興課
各種イベント等への参加促進	市主催のスポーツイベントや地域行事への障がい者の参加を促すため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行うとともに、障がい者自身が企画や立案に参画することができる体制の構築を図ります。	障がい福祉課 スポーツ振興課 文化振興課
障がい者に対するスポーツ・文化講座の充実	障がい者も健常者も一緒に楽しむことができるスポーツの普及に加え、ともに参加することができるスポーツイベントや教室等の独自開催や開催支援により、交流を通じてお互いの理解と認識を深めることで、共生社会の実現を目指します。	障がい福祉課 スポーツ振興課 文化振興課
障がい者スポーツの振興	スポーツ推進委員等に「パラスポーツ指導員養成講習会」の受講を促すとともに、障がい者スポーツ指導者とスポーツに取り組みたい障がい者や特別支援学校を結び付けることにより、障がい者のスポーツ活動を通じた社会参加を促進します。	障がい福祉課 スポーツ振興課

8 安全・安心

平成30年7月豪雨では、河川の氾濫等の災害により広範囲に甚大な被害が生じ、災害時に自らを守るための行動をとるのに支援を要する方の安全確保について課題が表出しました。

災害発生時に支援が必要な避難行動要支援者の存在を把握するための避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の安否確認や避難支援対策を円滑に実施できる体制づくりを図ります。また、自主防災組織を中心とした地域住民及び福祉専門職等が連携し、実効性のある個別避難計画作成の体制づくりを支援します。さらに、災害時の避難所として、福祉の面や医療の面において配慮された福祉避難所の充実に努めます。

障がいがあるために犯罪に巻きこまれないような防犯への取組も重要です。障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、関係機関や住民等と協力して、防犯対策や消費者トラブルの防止を促進します。

(1) 防災対策の推進（災害時の避難体制）

現状と課題

近年、局地的なゲリラ豪雨の多発などにより、災害発生時に支援が必要な高齢者や障がい者などいわゆる「避難行動要支援者」の避難体制の確立が課題となっています。

障がい者対象のアンケート調査によると、火事や地震などの災害発生時に「避難できない」と回答した人は13.6%、周囲の人に知らせることができない人は、31.3%となっています（71ページ図31、図32参照）。また、家族が不在の場合または一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいない人の割合は、36.7%であり（72ページ図33参照）、災害発生時の地域による支援体制が求められています。

また、火事や地震など災害発生時の対応について重要だと思うこととしては「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる」（47.6%）、「避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう」（41.9%）、「避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教えてもらえる環境をつくる」（41.6%）などが上位に挙げられています（72ページ図34参照）。

市では、避難行動要支援者の存在を把握するための避難行動要支援者名簿を作成し、消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織と情報を共有することで、災害時の安否確認や避難支援対策を円滑に実施できる体制づくりに取組

んでいます。地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていく必要があります。

図3 1 火事や地震などの災害時に避難できるか

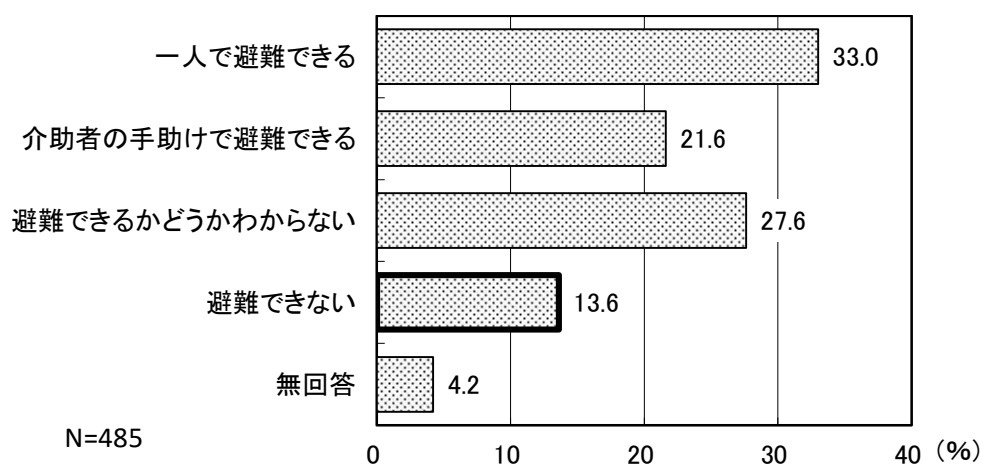


図3 2 災害発生時に、周囲の人に知らせることができるか

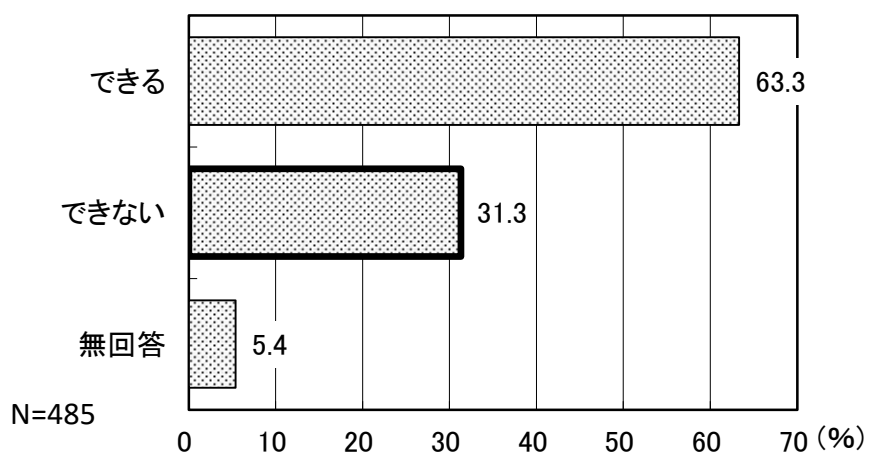


図3-3 家族が不在の場合または一人暮らしの場合、
近所にあなたを助けてくれる人はいるか

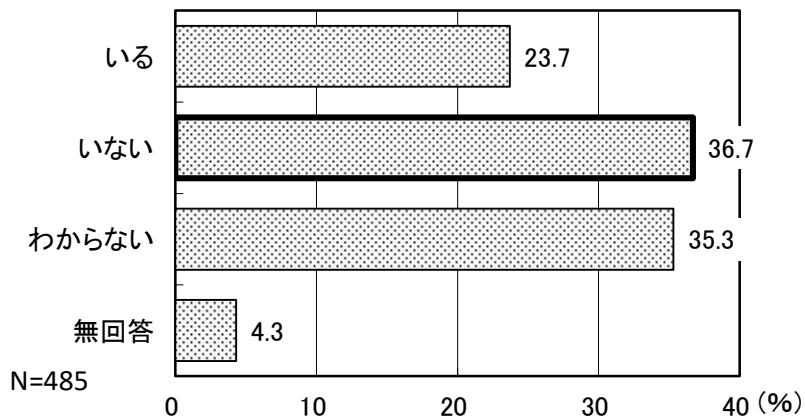
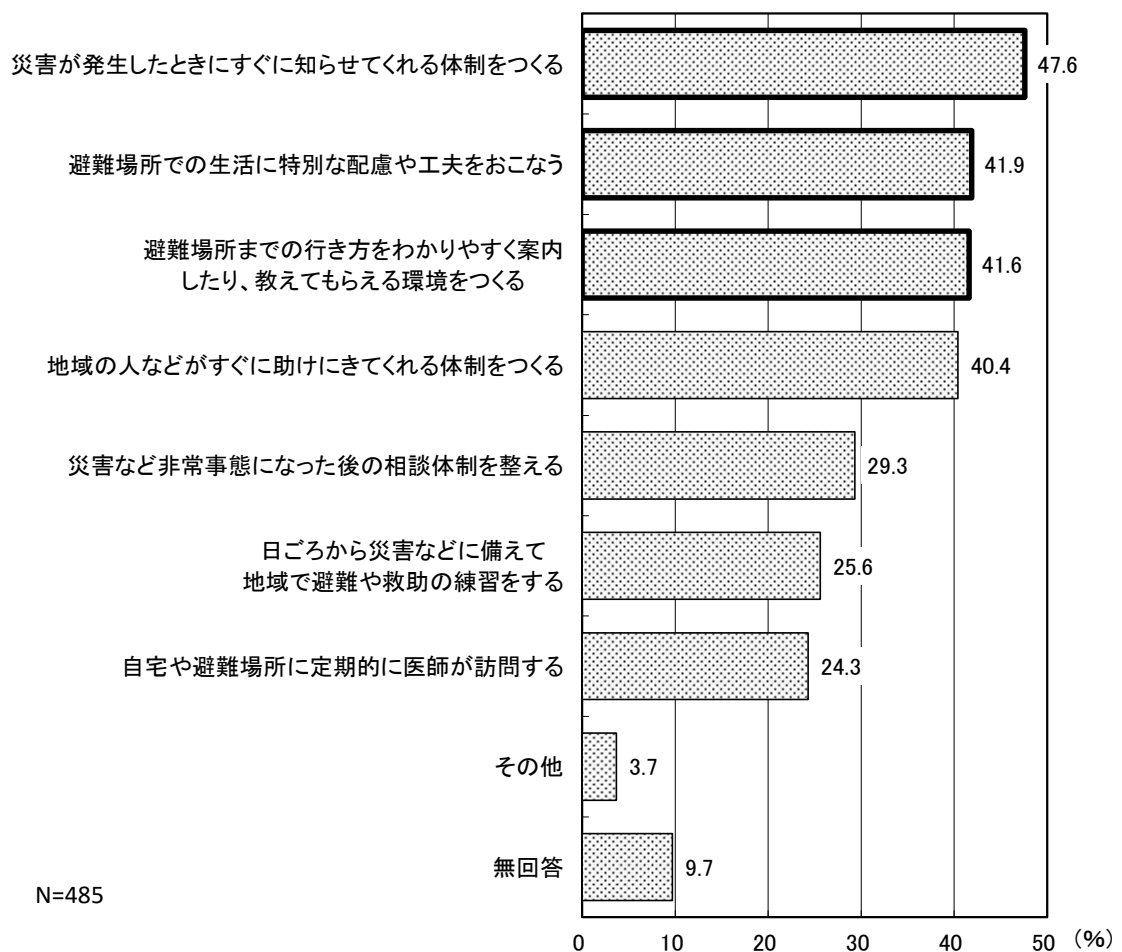


図3-4 災害発生時の対応について重要だと思うこと(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

主な取組

取組名	内容	担当課
災害の知識及び対処法についての啓発・広報	今後も引き続き、災害リスク、避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、広報紙のほか、ハザードマップを活用した出前講座などにより啓発・広報していきます。	防災推進課
緊急通報体制の整備・充実	引き続き、音声言語によりコミュニケーションを図ることが困難な方が、緊急時に即時に119番通報できるよう、携帯電話のインターネット機能による緊急通報システムNET119の登録を推進します。また、緊急時等に市が実施する会見等に手話通訳者を配置に努め、手話による情報提供を行うほか、日常生活用具の給付事業を通じて、屋内信号装置と連動した聴覚障がい者用の火災警報器の普及に努めます。	消防局警防課 障がい福祉課
避難行動要支援者の避難支援の体制づくり	災害発生時に支援が必要な避難行動要支援者の存在を把握するための避難行動要支援者名簿を作成し、消防機関、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織等と情報を共有することで、災害時の安否確認や避難支援対策を円滑に実施できる体制づくりを図ります。また、今後も引き続き、自主防災組織を中心とした地域住民及び福祉専門職等が連携し、実効性のある個別避難計画作成の体制づくりを支援します。さらに、避難行動要支援者の避難支援を含む総合的な防災訓練を行います。	保健福祉推進課 防災推進課
施設入所者の防災訓練の実施	施設の避難場所・経路等を含め、災害知識や対処法についての広報活動や地域の防災組織との連携・協力体制の構築などを指導し、施設における防災対策の強化を図ります。	障がい福祉課
福祉避難所の整備	老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などを対象とした福祉避難所の確保を図ります。	防災推進課 保健福祉推進課
地域防災ネットワークの確立	防災士育成講座による地域の防災リーダーの育成及び防災出前講座、ワークショップによる自主防災組織の育成に努めるとともに、市民、市、消防、NPO、防災関係団体等が連携した総合防災訓練を実施します。また、倉敷市自衛消防組織整備費補助金制度によって自衛消防組織の整備を推進するとともに、防災ホームページや地域イントラネットを有効に活用し、市民と防災情報を共有化することで、市、自主防災組織、NPO、消防機関等と連携した防災ネットワークづくりを進めます。	防災推進課 消防局予防課

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

現状と課題

地域で安心・安全に日常生活を送るためには、日常的な防犯活動も重要であり、日頃から障がいのある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障がい特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がい者や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

主な取組

取組名	内容	担当課
防犯対策の充実	障がいのある人や高齢者等が犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。	生活安全課
消費者トラブルの防止	引き続き、様々な媒体を用いて啓発を行うと共に、地域・関係機関と連携した見守りにより消費者被害の未然防止に努めます。	消費生活センター 福祉援護課

第5章 計画の実施と評価

1 計画の実施体制

(1) 庁内関係部門との連携

本計画で推進する各種施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、生活環境、労働、人権など多岐にわたるため、関連施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、庁内関連部門との相互連携を図りながら、各種施策を推進します。

(2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校など、国や県の機関、また、障がいのある人や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員などと連携を図りながら、円滑な施策の推進に努めます。

(3) 倉敷地域自立支援協議会との連携

障がい者への様々な支援の充実を図るとともに、地域での自立した生活を促進するため、倉敷地域自立支援協議会において、計画の目標達成に向けた課題や施策の検討を行います。

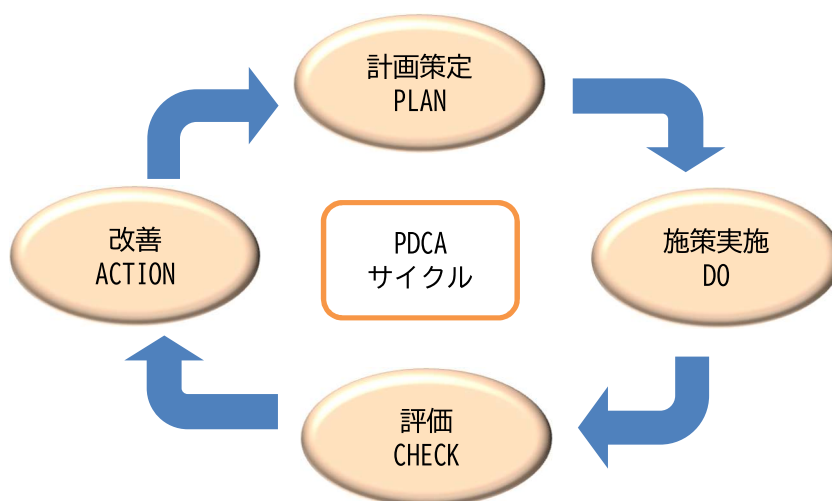
そのため、障がい福祉課は、協議会が検討を行ううえで必要なデータの提供、調査などの支援を行い、協議・連携を図るものとします。

2 計画の進捗管理・評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、取組の実行後にその結果を把握・分析し、考察することで、計画の目標、活動の見直しへとつなげていくいわゆる「PDCAサイクル」に基づいた計画の進行管理を進めていく必要があります。

このため本計画の推進にあたっては、障がい福祉課が事務局となり、計画の進捗管理を進めていきます。

■PDCAサイクル



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

倉敷市障がい福祉計画
倉敷市障がい児福祉計画
(令和6～8年度)

第Ⅰ章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい福祉制度は、地方自治体がサービス内容を決定する措置制度から、自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、さらに平成18年4月、「障害者自立支援法」の施行により、3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。またこの法律により、障がい福祉サービスの提供体制を計画的に整備することを目的として、市町村に「障害者福祉計画」の策定が義務付けられました。

その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障がい者の範囲の見直し等が行われ、平成25年には「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。そして平成30年の「児童福祉法」の改正において、市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、令和5年には、計画の基礎となる「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部改正が行われました。

本市においては、令和3年3月に「倉敷市障がい福祉計画」を策定し、障がい児者の自立に関する成果目標を設定するとともに、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の事業量を見込み、その提供体制の確保と円滑な事業実施に取り組んでまいりました。

このたび前計画が計画期間終了を迎えることから、前計画期間中における取組の成果を踏まえ、上位計画である「倉敷市障がい者基本計画」との調和を保ちながら、新たな計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

① 障害福祉計画

倉敷市障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する「市町村障害福祉計画」です。

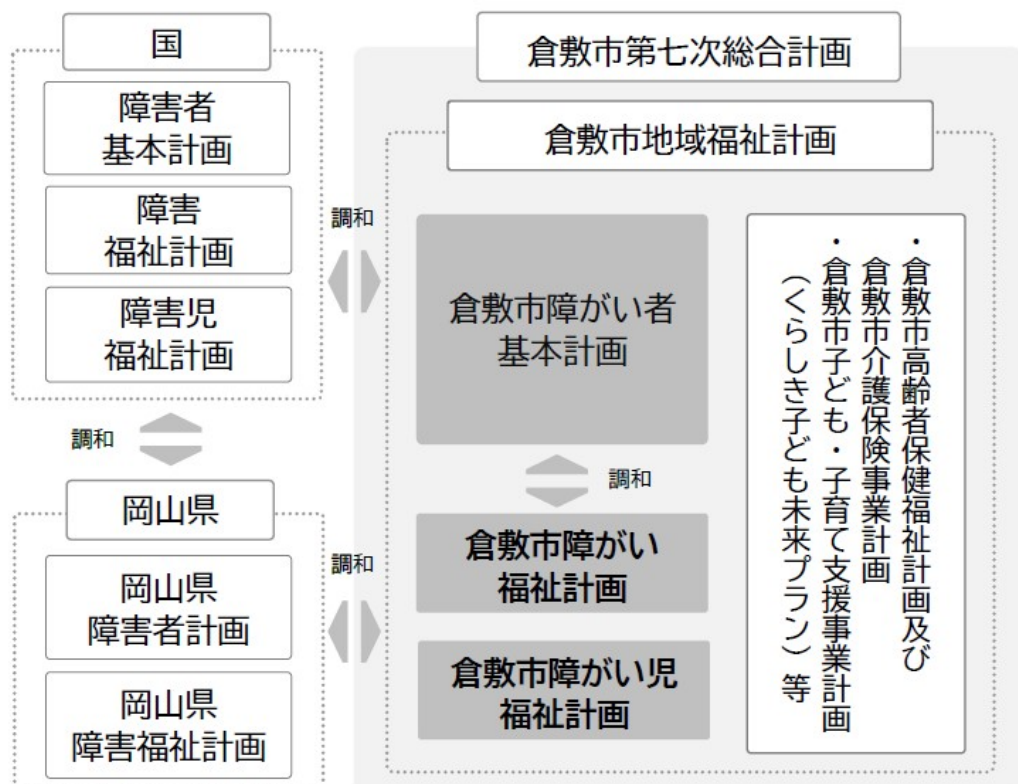
② 障害児福祉計画

倉敷市障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する「市町村障害児福祉計画」です。

(2) 他の計画との関連

本計画は、「倉敷市障がい者基本計画」の「生活支援」に関わる事項中、障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画として位置付けられます。

また、国や県の各計画、本市の「倉敷市総合計画」や、福祉関連計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする3か年計画とします。

令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
障がい者基本計画					
第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関する要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

●調査の実施概要

調査対象	令和5年7月1日現在、障がい福祉サービスの利用対象者から、障がい種別は無作為抽出した1,000名（身体障がい者：200名、知的障がい者：300名、精神障がい者：250名、児童：250名）
調査方法	郵送による配布回収
調査期間	令和5年8月10日（木）～令和5年9月8日（金）
回収結果	配布数：1,000件 有効回収数：527件（有効回収率：52.7%）

(2) 障がい福祉団体からの意見聴取

アンケート調査では把握しきれない障がい者の生活課題や福祉ニーズ、各種障がい者団体の活動状況とその課題を把握するために、市内の障がい福祉団体に対してヒアリング調査を実施しました。

調査は各団体にヒアリング調査シートを配布し、回答を依頼するとともに、回答のあった団体のうち、団体ヒアリングへの参加を希望された団体については、直接意見の聴取を行いました。

●障がい福祉団体からの意見聴取の実施概要

調査対象	市で把握している市内の障がい福祉団体（４２団体）
調査方法	① ヒアリング調査シートを配布し、回答を依頼 ② 団体ヒアリングへの参加希望団体を対象に直接聴き取り実施
調査シートの配布期間	令和５年７月２７日（木）～令和５年８月１０日（木）
調査シートの回収結果	配布：３７団体 回収数：１９団体（回収率：５１．４％）
ヒアリング参加団体数	９団体
ヒアリング実施日	令和５年８月２５日（金）

（３）倉敷市社会福祉審議会障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会の設置

本計画の策定を行うに当たり、「倉敷市社会福祉審議会障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会」を設置し、令和５年７月から令和６年１月まで計４回の審議を行いました。

この分科会には、医療・福祉・雇用の関係者のほか、学識経験者、障がい福祉団体の関係者、公募による市民代表にも委員として参画していただき、幅広い意見の集約を行いました。

（４）倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定幹事会及びワーキング部会の設置

倉敷市社会福祉審議会障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定専門分科会に提示する計画素案作成のため、庁内関係部局の代表者で構成する「倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定幹事会」及び庁内関係各課の実務者で構成する「倉敷市障がい者基本計画及び障がい福祉計画策定ワーキング部会」を設置し、意見交換を行いました。

（５）倉敷地域自立支援協議会及び倉敷地域生活支援拠点運営協議会での意見交換

障がい児者に対するサービス提供現場における課題を抽出し、その解決に向けた方向性を検討するため、早島町と共同で設置している倉敷地域自立支援協議会及び倉敷地域生活支援拠点運営協議会において、意見交換を行いました。

（６）計画素案の公表、市民からの意見募集（パブリックコメント）

令和５年１２月に、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

●パブリックコメントの実施概要

実施方法	・市ホームページ掲載 ・本庁障がい福祉課、情報公開室、児島・玉島・水島の各保健福祉センター福祉課、真備保健福祉課、庄・茶屋町・船穂の各支所へ素案冊子配置
意見募集期間	令和5年12月1日（金）～令和5年12月28日（木）
意見提出者数	名（意見総数： 件）

第2章 本市の障がい者等の現状

倉敷市障がい者基本計画

第2章の

6ページ ～ 20ページに掲載

第3章 計画の基本的な指針と 重点課題ごとの取組

1 国による基本的な指針

国において、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定めており、その基本的理念として次の7つの項目を掲げています。

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取組を推進します。

また、発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人は精神障がいのある人に含まれること、難病等の方々が各種障がい者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

(3) 入所・入院等からの地域生活への移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障がい者等の自立を支援する観点から、地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における生活支援拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供等の機能を有する地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化します。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を必要とする人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の高齢化・重度化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体

制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組みます

（７）障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。

特に、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞したり、創造や発表等の多様な活動に参加したりする機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等を促進します。

2 本市における重点課題ごとの取組

国の基本指針と本市の前計画を踏まえ、6つの重点課題を設定し、それに対応した現状と課題及び今後の取組を示します。

(1) 利用者本位の生活支援体制の整備

現状と課題

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。本市では、地域の社会資源を活用して事業者が必要な機能を分担して、面的な支援を行う体制を整備し、倉敷地域基幹相談支援センターを中心として、緊急時の対応、体験の機会の確保、権利擁護の充実等、各事業者が連携して障がい者の地域生活を支援する取組を実施しています。

障がい者の地域生活を支える相談支援については、障がい者の多様なニーズに応じて、倉敷市障がい者相談員協議会、地域活動支援センターⅠ型、指定相談支援事業所、倉敷市総合療育相談センター（ゆめぱる）、倉敷発達障がい者支援センター、倉敷障がい者就業・生活支援センター等の相談機関が、身近な相談に応じています。アンケート調査の結果をみても、日常生活をより安心して快適なものとするために必要な支援やサービスとして、「日常的な生活のことについて相談できる支援」が37.6%と最も多くなっています（89ページ図1参照）。今後も引き続き、倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携を図りながら、身近な相談窓口の充実と専門的な支援へとつなげることができる体制づくりを推進していくことが必要です。

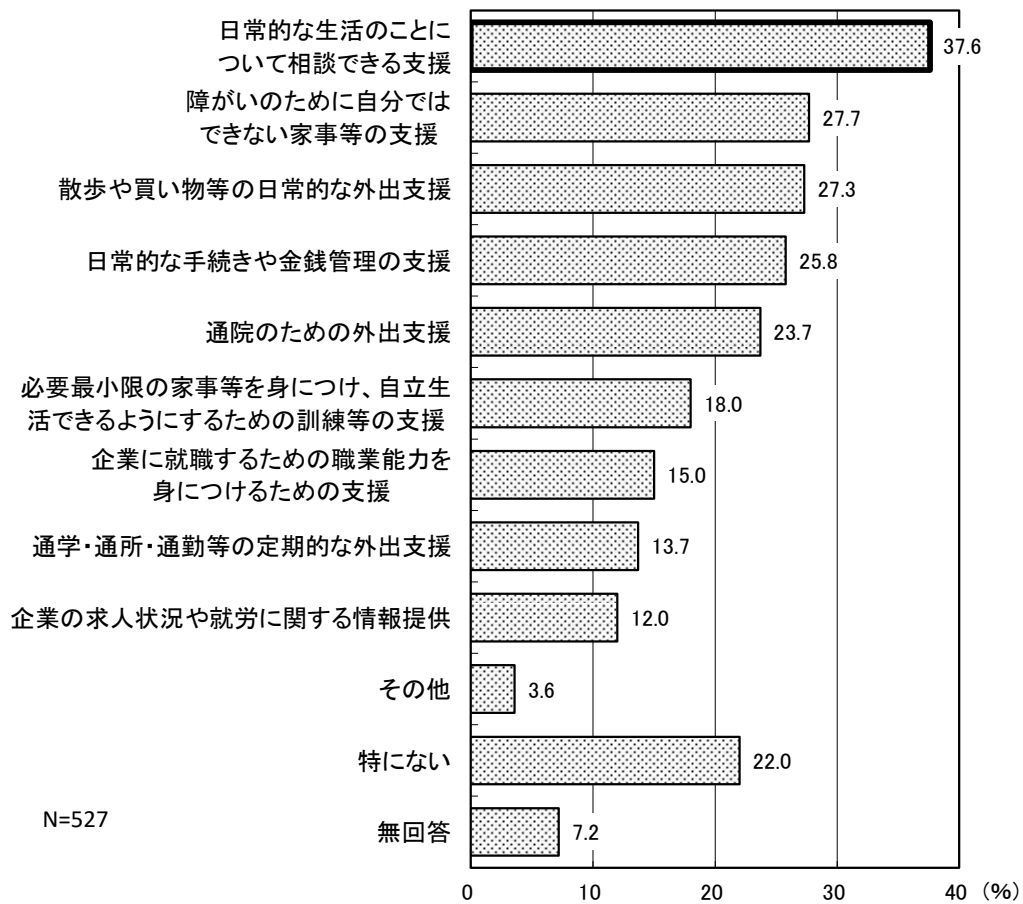
相談支援を行うに当たっては、障がい者本人以外に、その家庭に支援を必要とする高齢者や子どもがいる、また、生活に困窮しているといった問題を抱えている場合があります。障がい分野だけでなく、高齢分野や子ども分野、生活困窮分野などと連携した重層的な支援体制を構築することが必要です。

サービス等利用計画の作成に係る指定相談支援については、支給決定に当たり相談支援専門員による計画の作成が原則必要となっており、量的な側面において人材の確保に努めることが必要です。質的な側面においては、従来から倉敷地域自立支援協議会の相談支援部会を通じたスキルアップを図っており、今後も一人ひとりに適切に対応できるケアマネジメント技術の向上等、更なる人材育成に取り組むことが重要です。

また、障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を傷つける決して許されない行為であり、障がい者の自立や社会参加を推進するためにも障がい者虐待の防止は非常に重要です。障がい者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障がい者に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、養護者に対する支援も含めて社会全体で支え合っていくことが大切です。

さらに、知的障がいや精神疾患等により判断能力が不十分な方の権利を、法的に守る取組が必要です。障がい者に対する権利擁護支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。アンケート調査結果では、権利擁護支援について「今後、利用したい」と回答した人が、身体障がいは35.6%、知的障がいは43.1%、精神障がいは30.7%、難病は18.8%、発達障がいは36.8%となっています（89ページ図2参照）。成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限活かして生活を送ることができるよう、成年後見人等や保健、医療、福祉等の支援者が連携した権利擁護支援の体制づくりを推進することが大切です。

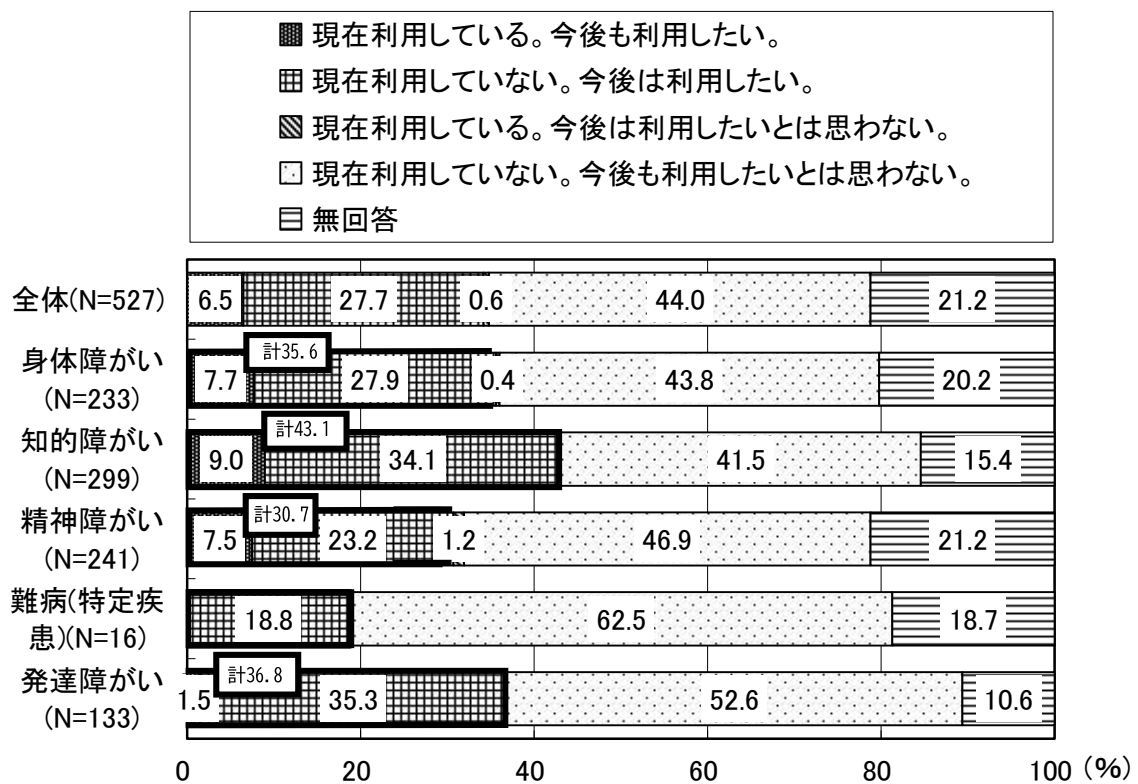
図1 あなたの日常生活をより安心して快適なものとするためには、
どのような支援やサービスが必要だと思いますか(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

資料: アンケート調査結果

図2 権利擁護支援について



資料: アンケート調査結果

1 地域生活支援拠点等の機能強化

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障がい者が住み慣れた地域等で安心して暮らしていけるよう、地域の社会資源を有効に活用し、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムを作ることが必要です。

本市では、倉敷地域基幹相談支援センターにコーディネート機能を置き、地域における複数の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制を整備しており、引き続き、支援者の更なる協力体制を構築し、緊急時の対応、体験の機会の確保、権利擁護の充実等、地域生活支援のための機能強化に努めます。

2 計画相談支援体制の充実

計画相談支援については、障がい者本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続的に適切なサービスを利用することができるよう、必要な支援体制を確保するとともに、専門的な視点で障がい者個々のニーズや課題に応じたケアマネジメントが行えるよう質の向上を図ります。

計画相談支援の質の向上に当たっては、倉敷地域自立支援協議会の相談支援部会等における困難事例に関するケース検討や、倉敷地域基幹相談支援センターが実施している訪問型OJTによる人材育成を通じて相談支援事業所のスキルアップに努めます。

3 倉敷地域自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

倉敷地域自立支援協議会を地域の社会資源を結ぶネットワークの核として、ケア会議、専門部会の2種類の会議を中心に、それぞれが機能的な役割を果たすことで、障がい者個々のケースから地域全体の課題まで幅広く関係機関が情報を共有し、課題解決に向けた協議をとおして、地域の関係機関の連携強化を図ります。

4 障がい者の権利擁護の充実

【障がい者虐待の防止】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」に基づき、障がい者虐待の相談窓口の周知・啓発に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制のもと、養護者による虐待や福祉施設等での虐待、障がい者の雇用先での虐待への相談・対応などを行います。

また、障がい者の権利擁護に向けた支援に加え、養護者にかかる負担が虐待の要因となっている場合もあり、養護者の負担軽減を図るために必要な支援を行います。

【成年後見制度の利用促進】

成年後見制度についての啓発活動により、その重要性は周知されていますが、今後も成年後見制度を必要とする方に安心して利用していただけるよう、制度の利用者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な関係機関等との連携協力体制を整備します。

また、障がい者本人の状況や希望に応じて、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭等の管理を支援する「日常生活自立支援事業」も活用するなど、利用者本位の権利擁護に努めます。

5 重層的な支援体制の整備

支援の対象が、障がい者本人だけでなく、その家庭に対しても必要なケースがあり、障がい、高齢、子ども、生活困窮等、各分野が一体として支援に当たるよう重層的な支援体制の整備に向けて、更なる連携強化に努めます。

6 福祉人材の確保と育成

地域生活支援拠点等の取組の中で、福祉現場の魅力の積極的な周知・広報等により、サービス提供の実施に必要な人材の確保に努めます。また、より適切な支援を実施するため各種研修等を通じて人材の育成に努めます。

7 地域における障がい者理解の促進

障がいの有無に関わらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重しながら支え合う共生社会の実現に向けて、地域社会全体で障がい者に対する理解をより深めていくための啓発を進めます。

8 災害等におけるサービス提供体制の維持

災害や感染症流行下にあっても、倉敷地域自立支援協議会の場合等を活用して、相談支援事業所やサービス提供事業所などが相互に連携し、サービス提供を維持するよう努めます。

(2) 日中活動の場及び在宅サービスの充実

現状と課題

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。また、障がい者が、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がい者については、介護を受けながら日中を過ごす場所を確保することが必要です。

アンケート調査の結果をみると、自宅や地域で生活できる（しやすくなる）条件として、「ホームヘルプや外出支援等の日常生活の介助が十分に受けられること」の回答が28.8%と、2番目に多くなっています（93ページ図3参照）。

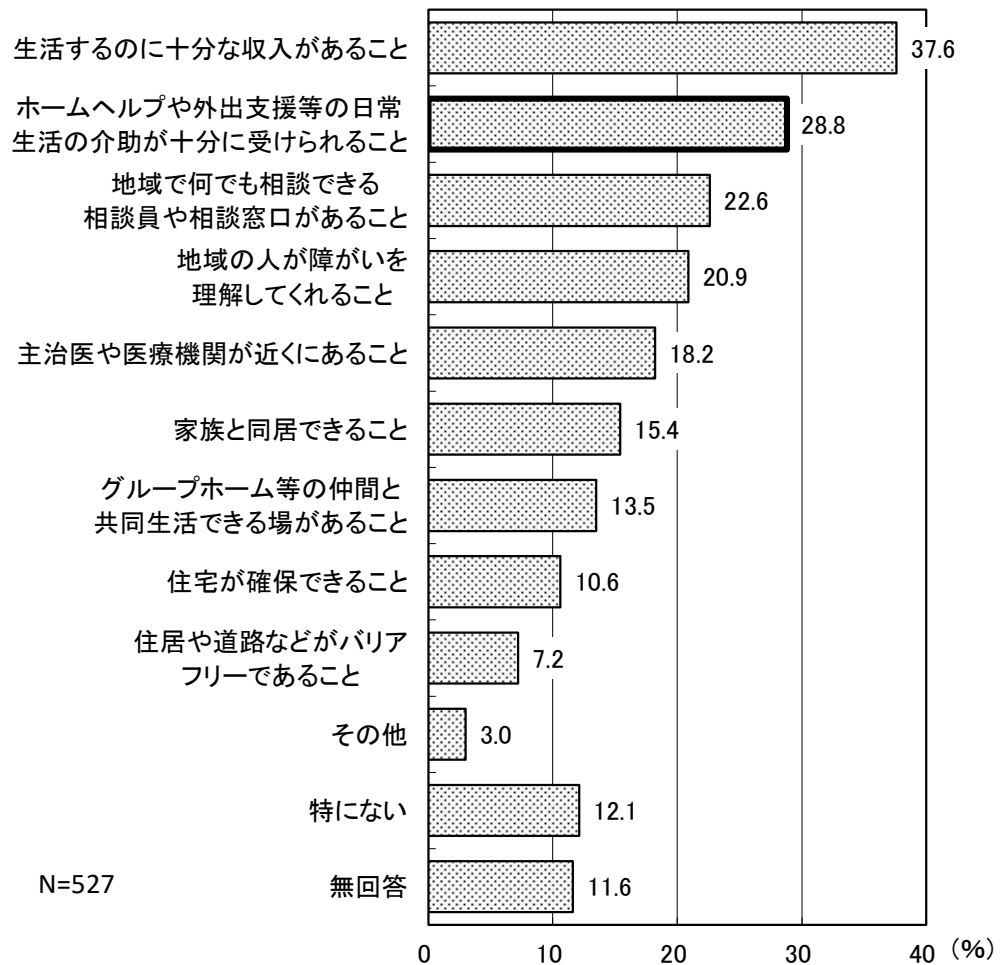
本市では、居宅介護や生活介護等の介護給付サービスについて、提供体制の一定の整備は図られているものの、喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする方や、重度障がい者や強度行動障がいのある方等、ニーズが多様化する中、個々の生活に応じたサービスが提供できるよう、体制の整備が課題となっています。

就労系サービスについては、適切な支援のもとに、障がい者にその能力や適性に応じた就労の機会や、職業能力の向上のための訓練等を提供する体制を確保するとともに、関係機関と連携を図りながら、一般就労への移行及び就労定着につながる支援を推進していくことが必要です。アンケート調査の結果をみると、サービスの内容や量が不足していると感じているものとして、「就労継続支援B型（非雇用型）」の回答が9.3%と最も多くなっています（93ページ図4参照）。

就労継続支援A型に関しては、平成29年の運営基準の改正により、生産活動に係る事業収益から利用者の賃金を払うことなど、安定した経営基盤の確立が求められており、指導・監査といった権限を適切に行使しながら、あるべき姿に向けた事業の適正化を図ることが必要です。

介護者の一時的な休息を目的とする短期入所、日中一時支援については、ヤングケアラーを含む家族支援の観点から、障がい者が必要な時にサービスを受けることができるよう、提供量を確保していく必要があります。

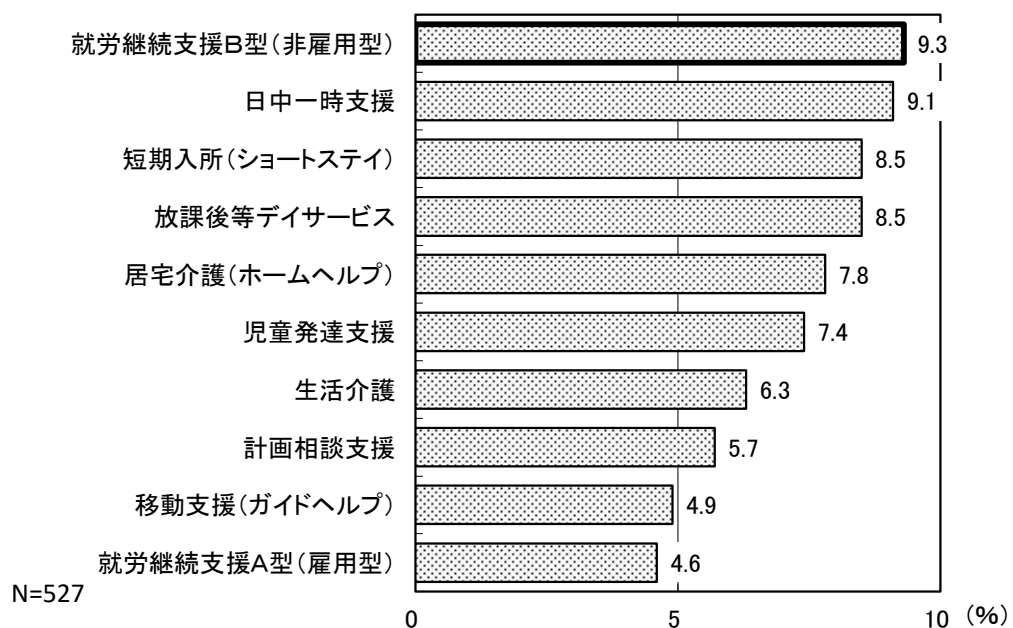
図3 自宅や地域で生活できる（しやすくなる）条件(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

資料：アンケート調査結果

図4 利用したことのあるサービスで、サービスの内容や量が不足していると感じているもの(上位10位まで)(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

資料：アンケート調査結果

1 介護給付体制の確保

利用者の障がいの特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、居宅介護等訪問系サービスの提供による日常生活の支援の充実を図るとともに、障がい者の多様な介護ニーズに対応していくため、日中活動系サービスの提供体制の充実を図ります。

また、常時介護を必要とする重度障がい者、強度行動障がいのある方や医療的ケアが必要な方への支援についても、専門的人材の育成、地域の関係機関との連携強化等により、支援体制の整備に努めます。

2 就労移行支援・就労定着支援の提供体制の確保

就労移行支援及び就労定着支援事業の必要量の確保を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と一般就労への移行及び定着に向けた支援を促進します。

また、公共職業安定所や倉敷障がい者就業・生活支援センター、サービス提供事業者、民間企業等の関係機関、団体とのネットワークの形成及び強化を図り、障がい者の雇用促進に努めます。

3 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の確保

地域で生活している障がい者が、家族の急病などで在宅での対応が困難なときなどに、ショートステイの提供を行えるよう、受け皿の不足が指摘される短期入所サービス実施事業者の確保に努めます。

また、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の必要なサービス量の確保を図ります。

4 サービス事業所に対する啓発及び指導・監督の強化

各種サービス事業所との関わりの中で、福祉的理念や当該事業所に市内で担っていただきたい役割等を伝え、それぞれのサービスに本来期待されている機能が十分発揮できるよう、サービス事業所に対する啓発を行うとともに、事業所への指導・監督を強化していきます。

また、地域の特性を活かしたきめ細かなまちづくりを目的とする市の土地利用計画に則り、サービス事業所（第1種及び第2種社会福祉事業を除く）の立地についても、原則、市街化区域に設置するよう図っていきます。

(3) 入所・入院から地域生活への移行促進

現状と課題

前計画においては、令和元年度末現在の施設入所者数472人を基礎として、令和5年度末までに地域生活に移行する者の累計数値目標を29人と定めていました。

令和4年度末までの地域生活移行者数は累計で30人と、目標を達成していますが、今後も自立した生活を希望する人に対し、地域生活への移行が可能となるよう、サービス提供体制を確保するなど、引き続き地域移行に向けた取組が必要です。

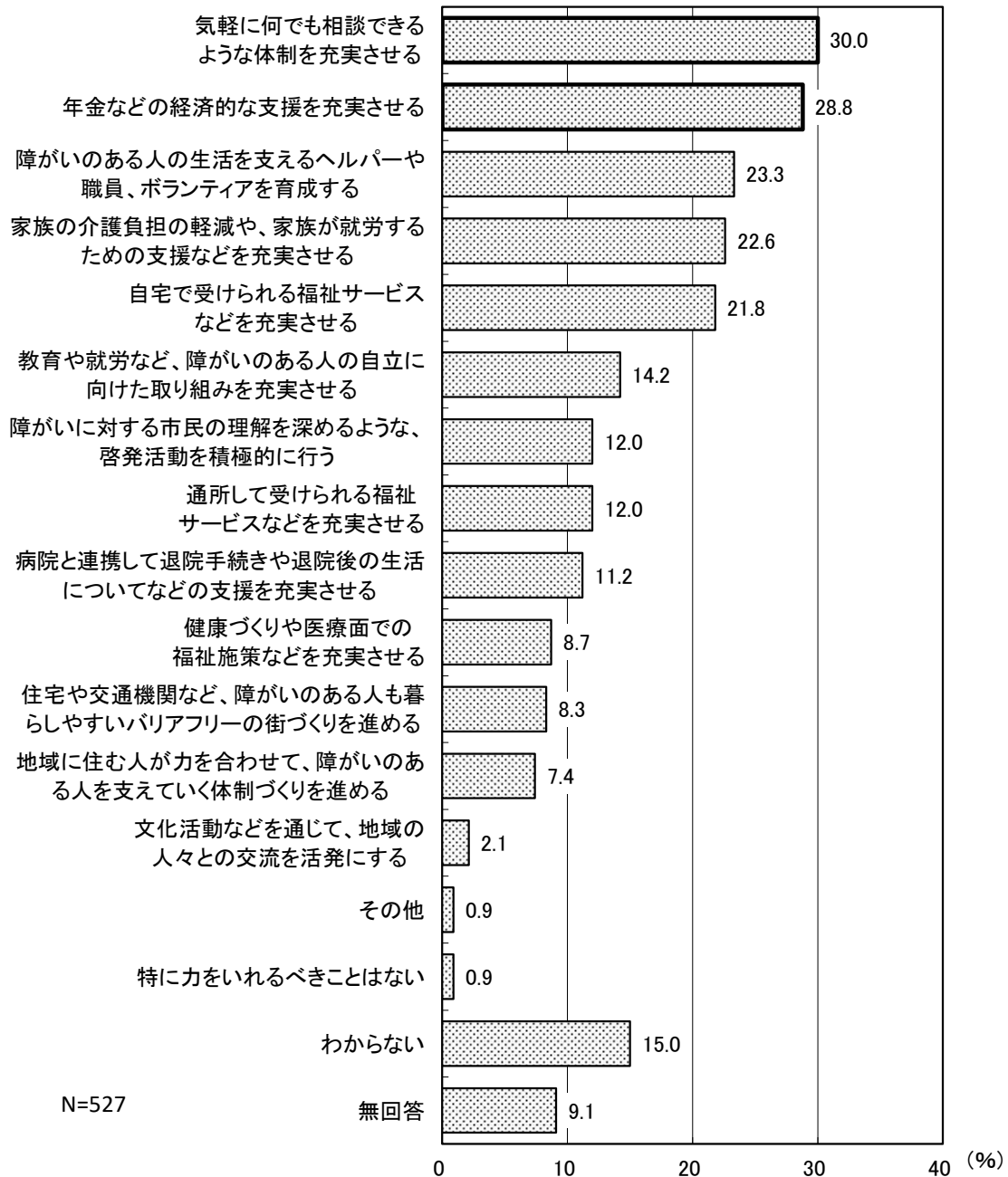
また、精神障がい者の長期入院から地域生活への移行については、引き続き倉敷地域自立支援協議会の精神部会を中心に、関係機関の連携のもと、病院への働きかけ等を行うほか、障がい当事者によるピアサポート活動によって、その推進を図る必要があります。

アンケート調査結果をみると、施設入所や入院生活から地域での暮らしへ移行する場合に必要な配慮としては、「気軽に何でも相談できるような体制を充実させる」（30.0%）、「年金などの経済的な支援を充実させる」（28.8%）の回答が多くなっています（96ページ図5参照）。

今後も、引き続き地域移行を推進するため、倉敷地域自立支援協議会を核とした地域移行支援のネットワーク体制の充実を図るとともに、地域移行支援や地域定着支援を含めた相談支援体制の充実を図る必要があります。

さらに、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る必要があります。

図5 入所・入院から地域生活への移行に際し、必要な配慮(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

資料：アンケート調査結果

今後の取組

1 地域相談支援体制の充実

入所・入院から地域生活への移行が可能な障がい者が、専門家によるきめ細かな支援を受け、移行に向けた訓練を体験することで社会的自立を促進させ地域につなげられるよう、地域生活支援拠点等の取組の中で、体験の機会の確保に努めるとともに、倉敷地域自立支援協議会を核とした社会資源のネットワークを活用し、地域移行支援及び地域定着支援体制の充実を図ります。

2 入所・入院から地域生活への移行に対応したサービスの充実

医療機関や入所施設から地域生活への移行を促進するために、居宅介護の支援や生活の場のひとつとして有効なサービスであるグループホームの充実を図るなど、希望する障がい者が地域で生活できる環境づくりを進めます。

また、入所・入院から地域生活への移行を促進するため、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援を含めた相談支援体制の充実に努めます。

3 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すという政策理念を踏まえ、倉敷地域自立支援協議会のネットワークを活用しながら、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、在宅生活支援の強化を図ります。

4 ピアサポート活動の充実

精神障がい者の理解促進や長期入院から地域生活への移行には、障がい当事者によるピアサポート活動が重要となります。ピアサポート活動がさらに充実するよう、その有効性の啓発や拠点づくりなどにより、ピアサポート活動の体制づくりを進めます。

(4) 外出やコミュニケーションの支援

現状と課題

障がい者の社会参加を促進するためには、移動手段の確保と外出の支援が重要です。本市では、移動支援に従事するヘルパーについて、居宅介護のヘルパーのほか、倉敷地域自立支援協議会が開催する独自の研修により養成を図っているところですが、今後も、移動支援に従事する質の高いヘルパーの確保に努めるとともに、視覚障がいや行動障がいの特性に応じて外出支援等を行う、同行援護及び行動援護の提供体制を確保する必要があります。

アンケート調査の結果をみると、外出について「少し手伝ってもらおう」、「全部手伝ってもらおう」と回答した人の割合は、58.7%となっており、外出時の支援のニーズが高いことがわかります（99ページ図6参照）。また、生活で困っていることとして、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」（35.1%）、「外出する機会や場所が限られている」（30.2%）の回答が上位にあがっており（99ページ図7参照）、障がい者の社会参加を促進するためにも、外出支援とともに、コミュニケーション支援の提供体制を確保していく必要があります。

本市では、専任手話通訳者を配置しているほか、派遣事業、点訳、音訳による広報の提供、点訳、朗読、手話、要約筆記奉仕員等の養成・派遣を行うなど、障がい者の特性に応じたコミュニケーション支援を行っています。今後も引き続き、支援者の養成を図っていく必要があります。

さらに、アンケート調査の結果をみると、障がい福祉サービスの利用に関して困っていることとして、「どのようなサービスを利用できるのかわからない」（29.2%）、「事業者を選ぶための情報が少ない」（26.8%）の回答が多くなっており（100ページ図8参照）、障がい福祉サービスや事業者等に関する情報提供の充実が求められています。

障がい者が様々な情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上とともに、情報提供の充実を図る必要があります。

図6 外出に関する介助の要否

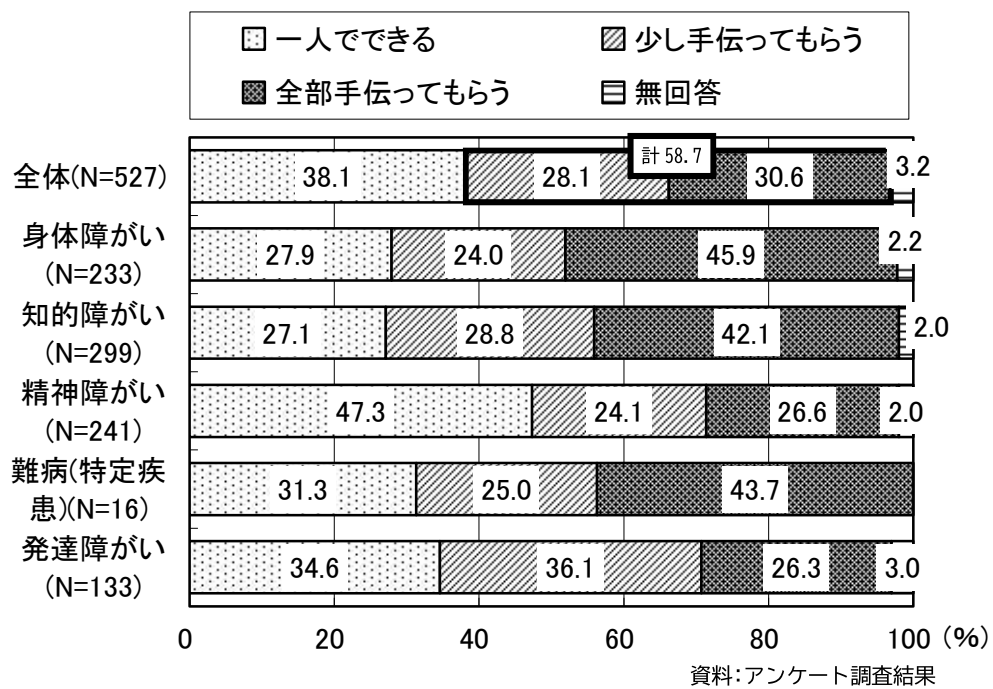


図7 現在、生活で困っていること(10位まで)(複数回答)

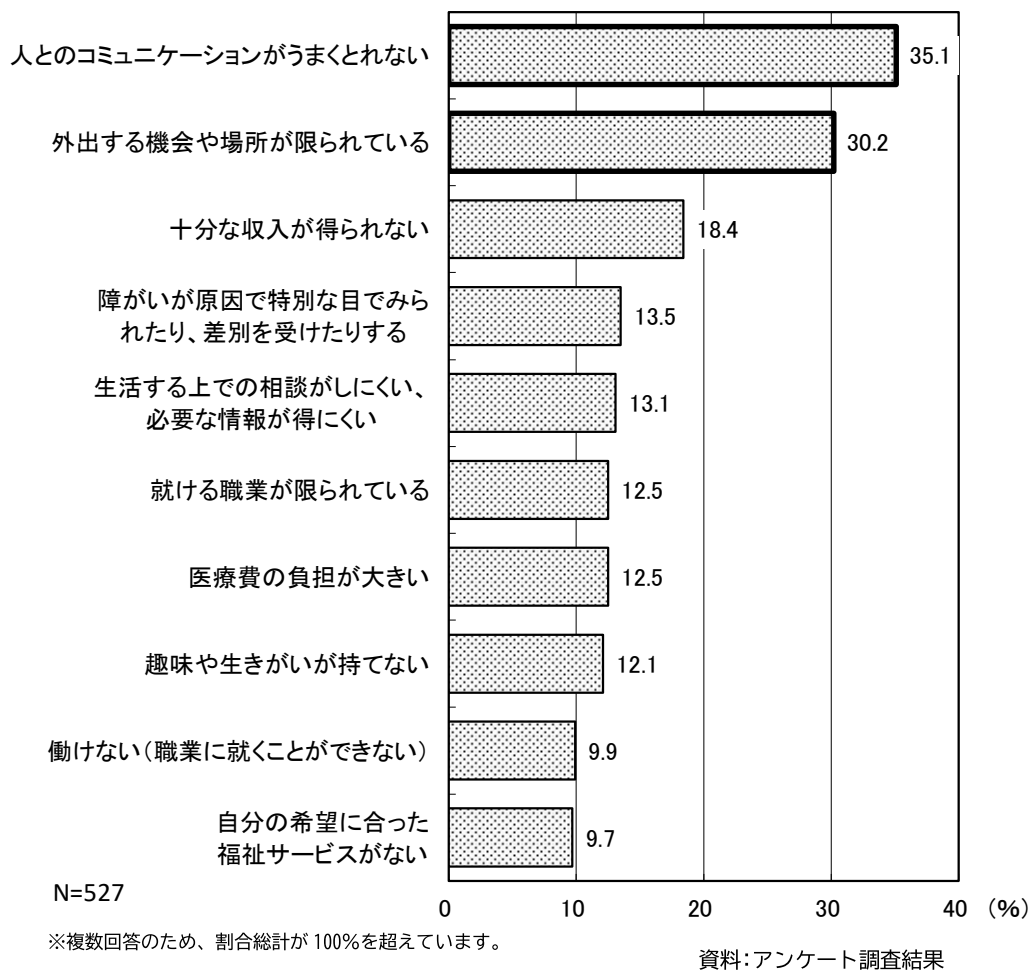
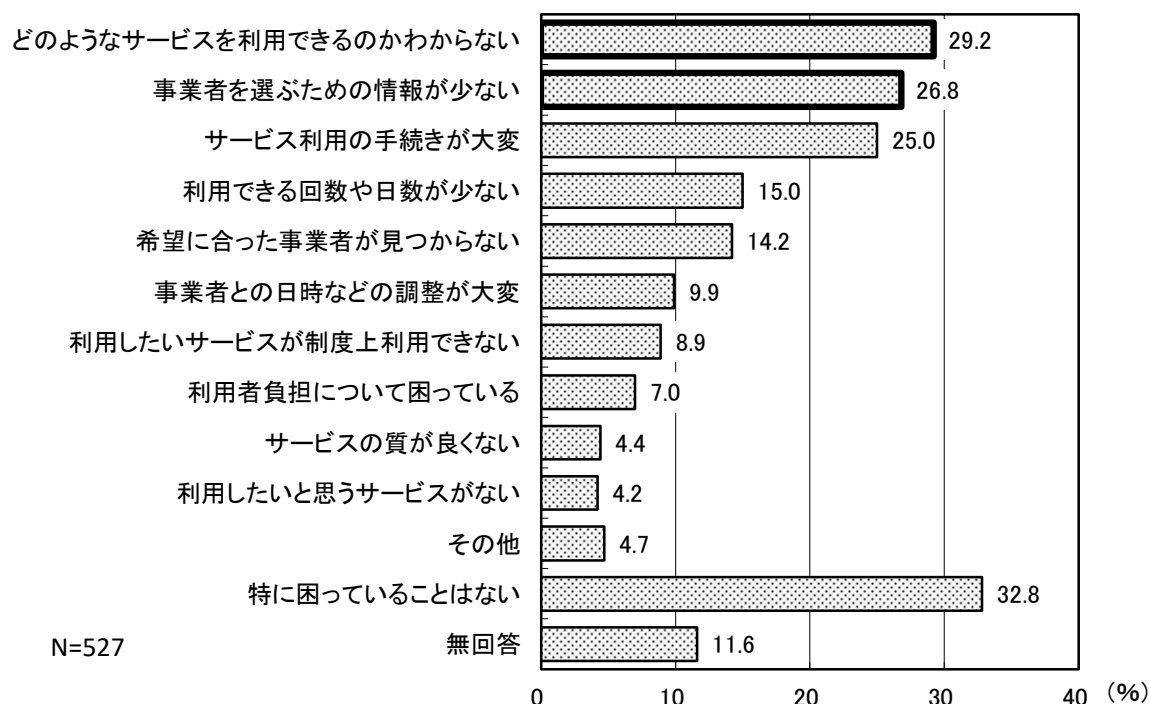


図8 障がい福祉サービスの利用に関して困っていること(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

資料: アンケート調査結果

今後の取組

1 移動支援事業等の提供体制の確保

障がい者の社会参加を積極的に進めるため、屋外の移動が困難な障がい者に対して、ヘルパー派遣を行うとともに、余暇活動を支援するサービスである移動支援事業等の質の向上と必要量の確保を図り、移動困難者に対する外出支援体制の充実に努めます。

また、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者に対する行動援護、視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者に対する同行援護の必要量の確保に努めます。

2 多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関するさまざまな情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるよう、引き続き広報紙(点字広報紙、声の広報紙)等を配布するほか、録音図書・点字図書の貸し出し、市ホームページ等を活用した情報提供の充実を図ります。

3 コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚に障がいがあり、コミュニケーションが困難な障がい者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うとともに、手話通訳奉仕員等の養成研修を実施し、その担い手の育成に努めます。

また、情報通信技術の進展により、コミュニケーション手段は多様化しており、スマートフォンやタブレットなどのＩＣＴ機器等を活用して、障がい特性や必要性に応じたコミュニケーション支援に努めます。

(5) 障がい者のための総合的な就労支援

現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう就労支援に取り組む必要があります。

本市の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、国の指針に基づき設定した目標値を下回っており、更なる取組が求められます。

また、就労継続支援（A型・B型）や地域活動支援センターⅢ型等、利用者の状況に応じた就労の機会の提供に努めていますが、多くの就労継続支援A型事業所においては、従前より、生産活動に係る事業収益から、利用者の賃金を支払うことができていないなどの課題があり、事業の適正化に向けた指導・監査が求められています。本市では、平成30年度から障がい福祉課内に事業所指導室を設置し、障がい福祉サービス事業所が適正なサービスの提供及び運営ができるよう指導を強化しており、事業の適正化に向け引き続き指導していく必要があります。

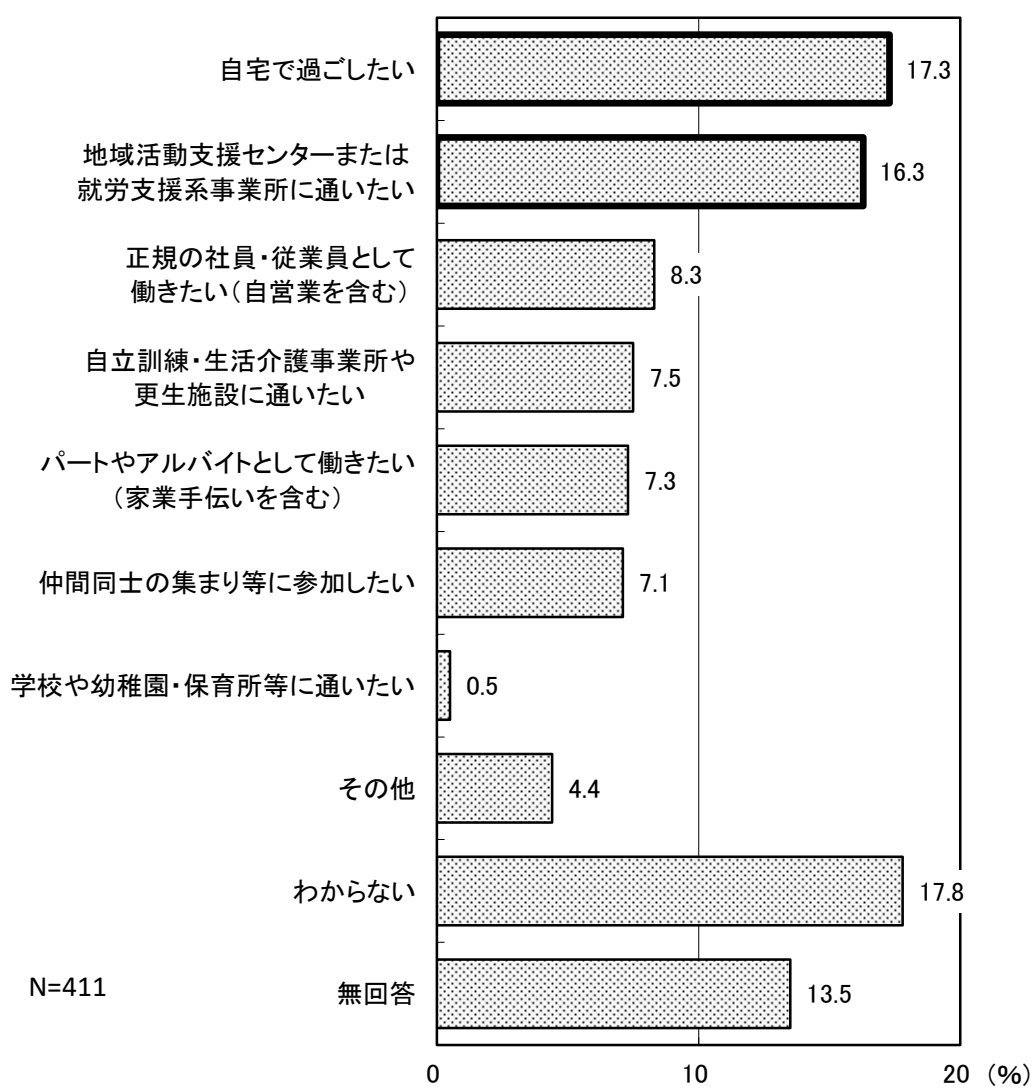
さらに、個々の利用者については、本人の能力や適性を正しく判断し、その適性等に応じて、適切な就労系サービスの利用を推進する必要があります。

アンケート調査の結果をみると、15歳以上では今後、主に何をして過ごしたいかについて、「自宅で過ごしたい」（17.3％）に続いて「地域活動支援センターまたは就労支援系事業所に通いたい」（16.3％）の回答が多くなっています（103ページ図9参照）。

就労支援体制の強化に向けて、倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心とした関係機関との連携を図り、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行う必要があります。

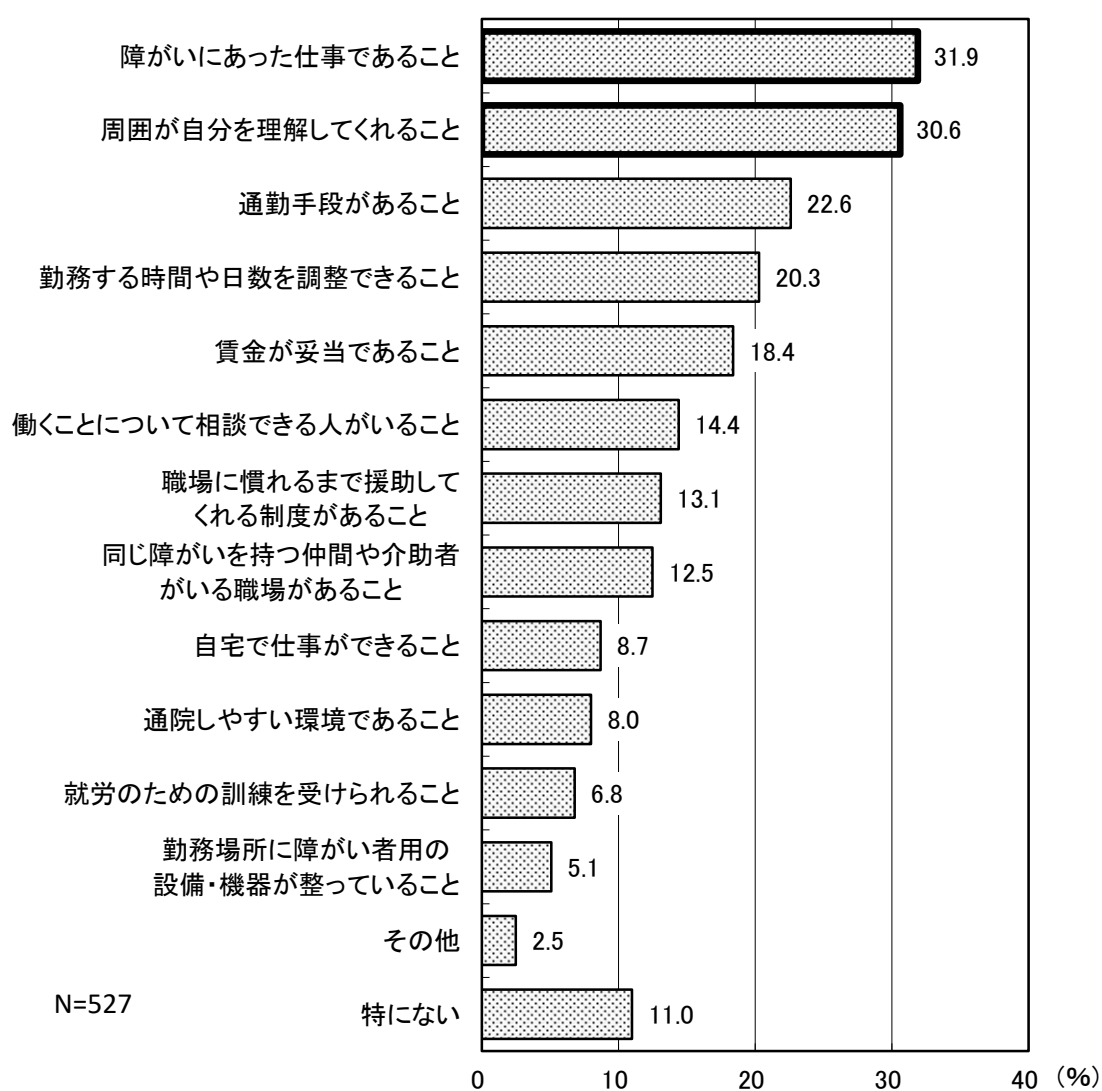
さらに、アンケート調査の結果をみると、障がい者が働くために必要な環境として、「障がいにあった仕事であること」（31.9％）、「周囲が自分を理解してくれること」（30.6％）の回答が多くなっており（104ページ図10参照）、引き続き、企業等における障がい者への理解を促進する必要があります。

図9 今後、主に何をして過ごしたいか(15歳以上)



資料: アンケート調査結果

図10 障がい者が働くために必要な環境(複数回答)



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

資料: アンケート調査結果

1 就労系サービスの提供体制の確保

就労移行支援及び就労定着支援事業の必要量の確保を図り、一般就労を希望する障がい者に対する能力向上と一般就労への移行及び定着に向けた支援を促進します。また、就労継続支援（A型・B型）や地域活動支援センターⅢ型、新たに創設される就労選択支援等のサービスを通じて、障がい者の能力や適性に応じた就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けた支援を行います。

2 障がい者就業・生活支援センター事業との連携強化

倉敷障がい者就業・生活支援センターを中心に、障がい者の就労に関する相談、岡山障害者職業センターとの連携による職業評価、公共職業安定所との連携による職場開拓、事業所・作業所、実際の職場での実習等、多面的な就労支援を行うとともに、市内の就労支援担当者の情報交換会（倉敷地域自立支援協議会就労部会）を定期的に開催して各事業所のレベルアップを行うとともに、各関係機関・施設等の支援者ネットワークの強化を図ります。

3 事業所・作業所への支援・指導

障害者優先調達推進法に則り、庁内各部署において、障がい者就労施設等への物品等の発注拡大に取り組めます。

また、福祉的就労を行っている事業所・作業所の活動内容を充実させ、活性化を図るための指導員を市で雇用しており、事業所・作業所の運営相談や、施設外就労等を活用した賃金及び工賃アップを進めていきます。

さらに、障がい福祉サービス事業所が、適正なサービスの提供及び運営ができるよう、事業所指導室による指導を継続していきます。

(6) 障がい児支援の強化

現状と課題

前計画においては、多種多様なサービスを提供している児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業のサービスの質の向上を図ることとしており、国のガイドラインに則したサービス提供の推進や研修会等の実施により、各事業所におけるサービスの向上に努めていますが、引き続き発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応できるよう、「本人支援」、「家族支援」、「地域支援」を3本柱とした支援の質を高めることが必要です。

また、支援を必要とする児童は、継続的に増加傾向にあるとともに、保護者の不安からサービスの継続利用のニーズも高く、新たにサービスの利用を希望する児童が、適切な時期に必要なサービスを受けられない状況にあります。サービス提供事業所について必要量の確保を図りながら、保護者の不安を解消しつつ、個々の特性に応じた支援が提案できるよう、障がい児相談支援の質の向上及び体制強化が求められています。

さらに、保育所、幼稚園、学校等において、障がいのある子どもの受入れを促進していくことが必要であり、一般の子ども子育て施策や教育の現場で実施されるアウトリーチ型の発達支援事業である保育所等訪問支援を引き続き充実させるとともに、訪問先である保育所、幼稚園、学校等との更なる連携強化が求められています。

市内主要地区ごとにある児童発達支援センターにおいては、各関係機関との連携を強化し、地域支援体制の構築に向けた取組がなされていますが、引き続き、更なる連携強化、ネットワーク機能の充実を図り、地域における障がい児支援の中核的な役割を果たす必要があります。また、支援を必要とする児童を地域で支えるためには、その家族も地域で支えることが重要であるため、本市では、倉敷市総合療育相談センター（ゆめばる）を中心に、家族支援という視点で、各関係機関との連携を図りながら、支援を必要とする児童及びその家族を対象とした相談支援を行っています。ライフステージに応じた適切な支援が実施できるよう、更なる連携強化が求められています。

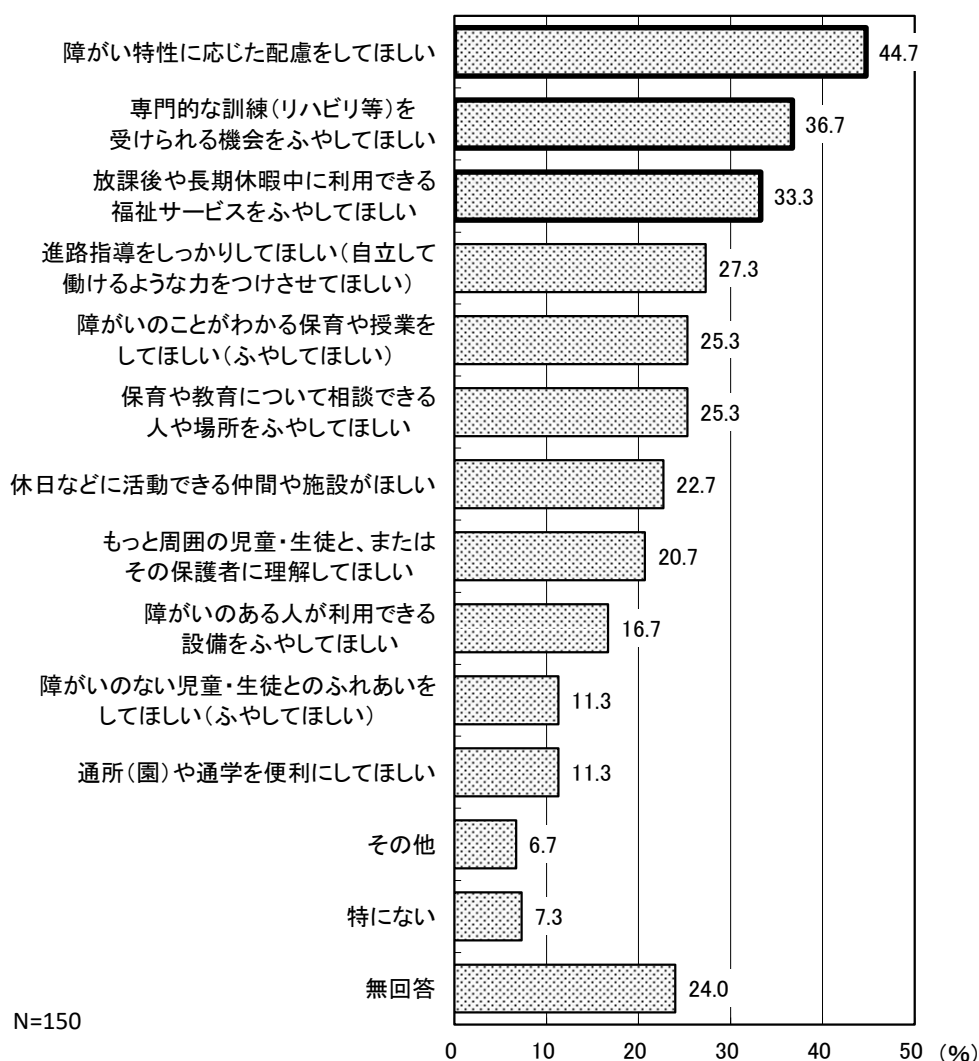
アンケート調査結果では、保育や教育について今後必要だと思うこととして、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」（44.7%）、「専門的な訓練（リハビリ等）を受けられる機会をふやしてほしい」（36.7%）、「放課後や長期休暇中に利用できる福祉サービスをふやしてほしい」（33.3%）などの回答が多くなっています（107ページ図11参照）。

また、学校教育終了後の進路について必要な対策としては、「障がいがあっても問題なく過ごせる環境整備」（48.7%）、「就職した職場に定着できるよう継続して支

援をしてくれる仕組み」（４３．３％）などの回答が多くなっており（１０８ページ図１２参照）、関係機関との連携を強化し、個々の特性に応じた教育の支援と卒業後の生活まで見据えた、切れ目のない支援ができる体制を整えることが大切です。

また、近年、医療技術の進歩により在宅で生活する医療的ケアを要する障がい児が増加していますが、障がい者団体からの意見聴取によると、そのような児童が利用できるサービスが限られているとの声も上がっており、医療的ケア児に対する総合的な支援や、医療的ニーズに対応できるサービス事業所が確保されていないことが課題となっています。本市では、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、医療・福祉等の関係分野が協働する支援体制の構築を図っていますが、引き続き支援体制の充実と、医療的ニーズに対応できる事業所の確保が必要です。

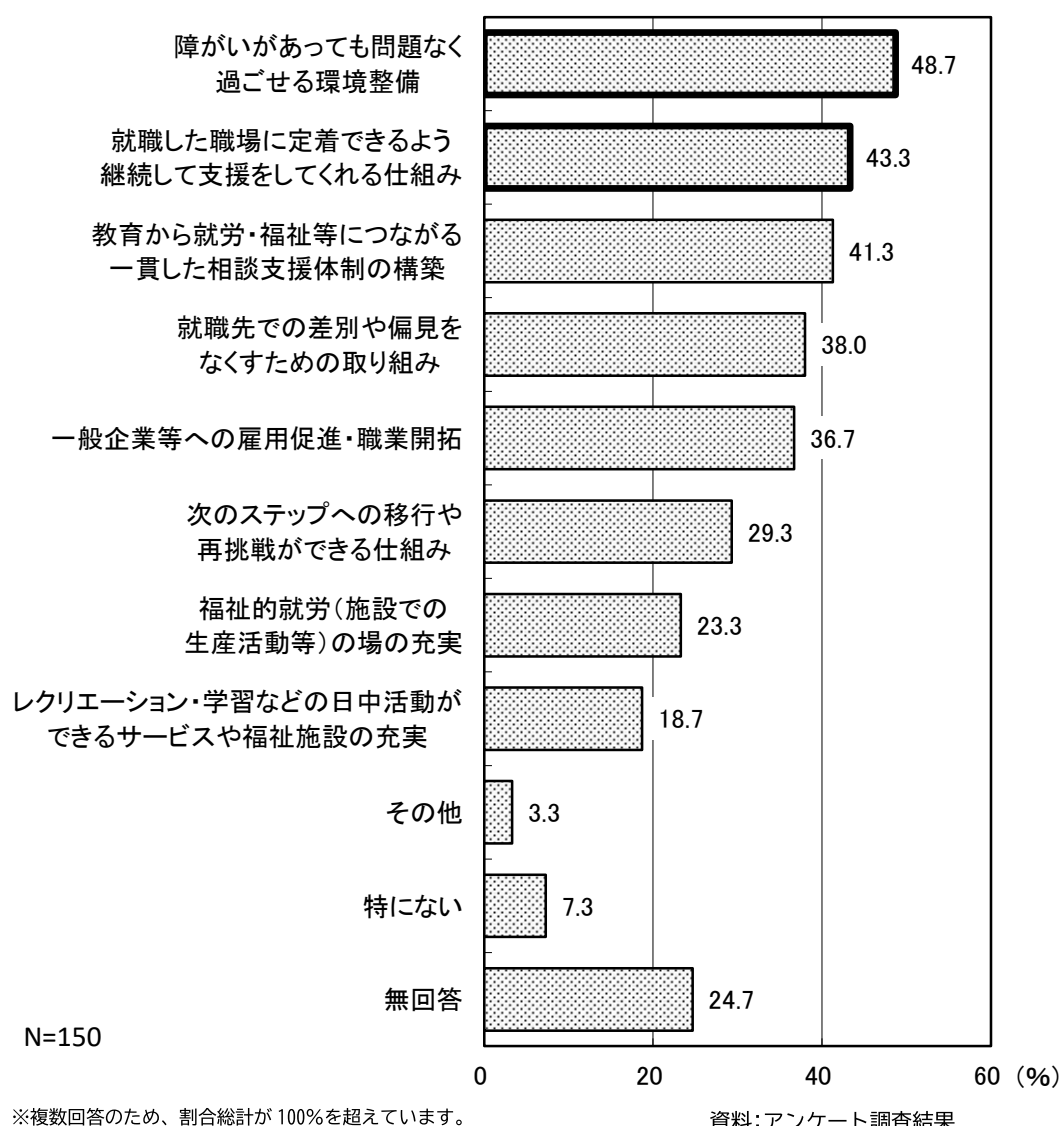
図１１ 保育や教育について今後、必要だと思うこと（複数回答）



※複数回答のため、割合総計が100%を超えています。

資料：アンケート調査結果

図12 学校教育終了後の進路について、必要だと思う対策(複数回答)



今後の取組

1 個々の状態・ニーズに応じた障がい児通所支援サービスの提供

児童発達支援・放課後等デイサービスについては、発達支援を必要とする障がい児のニーズに的確に対応できるよう、引き続き、国のガイドラインを活用し、支援の質の向上を図ります。また、新たにサービスの利用を希望する障がい児が、適切な時期に必要なサービスを受けられるよう必要量の確保をしつつ、個々の特性に応じた支援が提案できるよう障がい児相談支援についても研修会を実施するなど、質の向上及び体制強化を図ります。

2 保育所等訪問支援サービスの充実

障がい児の集団生活の場で、施設のスタッフへの助言や、本人に対する訓練等、専門的な支援を提供する保育所等訪問支援について、引き続き、必要量の確保を図るとともに、訪問先との連携を強化し、集団生活の場における支援体制の充実に努めます。

3 障がい児の家族に対する支援体制の強化

障がい児本人に対する支援については、障がい児通所支援をはじめ、様々な取組がなされていますが、本人のみならず、保護者やきょうだいを含めた家族全体を支援していく視点が重要なことから、孤立しがちな障がい児の家族を地域全体で支えることができるよう、多様な担い手を育成するとともに、「かがやき手帳」等を活用して、障がい児の家族支援を進めます。

4 児童発達支援センターを核としたネットワーク機能の充実

児童発達支援センターを核として、学校・保育所・幼稚園、地域子育て支援拠点、医療機関等、地域の関係機関との関わりをさらに深め、発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。

5 個々の特性に応じた教育支援の実践

障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、卒業後の地域社会での生活を見据えた、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、その計画の実施、評価のできる体制を整備します。

また、特別支援教育の充実のため、特別支援学級や通級指導教室の担当者等の研修を行い、障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制の充実に図ります。

6 医療的ケア児・重症心身障がい児への支援

医療的ケア児・重症心身障がい児は増加傾向にあり、本人のみならず、日常的に介護している家族を支えるなど、支援ニーズも多様化していることから、個々の生活に応じた支援が受けられるよう、重症心身障がい児を主に支援する事業所や、介護者の一時的な休息を目的とする日中一時支援事業の体制強化と利用促進を図ります。

また、医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を中心に、医療・福祉等の関係分野が協働する支援体制の充実に図ります。

第4章 成果目標とサービス事業量の見込み

1 令和8年度の成果目標

前計画では、障がい者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国の基本的な指針に準じ、令和5年度までの成果目標を設定しました。新しい国の基本指針では、前回に引き続き7つの成果目標設定が求められています。本計画ではこれまでの実績と本市の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

前計画では、令和5年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者の6%以上（29人）を地域生活へ移行することを目標としていました。

令和4年度末までの地域生活移行者数は30人で、令和4年度末までの目標値に対する達成率は103%となっています。

本計画では、引き続き、施設入所者の地域生活への移行を支援し、令和4年度末時点における施設入所者（443人）の6%以上（27人）を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における福祉施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上（23人）削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
前計画の実績	令和4年度末現在の施設入所者数	443人
	令和4年度末までの地域生活移行者数※1	30人
本計画の目標値	令和8年度末の施設入所者数	420人
	令和8年度末までの削減数	23人
	令和8年度末までの地域生活移行者数※1	27人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、倉敷地域自立支援協議会精神部会を設置し、保健、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

今後は、倉敷地域自立支援協議会精神部会において、本市におけるピアサポート活動等についても協議を行い、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの充実を図ります。

成果指標	前計画 （実績） （R 5 は見込み）	本計画（見込み）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回／年）	10	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人／年）	278	280	280	280
保健、医療及び福祉関係者による協議の場での目標設定及び評価の実施回数（回／年）	3	3	3	3
精神障がい者の地域移行支援の利用者数（人／月）	4	13	13	13
精神障がい者の地域定着支援の利用者数（人／月）	32	45	45	45
精神障がい者の共同生活援助の利用者数（人／月）	88	97	102	107
精神障がい者の自立生活援助の利用者数（人／月）	9	14	16	18
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数（人／月）	42	45	47	50

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域等で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。

地域生活支援拠点等の機能としては、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり、の5つが求められており、本市では、基幹相談支援センターが中心となって、圏域内のネットワーク化を進め、面的整備による地域生活支援拠点等の構築を進める中で、短期入所の輪番制などに取組んできました。

今後も、当事者または当事者家族の団体の関係者、学識経験者、相談支援事業者、行政担当者等からなる地域生活支援拠点運営協議会を年3回開催し、運用状況の検証を行いながら、その機能充実を図ります。

成果指標	前計画 (実績) (R5は見込み)	本計画(見込み)			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域生活支援拠点等の設置箇所数 (か所)	1	1	1	1	
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数(人)	0	0	0	0	
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数(回／年)	3	3	3	3	

また、強度行動障がいのある人は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合に、本人の困り事が著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要です。現状では、障がい福祉サービス事業所では受入が困難なために同居する家族にとって重い負担となったり、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、本人の状態がさらに悪化するといったこともあります。

このため、令和8年度末までに、強度行動障がいのある人に関して、圏域における支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることとします。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行

前計画では、令和5年度における年間の一般就労への移行者数の目標を107人と設定していましたが、令和4年度の一般就労移行者数は93人となっています。本計画では、国の指針に基づき、令和8年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績（69人）の1.28倍以上（89人）にすることを目標とします。

また、前計画では、令和5年度の就労移行支援事業等の利用者数を54人、就労継続支援A型事業所利用者数を36人、就労継続支援B型事業所利用者数を15人とすることを目標としていました。

本計画においては、令和3年度実績に対して、就労移行支援事業所からの一般就労への移行実績を1.31倍以上、就労継続支援A型事業所からの一般就労への移行実績を1.29倍以上、就労継続支援B型事業所からの一般就労への移行実績を1.28倍以上とすることを目標とします。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を50%以上とします。

数値目標2：福祉施設から一般就労への移行		
前計画の 実 績	令和4年度の年間一般就労移行者数 ^{※1}	93人
	うち就労移行支援事業所利用者数	48人
	うち就労継続支援A型事業所利用者数	31人
	うち就労継続支援B型事業所利用者数	13人
本計画の 目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数 ^{※1} (令和3年度実績(69人)の1.28倍以上)	89人
	うち就労移行支援事業所利用者数 (令和3年度実績(34人)の1.31倍以上)	45人
	うち就労継続支援A型事業所利用者数 (令和3年度実績(15人)の1.29倍以上)	20人
	うち就労継続支援B型事業所利用者数 (令和3年度実績(17人)の1.28倍以上)	22人
	就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	50%以上

※1 就労移行支援、A型、B型以外からの一般就労もあるため、内訳の計は合計と一致しない場合もあります。

② 一般就労後の定着支援

前計画では、就労定着支援について、令和5年度の就労定着支援事業利用者数の目標を75人としていましたが、令和4年度実績は56人でした。

本計画では、令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績（55人）の1.41倍とし、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とすることを目標とします。

数値目標3：就労定着支援の利用者数及び就労定着率		
本計画の 目標値	令和8年度の就労定着支援事業利用者数 （令和3年度実績（55人）の1.41倍以上）	78人
	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間に おける就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の 割合	25%以上

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターを中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

本市では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援をより利用できる体制整備に努めてきました。現在、児童発達支援センターは市内6か所、保育所等訪問支援の実施箇所も市内11か所と、既に国の指針を上回った整備を行っています。

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目標とします。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、現在、市内に3か所ずつ整備済みで、今後もその利用促進を図っていきます。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市では、令和元年度に保健、医療、福祉、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けました。また、本計画では、医療的ケア児への支援を調整するコーディネーターの段階的配置を進めます。

成果指標	前計画 (実績) (R5は見込み)	本計画（見込み）			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援センター箇所数（か所）	6	6	6	6	
保育所等訪問支援実施箇所数（か所）	11	12	13	14	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数（か所）	3	3	3	3	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数（か所）	3	3	3	3	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場（か所）	1	1	1	1	
医療的ケア児支援に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）	11	12	13	14	

（６）相談支援体制の充実・強化等

① 総合的・専門的な相談支援

基幹相談支援センターが中心となって相談支援体制の充実を図り、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続していきます。

成果指標	前計画 (実績) (R 5は見込み)	本計画（見込み）			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センター箇所数（か所）	1	1	1	1	
相談支援事業所に対する専門的な指導・助言（回数）	12	12	12	12	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回数）	6	6	6	6	
個別事例の支援内容の検証の実施回数（回数）	12	12	12	12	
主任相談支援専門員の配置数（人）	1	1	1	1	

② 自立支援協議会における地域サービス基盤の開発・改善

自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を進めるとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

成果指標	前計画 (実績) (R5は見込み)	本計画（見込み）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回数）	4	4	4	4

③ 発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の構築

保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者やその家族等に対する支援体制を構築が重要であり、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成していきます。

成果指標	前計画 (実績) (R5は見込み)	本計画（見込み）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	8	10	10	10
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	20	20	20	20

（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加促進に努め、業務の質の向上を図ります。

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所や関係自治体等との共有を図ります。

成果指標	前計画 (実績) (R5は見込み)	本計画（見込み）		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県等が実施する各種研修 への市職員の参加人数見込み (人／年)	28	29	30	31
障害者自立支援審査支払等シス テム等による審査結果を分析活 用して事業所や関係自治体と共 有する体制の有無と共有回数 (件／年)	1	1	1	1

2 障がい福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

（1）訪問系サービス

① 居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	1,245	1,287	1,326	1,359	1,392	1,425
利用時間 （時間／月）	12,541	13,074	13,111	13,364	13,688	14,013

※サービス見込み量の単位

人／月：1か月当たりの利用人数

時間／月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

② 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がいのある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	34	29	42	42	43	44
利用時間 （時間／月）	4,024	4,134	5,313	5,313	5,439	5,565

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	59	60	61	62	63	64
利用時間 （時間／月）	639	751	760	772	784	796

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	41	47	50	51	52	53
利用時間 （時間／月）	401	405	440	425	433	442

⑤ 重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	1	1	1
利用時間 （時間／月）	0	0	0	300	300	300

■ 訪問系サービス（①～⑤の合計）

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	1,379	1,423	1,479	1,515	1,551	1,587
利用時間 （時間／月）	17,605	18,364	19,624	20,174	20,644	21,116

（２）日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議していきます。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	1,117	1,165	1,213	1,249	1,285	1,321
利用日数 （人日／月）	17,890	18,205	18,704	18,735	19,275	19,815

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■自立訓練（機能訓練）

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	0	0	0	2	2	2
利用日数 （人日／月）	0	0	0	39	39	39

■自立訓練（生活訓練）

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	74	79	75	78	81	84
利用日数 （人日／月）	1,321	1,169	1,069	1,183	1,229	1,274

③ 就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先の選択を支援するサービスです（※本サービスは、令和7年10月から開始予定）。

区 分	前計画（実績）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）				0	3	6
利用日数 （人日／月）				0	58	117

④ 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	129	125	116	117	118	119
利用日数 （人日／月）	2,077	1,901	1,721	1,813	1,829	1,844

⑤ 就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議していきます。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	517	483	454	484	514	544
利用日数 （人日／月）	10,271	9,561	9,083	9,357	9,937	10,517

⑥ 就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議していきます。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	1,249	1,337	1,450	1,524	1,598	1,672
利用日数 （人日／月）	20,617	21,941	24,024	24,384	25,568	26,752

⑦ 就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がい者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	55	56	66	70	74	78

⑧ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	102	103	103	103	103	103

⑨ 短期入所

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	117	169	250	268	286	304
利用日数 （人日／月）	550	730	991	983	1,049	1,115

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	5	17	18	21	24	27

② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	381	426	466	494	522	550

③ 施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	457	443	432	428	424	420

(4) 相談支援

① 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人）	3,276	3,339	3,406	3,457	3,508	3,559

② 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	7	6	5	15	15	15

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	65	57	64	69	74	79

3 障がい児福祉サービスの見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

① 児童発達支援

未就学の障がい児について、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の集団療育及び個別療育を行うサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議していきます。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	1,243	1,229	1,288	1,298	1,308	1,318
利用日数 （人日／月）	10,178	10,016	10,142	10,212	10,282	10,352

② 医療型児童発達支援

児童発達支援に加え、肢体不自由児に対する治療を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	2	1	1	2	2	2
利用日数 （人日／月）	7	3	3	7	7	7

③ 居宅訪問型児童発達支援

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児について、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	1	1	1	5	5	5
利用日数 （人日／月）	1	1	1	15	15	15

④ 保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学校等を利用中の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、当該施設のスタッフに対し支援方法の指導等を行うサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	40	54	51	58	65	72
利用日数 （人日／月）	90	115	93	106	119	132

⑤ 放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するサービスです。

当該サービスについては、指定に際して県の同意が必要となるため、県と協議していきます。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人／月）	1,480	1,460	1,474	1,484	1,494	1,504
利用日数 （人日／月）	4,941	4,838	5,014	5,044	5,074	5,104

⑥ 障がい児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用する障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

区 分	前計画（実績）（R5は見込み）			本計画（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 （人）	3,098	3,074	3,079	3,137	3,195	3,253

4 地域生活支援事業の見込量

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズ等を踏まえ、計画期間における各種サービス事業量等（活動指標）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月末時点の利用実績に基づいた見込値を記載しています。

（1）相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービスです。

区 分		前計画（実績） （R5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者相談支援事業	（か所）	6	6	6	6	6	6
	（件/年）	34,887	31,695	29,709	30,609	31,509	32,409
地域自立支援協議会	（か所）	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	（か所）	2	2	2	2	2	2
住宅入居等支援事業	（か所）	1	1	1	1	1	1
	（件/年）	11	15	17	19	20	22
成年後見制度利用支援事業	申立支援 （件/年）	14	26	30	34	38	42
	利用支援 （件/年）	62	79	85	92	98	105

(2) 意思疎通支援事業

点訳や音訳、手話通訳者を設置し、聴覚・言語機能、視覚に障がいのある人に対して手話通訳者を派遣する事業や要約筆記者を派遣する事業等を通じて、障がい者の意思疎通の仲介等の支援を行うサービスです。

区 分		前計画（実績） （R5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者設置事業	（か所）	3	3	3	3	3	3
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業実利用件数	（件/年）	645	721	757	793	829	865

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付するサービスです。

区 分		前計画（実績） （R5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	（件/年）	53	46	44	55	55	55
自立生活支援用具	（件/年）	41	83	88	93	98	103
在宅療養等支援用具	（件/年）	72	80	79	80	80	80
情報・意思疎通支援用具	（件/年）	75	98	59	254	254	254
排泄管理支援用具	（件/年）	11,214	11,321	11,597	11,873	12,149	12,425
住宅改修費	（件/年）	9	10	11	12	13	14

(4) 移動支援事業

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区 分		前計画（実績） （R5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	（か所）	49	61	61	68	73	78
利用者数	（人/月）	226	240	259	275	291	307
延べ利用時間数	（時間/年）	1,309	1,456	1,664	1,760	1,856	1,952

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

地域活動支援センターⅠ型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施するサービスです。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を提供するサービスです。

地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護を行うサービスです。

区 分		前計画（実績） （R5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター Ⅰ型	（か所）	6	6	6	6	6	6
	（人/月）	5,202	6,224	6,249	6,274	6,299	6,324
地域活動支援センター Ⅱ型	（か所）	2	1	1	1	1	1
	（人/月）	21	57	57	57	57	57
地域活動支援センター Ⅲ型	（か所）	5	5	5	5	5	5
	（人/月）	869	913	938	938	938	938

(6) 発達障がい者支援センター事業

地域における親の会などの連携や協力のもと、発達障がい児者や保護者の相談支援の実施、個別の支援計画の作成、サービス調整支援の実施や、連絡調整会議においてコーディネーターの中心となり、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係部局、機関等の関係者を集めて、発達障がい児者の個別の支援計画を作成するためのチームづくり、及び職員の研修等の実施など、発達障がい者の支援を行うサービスです。

区 分		前計画（実績） （R5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	（か所）	1	1	1	1	1	1
相談件数	（件/月）	159	202	73	150	150	150

(7) 福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な相談・助言の支援を行うサービスです。

区 分		前計画（実績） （R5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	（か所）	1	1	1	1	1	1
利用者数	（人/月）	2	2	2	2	2	2

(8) 訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障がい者に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴を提供するサービスです。

区 分		前計画（実績） （R5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数	（人/月）	30	32	33	34	35	36
利用回数	（回/月）	195	192	203	209	215	221

(9) 生活支援事業

日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、本人活動の支援等を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進するサービスです。

区 分		前計画（実績） （R5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用回数	（回）	228	208	229	230	240	250
利用者数	（人/年）	228	208	229	230	240	250

(10) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行うサービスです。

区 分		前計画（実績） （R5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施箇所数	（か所）	82	83	88	93	98	103
利用者数	（人/年）	1,091	1,157	1,170	1,240	1,307	1,373

(11) 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を促進したり、障がい者スポーツを普及するために教室などを開催したりすることをはじめ、文字による情報入手が困難な障がい者のために点訳や音訳により、市の広報を定期的に提供するサービスです。

また、手話、要約筆記、点訳、朗読等の奉仕員の養成研修事業や自動車運転免許の取得や改造に係る費用の一部を助成するなど、障がい者の社会参加を促進するサービスです。

区 分		前計画（実績） （R 5は見込み）			本計画（見込み）		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	（回）	130	261	302	332	362	392
	（人/年）	1,189	2,224	2,232	2,800	2,900	3,000
芸術文化講座開催等事業	（回）	1	1	1	1	1	1
	（人/年）	171	96	106	106	106	106
点字・声の広報等発行事業	（種類）	9	9	9	10	10	10
	（人/年）	42	42	42	43	43	43
奉仕員養成研修事業	（講座）	6	6	6	6	6	6
	（人/年）	65	63	60	65	65	65
自動車運転免許取得事業	（件/年）	29	24	25	30	30	30
自動車改造費助成事業	（件/年）	56	41	37	78	78	78

第5章 計画の実施と評価

1 計画の実施体制

(1) 庁内関係部門との連携

本計画で推進する各種施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、生活環境、労働、人権など多岐にわたるため、関連施策をそれぞれの担当課が主体的に推進するとともに、庁内関連部門との相互連携を図りながら、各種施策を推進します。

(2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、市の関係課をはじめ、倉敷地域自立支援協議会、障がい者、障がい者団体やボランティア団体、医療機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携はもちろん、近隣市町との連携のもと、県障害福祉計画に基づく障がい福祉サービス圏域による広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

さらに、今後の制度改正などの変化に対応するため、国・県と連携しながら施策を展開していきます。

(3) 倉敷地域自立支援協議会との連携

障がい者への様々な支援の充実を図るとともに、地域での自立した生活を促進するため、倉敷地域自立支援協議会において、計画の目標達成に向けた課題や施策の検討を行います。

そのため、障がい福祉課は、協議会が検討を行ううえで必要なデータの提供、調査などの支援を行い、協議・連携を図るものとします。

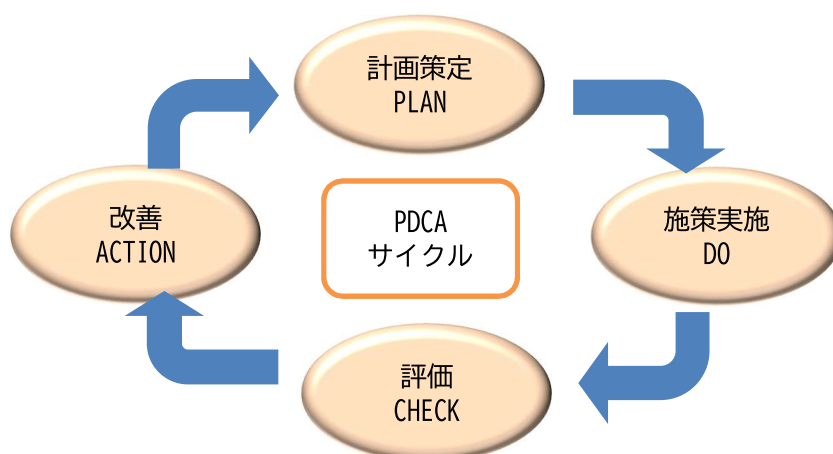
2 計画の進捗管理・評価

計画の実効性を高め、効果的・効率的に事業を推進するには、取組の実行後にその成果を評価し、次の改善へとつなげていくいわゆる「PDCAサイクル」に基づいた計画の進行管理を進めていく必要があります。

このため本計画の推進にあたっては、障がい福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、障がい福祉サービスが適切に提供されるよう、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

また、サービスの質を確保する観点から、障がい福祉課内の事業所指導室が、サービス事業所に対して、関係法令を順守することはもとより、それぞれのサービスに本来期待されている機能が十分発揮できるよう、啓発及び指導・監督等を行っていきます。

■PDCAサイクル



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき、活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする